

難い、といふ點に在るであらう。だが、それが故に不當拘禁の存在は、止むを得ないものとして放置すべき性質のものではない。不當拘禁を防ぐべき方法としては、科學的警察の確立(註12)、不當拘禁の行はれたる場合に於ける責任者の處罰などが考へ得られる。手近な匡正策は、警察官の側に於て爲し得ることであり、またなさねばならない。なぜなら警察目的は、社會公共の安寧と幸福増進とを前提とする權力作用だから。單に職業的傳統に囚はれ、民衆の自由權を忘れ、徒らに時代の進展に目を蔽ふことは、國家に奉公の「誠」を盡したものと云ひ得ない。(註13)

第三節 留置場問題

1 警察權の濫用、ことに不當拘禁に關聯して問題となるは、警察署に於ける留置場である。警察留置場は、第一に檢束者を收容し、第二に監獄に代用され、第三に謂ゆる任意に宿泊する者を、宿泊せしむるために用ひられる。檢束については前節で述べたが、これを留置場を中心に

(註12) 科學的警察とは、例へば犯罪に就て言へば、犯罪事實を明かにし、犯人の何人たるかを定むるに方りて、單に經驗に依れる素朴的觀察に止むることなく、又自己の主觀的意志にのみ支配されず、各種科學の方法に従ひ、客觀的に妥當なる方策を用ゆることである。

(註13) 人權擁護に急なるため、社會の擁護を忘れてはならない。刑事警察について言へば、無辜を罰せざるの點ではなく、寧ろその克く有罪を逸することなきやの點である。その無辜と共に、有罪も亦放置すべしとすれば、刑法廢止すべしである。

考へて見やう。

留置場の存在が、屢々檢束に於ける警察權濫用を招く緒となり易い。また司法警察官は法律上、捜査に必要な取調を爲すことを許されて居り(註14)(刑訴法第二五四條)、この取調に對しては、任意に出頭し、供述し、宿泊することが慣行上認められてゐるが、この任意なるものが、常に任意であるかは、世人から疑はれてゐるところのものである。

2 警察は、被疑者を法律的に強制する。その著しき例は、違警罪即決例に依る警察署長の即決處分で、まづ拘留を言渡し、次いで事件の捜査を始めることがあり得る。このような場合に於ても、現在存在せる留置場や、その設備等が、果して妥當であるか否かに批判の餘地がある。

3 捜査機關たる司法警察官が、同時にその科刑處分を爲し得るといふことも問題となる。實際上必要なる處分に用ひらるる限りは、止むを得ないことであるが、短期自由刑犯人の、警察に於ける強制處分は、充分考量さるべき事柄である。この點についても、小野氏は

有罪をして免かるるなからしむる所以は、社會の秩序を維持するの所以である。
(註14) 刑事訴訟法第二五四條。捜査=付テハ其ノ目的ヲ達スル爲必要ナル取調ヲ爲スコトヲ得但シ強制ノ處分ハ別段ノ規定アル場合ニ非ラザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
捜査=付テハ公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得。

「廢すべき短期自由刑は、わが邦に於ては、何よりも先づ警察署に於て執行される拘留の刑である。警察署の留置場を、現在の儘にして置く限り、監獄に於ける行刑を改良しても、自由刑の弊害の根源を絶つことは出来ぬであらう」と。

4 留置場に收容される者は、上述の如く多種多様であつて、そこには、思想犯の被疑者、前科數犯の常習的強竊盜犯人、自殺の危険ある女、少年法の適用を受くべき少年等が雜居する。それが短期間であるとは云へ、區劃不十分な狭いところに、あらゆる社會惡が、混然として存在する。それが少年に及ぼす影響等に考へ及ぶならば、慄然とするものがある。もし留置場を行政檢束者と拘留受刑者とに分離し得るならば、多少その害惡は避け得るであらうが、さらに進んでは、留置場を監獄に代用する監獄法の改正が望ましい。(註15)

5 留置場内に於ては、被疑者に對する警察官吏の暴行が、屢々伴ふとも傳へられる。拘留受刑者にして毆打される者が多いとか、或は殊に思想犯の被疑者に對しては、暴行事實があるとか等の、憂慮すべき風評を聞くが、かかる事實が存するとせば、明かに職權濫用であつて、嚴重

(註15) 刑は教育主義であるか應報主義であるかは、刑法學者の斷えず論争してゐるところである。が、何れにしても刑は、一般的豫防としては効果多いが、別特豫防(改善方法)は、著しく効果を見ない。茲に留置場及び刑務所構造及び設備の問題が、重要性を帯びてくる根本理理である。

に處罰さるるであらう。それは、「被告人ニ對シテハ、叮嚀深切ヲ旨トシ、其ノ利益ト爲ルベキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フベシ」との、刑訴法第一三五條の規定は、司法警察官にも嚴守さるべきだからである。暴力的に自白を強制するが如き事實は、勿論あるべきでない。もしありとせば、警察官吏自らが、神聖なる法律の破棄を強行するものである。

6 留置場は、狭い場所に、多くの人が雜居する關係上、衛生上の問題が當然考慮される。拘留受刑者は、自衣の着用を許される。(註16) (監獄法第三二條)が、二十九日の拘留期間は、その清潔を保たしむるに、充分注意しなければならぬ。勿論差入は許さるるにしても、監獄法施行規則に規定されてある清潔方法は、嚴に履行されなければならない。度々耳にする「留置場と虱」なる言葉は、留置場内の不清潔を表示するかに聞える。留置場衛生について注意すべきは、食事・その他拘留受刑者の健康状態である。これ等の事柄には、嚴密なる注意が必要である。

7 留置場に關して、法規に規定する接見(註17) (監獄法施行規則第一二三條)を拒み、治

(註16) 監獄法三二條。受刑者ニハ一定ノ衣服臥具ヲ着用セシム但拘留囚ニハ自衣ノ着用ヲ許シ其他ノ者ニハ襦衣ノ自辨ヲ許スコトヲ得。

(註17) 監獄法施行規則第一二三條。接見ノ度數ハ拘留囚ニ付テハ十日毎ニ一回、禁錮囚ニ付テハ一月毎ニ一回、懲役囚ニ付テハ二月毎ニ一回トス但十八歳未満ノ受刑者又ハ之ニ準ズル處遇ヲ爲ス受刑者ノ接見度數ハ典獄ニ於テ教化上必要ト認ムル程度ヲ標準トシテ適宜之ヲ増加スルコトヲ得。

療すべき受刑者の病氣(註18)(同第一條一七條)を放置し、差入を拒む(註19)(同第一條四四條)等
のことがあれば、必然に社會問題が惹起さるるに至るであらう。

第四節 科學的搜查

1 犯罪の搜查は、犯罪現象の組織的研究、及び犯罪の客觀的事實の確定、證據蒐集、犯人檢舉に關する秩序的知識を必要とする。従つて搜查法は、飽くまで科學の利用にあるべきである。殊に密接なる關係を有するものは法醫學・裁判化學・刑事心理學・社會學・統計學・人類學・博物學・細菌學・物理學・藥物學・測量學などであつて、搜查は科學的搜查でなければならぬ。近代の文化的發展、社會情勢の伸展繁雜化の趨勢は、犯人をして巧妙なる手段を採らしむるに至り、科學の進歩が犯人をも驅り立てて、怖るべき暗黒面を描かしめんとしつつある。

2 時代的犯罪傾向を知り、之に對して搜查の威力を發揮するは、司法警察の任務であり、科學的搜查の必要は、眞に切實なものがある。そ

れは科學的搜查法の採用は、檢舉を確實ならしめ、一般豫防的效果を擧ぐるの外、搜查手段としての不當拘禁、または自白強要などの警察權濫用をも防ぎ得るからである。

1 搜查の目的は、第一に客觀的事實の確定であり、科學的搜查は、之が確定を確實ならしむるものである。犯罪搜查に當り犯行現場の保存は、最も重要なものであつて、之が臨檢は冷靜沈着なる態度で、些細な點に迄注意が注がなければならぬ。臨檢に於ける巧拙は、捜査上に影響するところが多く、時としては、犯人の逮捕を不可能ならしめることすらある。臨檢の目的を達するには、被害者急救の必要ある場合の外は、現場を保存し、物的證據を捉へなければならぬ。現場保存の爲には、場合に依り寫眞、その他圖畫に依る保存も重要である。合理的檢證こそは、犯人捜査の中心である。(註20・21)

次に證據蒐集が重要である。現場に於ける犯人の遺留物は、物的證據として捜査上極めて重要なものであり、衣服・帽子・履物・その他所持品等の外毛髮・糞便・嘔吐物に至るまで、遺憾なく利用しなければならぬ。

現場の檢證に依りて得たところ、及び蒐集せられたる證據品の鑑識が、吟味されなければならぬ。科學的發展と共に、最近鑑識の進歩著しく、或は嚴密なる學理的研究に依り、或は専門家又は特別の知識を有する者の鑑識に依り、捜査上の緒が發見される。鑑識の中、第一に擧げられるのは指紋法であるが、指紋は、個人識別に利用せられるものとして、最近に於け

(註20) 舊時代は、自白を主としたから、従つて拷問の必要があつたであらう。今日は科學が進歩して、人間の血であるか犬の血であるかといふことや、その他の檢證は、科學的に立證され得るから、本人の自白よりも寧ろ物的證據に重きを置くやうになつた。これ科學的搜查法の重大視さるる所以である。

(註21) 科學的搜查法としては、法醫學が大きな役割を持つ。法醫學とは、醫學を基礎として法律問題を研究する科學で、その目的は、法の適用(司法)と法の制定(立法)との二方面がある。しかし立法は、法醫學の交渉薄く、法醫學の領分としては

(註18) 監獄法施行規則第一一七條。治療ノ爲メ特ニ必要アリト認ムルトキハ典獄ハ監獄醫ニ非ザル醫師ヲシテ治療ヲ補助セシムルコトヲ得。

分施ノ際必要アリト認ムルトキハ典獄ハ産婆ヲ付スルコトヲ得。
(註19) 監獄法施行規則第一四四條。刑事被告人ニハ前條(受刑者ニハ法令其他典獄ニ於テ有益ト認ムル文書、筆墨紙、印紙、郵便切手、郵便葉書、金錢及ビ教化上特ニ必要ト認ムル物ヲ除ク外差入ヲ爲スコトヲ得ズ但自辨ヲ許シタル物ハ此限ニ在ラズ)ニ掲ゲタル物ノ外衣類臥具、飲食物、手巾及ビ履物ニ限り差入ヲ爲スコトヲ得。

る鑑識方法の發展顯著なるものがある。犯罪現場に附着したる指紋は、附着後四十八時間を出ないで、その痕跡を消失するから、之が發見と保存とは肝要である。その鑑定は、物理的乃至は化學的方法に依つて爲される。

ハ 第二は血液である。血液の鑑識に依り血液型を知ることが出來、またその痕跡の形狀に依つて、流出滴下の状態を推知することが出来る。第三は汚點であるが、現場に於ける汚斑・塵埃は捜査材料となる。之に依り犯人の職業・疾病等が推理し得られる。殊に犯人の排泄物は、捜査上に有力なる手掛となる。例へば排泄物が精液なるときは、強姦罪その他姦淫罪の決定に重要な材料となる。その他毛髪も捜査上有力なる要素で、毛髪に依り男女・老若などが推量せられる。

二 鑑識中重要なものは、屍體の鑑識である。屍體の検案は、専門家に依つて爲さるべきであるが、自殺なるが如く見えて、鑑識の結果他殺なることが判明する事例もあり、一見縊死の如くして、再検案に依りて他殺と判明する事例などがある。死體の検案は、法醫學的知識を必要とし、専門家の鑑識に待たなければならぬ。その他兇器の鑑識も重要で、一度犯罪が行はれ、捜査が開始せられるや、些細なる點に迄留意し、近代科學の精華を充分利用しなければならぬ。物的證據の鑑識の外に、人的證據即ち證人の供述、犯人の自白も重要である。この場合にも精神病學・心理學・その他の應用に依つて科學的方法が樹立さるべきである。訊問者の技巧熟達の如何にも當然影響を受ける。これ等の供述・自白から犯罪の實狀を握るための矛盾

醫學的鑑定を主要目的とする法の適用の領域に屬する。法醫學の取扱ふ問題は、法醫學的異同、外力に基因する健康障碍及び死亡、妊婦及び分娩、殺兒、性問題、死體現象、法醫學的精神異常、一般刑事心理、催眠術による犯罪檢證などである。

の發見と論理的推量とが必要である。

3 今後の犯罪捜査には、利用され得る一切の近代科學が動員され、科學的捜査の發展は、拷問の如き苛酷なる方法を絶滅し、かくて近代の法律思想を實現することとなるであらう。

第五節 警察官吏の教養

1 警察の目的は、行政警察規則第一章の規定に従つて、人民の凶害を豫防し、安寧を保全するにある。(第一條) その職能は (一) 人民の妨害を防護すること (二) 健康を看護すること (三) 放蕩淫逸を制止すること (四) 國法を犯さんとする者を隱密中に探索警防すること(第三條) の四項目が掲げられてゐる。(註22) これがわが國警察制度の根幹をなし、あらゆる警察官の職務上の活動は、この點に於て統一されてゐる。

2 警察官の職務遂行上、多くの法規が存在し、活動の規準を與へてゐる。だが、警察が單に法規に合致すると言ふだけでは、未だ法の適用

(註22) 古い規程であるが、警察職務の重要な事項が規定されてゐる。第四章の巡查心得の事などは、人間としての心得のやうに響く。ここには眞理は永遠に輝く理法を、事實に見せてゐる。

宜しきを得たとは云ひ難い。なぜなれば、流動して止まない社會生活に於ける民衆を對象とし、固定的な法規の適用が、その具體の場合に於て、一々適切なるを得るや否やは、甚だ疑はしい事案である。のみならず警察法規は、その適用すべき時勢と場所と對象とを、執行官をして考慮せしめるために、自由裁量の餘地を與へてゐることも少くない。そこで警察目的を達成し、しかも臣民の自由權を侵すことなく、法規の適用を正當ならしめることは、極めて困難なることで、警察官の教養の問題は、國家的にも社會的にも重要性を帯びてくる。(註23)

3 警察の職能と目的とは、既に第四章で説いた。ここでは警察權の限界を點檢し、教養の必要に再び觸れて見やう。

警察權の限界は、第一に警察は、目的に關する限界を有し、社會公共の利益を保護するを目的とする。第二に私生活の自由權に對して、警察は干渉することなき原則である。勿論私生活でも、それが社會的公益に影響を及ぼすべき限度に於て、警察權の干渉を受ける。が、この限度を

(註23) 執行務に關しては、時勢の變遷と人心の複雑とに依つて生ずる千變萬化の事象に對し、寛嚴宜しきを得るといふことは、難事中の難事であると確信する。世人の多くは、逆論して警察執行の當否を非難するが、身警察に在る者としては多少遺憾である。だがこの千變萬化する事象に對して、寛嚴宜しきを得たる執行の事務を致すといふことは、身警察に在る者の快心事ではないかと反面から信ずる。諸君が執行に當つて、諸君の心に自問自答して、是と信ずる場合に於ては、敢然として斷行されんことを望む。野郎自大になることは、慎むべきことで、事に當りては、これ

越えることは出來ない。第三は警察上の平等の原則で、警察權の行使は、各人に對して差別的であつてはならない。第四は警察責任の原則である。警察權は、ただ警察上の責任ある者に對してのみ行はれ、正當に自己の權利を行使する者に對しては、警察權を行ふことを得ない。

4 以上の警察權行使の限界は、述ぶるところ抽象的であつたが、警察法規適用の上に於て、とかく履行され難い點である。もしかかる限界が嚴守されるならば、警察權濫用の問題は生ずべくもない筈である。警察權の行使が、警察責任なき者にまで及び、私生活の自由が侵害されるならば、原則としての警察目的は失はれる。例へば既に述べられた不當拘禁、從つて警察權濫用は、實に警察權の限界の破棄に外ならない。警察法規の運用とその限界を、明確に把握することは、警察官吏の教養として要求される第一の條件である。(註24)

5 警察は、民衆と融合接近すべきものであつて、行政警察規則第四章では、警察官吏としての巡查の心得が反覆懇切に説示されてゐる。殊

を部下に聽き、同僚に訊し、上長に問ふて、此處より外に往く所がないと決心がついた際には、一意聽進されんことを切望する。その場合には、如何なる外間の非難攻撃があつたとしても、私は諸君と共に行き、諸君と共に其の責を分つ。(藤沼警視總監の執行務に對する注意の一節)

(註24) 警察官の執行務には、自由裁量の領域が甚だ多い。これ警察官の社會常識の發達が、警察精神の中樞を爲す所以である。同時に警察法規に對する精神の理解がなければならぬ。警察官の法律知識は、實に警察精神の核心をなす。

に警察官は、正廉なるを第一條件とする。自ら正廉ならずして、社會公
 共の危害防衛と幸福増進のために、民人を規律することは出来ない。近
 時官吏にして往々瀆職行爲を敢てなし、人心の悪化を助長せしめる傾向
 のあるは遺憾である。警察官は、特にこれ等の誘惑に抗し、正しき品性
 を有たなければならぬ。(註25) 以上に警察官は、民衆に接するに溫情
 を以てしなければならぬ。このことは、背反非違の行爲に對する秋霜
 烈日の如き警察權の行使とは、毫も矛盾するものではない。

6 警察官の教養の必要とされることは、單にそれだけではない。警
 察の職能及び目的からして、警察の對象とするところは、社會と民衆と
 である。法規の固定的であるに反して、社會及び民衆は流動的であり進歩
 的である。社會と民衆の動的過程は、新しき法則の適用を必要とする。
 法規の殻の中に蟠居する警察官にとつて、教養が特に必要とされる主な
 る理由の一つはこれである。

7 近代社會の特徴と云はるべきものは、社會生活の混亂と、その思

(註25) 昭和八年四月十八日長官會議指示事項に對する長官の意見として、次の如き
 事項が現れてゐる。

- 1、警察官の待遇改善 郡役所廢止の結果、署長の地位が重要性を増したので、署
 長は全部警視を以て充て、警部の増員を爲し、警察共済組合の門戸を警部に迄開
 放し、且つ家族の疾病の場合も、恩典を受け得るやうにし、目下計畫中の療養所
 の建設を急ぎ、更に其の分布に就き考慮されたい。
- 1、警察施設の充實 警察電話増設、ラヂオ取付等考慮されたい。

想的運動の發展とである。思想運動中、それが國家の存立乃至は社會公
 共の安寧秩序を破るものは、治安警察法或は治安維持法に依つて取締ら
 るべきである。だが、警察官は、これ等法規の適用を中心として考察す
 るばかりでなく、進んではかかる社會的傾向の生ずる原因をも考察すべ
 きである。このやうな教養は、實務に應用して法の適用に遺憾なからし
 むる土臺であり、かくの如き警察官こそは、時代の要求してゐる清く明
 るく正しい警察官である。

8 かくの如く警察職能の遂行は、單に法規の施行にのみあるのでは
 なく、進んでは法規を施行する警察官の、教養にも關係するところが多
 い。國家は、この點を認めて、警察官吏教養の機關として、中央に警察
 講習所、各廳府縣に警察練習所又は巡查教習所を設置し、警察官吏の教
 養へと、ひたすら精進してゐる。

1、警察組織の擴充 大阪は人口及警察事務の繁雜さの點より、警視廳に準ずる組織
 に變更されたい。

1、警察行政一般 出版物の取締に就ては、地方的情況を考慮されたい。又選舉取
 締に就ては、官吏の身分保障が出来たが、動もすれば等閑に付される虞あるによ
 り、十分司法當局と連絡を取つて徹底を期すべきである。

第七章 檢察制度

第一節 檢察權

1 檢察權とは、檢察事務を處理する國家の權力である。刑事に關しては、公訴を起し、取扱上必要な手續を爲し、法律の正當なる適用を請求し、判決の適當なる執行を監視し、民事に關しても必要と認めるときは、通知を求め、その意見を述べ、裁判所に屬するか又は關係ある司法及び行政事件について、公益を代表して法律上の、監督事務を行ふことを得る公權である。わけても重要なものは、刑事に關する檢察權である。

これは公訴を起し、法律の正當なる適用を請求する公訴權と、公訴の取扱上必要な手續を爲す搜查權とを、その内容とする。(註1)

2 檢察權を裁判權と對比すれば、何れも廣義の司法權に屬する點に於ては同一である。公訴機關が各種の證據によつて、起訴不起訴の處分

を爲すことは、豫審判事又は公判裁判所が、各種の證據によつて判斷をするのと同で、何れも廣義の裁判である。

3 行政權の作用は、公共の安寧を維持し、人民の福利を増進することを目的とする。その目的に適合する便宜な方法を、選ぶことは當然である。これに反し司法權の作用は、刑事については、刑罰法に適合する犯罪行爲を指摘し、法の嚴正を維持することを生命とし、法の精神に基いて行はれる以外は、何等便宜の方法によるを許されない。近世立憲國の司法作用は、公訴の提起がなければ、審判の權がなく、公訴機關の關與がなければ、獨り審判機關のみが行動することは出来ない。裁判權と檢察權とは、不可分の關係にあつて、何れも司法權の内容として取扱ふべきが當然である。(註2)

1 近世立憲國家の基調となつたところの、佛蘭西の人權宣言第七條によれば、「何人も法律の定めたる場合に於て且つ法律の形式に従ふに非ざれば、公訴・逮捕又は拘留せらるることなし」と規定してゐる。この規定は、明かに公訴を法律によつて、保護すべきであることを明示したものである。その後本條の主旨は、或はその儘に、或は多少の修正を施されて、世界各國に採

に利益な資料の蒐集もしなければならぬ。刑罰法は便宜主義を採る。
(註2) 犯罪の訴追を以て國家機關の仕事となし、これを國家の機關なる檢事に屬するものとする國家訴權の原則(不告不理の原則)は、刑事訴訟法に於て固く守られ私人は告訴又は告發によりて、檢事の活動を促し得るに過ぎない。檢事は、公訴を提起するに就て、原則として告訴又は告發に拘束されない。ただ或種の犯罪に(報告罪)に就て公訴を提起するには、被害者の告訴又は請求のあつたことを條件とするだけである。外國の法制では、國家訴權の原則に對し、例外を存する例が多い。

(註1) 搜查とは、檢事、司法警察官吏及びその職務を行ふ者が、犯罪事實並に犯人發見の必要上、被疑者、關係者、物又は場所につき取調を爲す行爲である。搜查の目的は、犯罪事實並に犯人を明白ならしめ、犯人の所在を確保し、起訴要否を決するに足るべき資料を蒐集保全するに在る。苟くも罪あれば、必ず公訴の提起を要すとの合法主義の立場からすれば、被疑者に不利益な資料の蒐集を爲せば事足るのであるが、反對に訴追の必要なときは、公訴を提起せざることを得るとの便宜主義の立場からすれば、犯人の性格、境遇並に犯罪の情狀及び犯罪後の情況につき被疑者

用された。(註3)この宣言の主旨は、司法権の獨立を公訴にまで及ぼしたものである。ここでは明かに公訴權は、裁判權と共に司法権の一部を構成してゐる。けだし司法大臣等の如き行政機關の命令によつて、起訴及び處罰不處罰が決定されるとすれば、たとへ法律を適用したとしても、ここに所謂法律に従ふものとは云ひ得ない。右の宣言は、法律の存在しないときに、行政命令に従つて、公訴を處分することを許さないのみならず、法律の存在する場合にも、事實の認定、法律の解釋は、總て司法機關に依るべきことを示したものである。

□ 人權の保護は、處罰のみを法律に依らしめるよりも、公訴と處罰とを法律に従はしめる方が、完全であり且つ確實である。もし公訴を法律によつて保障せず、之を行政權の干渉に委ねたとすれば、裁判の確定に至るまでには、不當訴追の爲に悩まされる者が生じ、未決拘留中の損害も亦多大とならう。

ハ 「人權宣言」は、有名な三權分立主義を採用してゐる。國家の統治權の作用を、大別して立法・司法・行政の三つとし、之を各別個の機關に分擔させ、各々その領域を嚴守して、相干犯せしめないやうにすることは、立憲國の本旨である。かりにこれ等の區別を立てず、統治權の作用を、唯一の機關に委ねるとすれば、專横な獨裁的政治形態を導き、延いては人權は蹂躪されるの結果を來す危険がある。この統治機關の分立は、國務能率と云ふ技術上から今日論議されてはゐるが、萬人の欲求する人權問題の立場からも、社會の文化生活からしても、從來の封建制度よりは、正しく社會の進展を示唆したものである。

(註3) 人權宣言の大意。佛蘭西の國民議會によつて、一七八九年八月に發せられた宣言であつて、亞米利加合衆國の一七七六年の獨立宣言と共に、天賦人權説の文獻として著名である。人權宣言は「人民及び公民權宣言」と稱するもので「人は自分の權利に關して生れながらにして自由且つ平等である。——あらゆる政治的結社の目的、天賦にして時效にかかることなき人の諸權利の保持にあり。その諸權利とは自由、財産、安全及び壓迫への抵抗のそれである。——財産權ハ神聖ニシテ不可侵ナルガ故ニ、何人ト雖之レヲ奪ハルルコトナシ、但シ明白ナル公共ノ必要ニアリ法

4 司法作用の對象となるべき犯罪、その他の事實は、社會の變化發展と共に、著しくその量を増加し、またその性質をも異にするに至つた。國家は、かかる犯罪事實の變化に相應して、起訴不起訴の決定に對する處分を、自己の存立目的に適合するには、固定性を持った法律に基いてのみ行使するところの、司法作用に依るよりも、社會事情の變更に應じて、臨機の處置を取り得るところの、行政作用による方が有効且つ簡單に、公訴處分の目的は達せられる。それ故檢察權^{註4}の作用は、次第に司法権の獨立の、範圍から引抜かれるやうになつた。かかる傾向を、理論的に説明しやうとの試みるが、狹義の司法権の解釋である。

5 廣義の解釋によれば、司法権は、民事刑事につき法律を適用して、裁判を爲す統治權の作用であるとされてゐた。刑事に關して云へば、司法権は、裁判自體に對する裁判權と、訴訟手續に對する檢察權とを包含するものと云へる。ところで狹義の司法権解釋によれば、司法権は、民事刑事につき裁判所の行ふ裁判權であると云ふことである。この場合に

律ノ承認ヲ得、豫メ正當ナル補償ヲ爲ス場合ハ此ノ限リデナイ」云々と。所謂神聖不可讓渡なる自然權に關する十七ヶ條は、後の各國憲法に採用せられた自然權乃至基本權の、殆ど凡てを網羅し自由主義の聖典、立憲運動の目標となつたものである。

は、檢察權を含んではゐない。けだし檢察權の行使は、裁判所の権限に屬さないからである。

6 檢察權の主要な内容を爲すものは、公訴權(註4)である。公訴權は、公訴を起し、法律の正當な適用を請求し得る權で、一にこれを刑罰請求權とも稱せられる。現實に發生した犯罪に對し科刑權の存在を主張し、科刑を要求する作用である。それ故に、犯罪に關する證據を提供し、適用すべき刑罰法規を明示しなければならない。

7 公訴權の行使は、これを公訴の處分と、公訴の維持とに分つ。公訴の處分とは、特定の犯罪に對する證據の有無、處罰の要否を判斷し、或は起訴し、或は不起訴と爲すことを云ひ、廣義の司法處分である。公訴の維持とは、公訴提起後に於ける檢事の陳述、事實及び法律についての論告、刑罰の請求、裁判に對する上訴等、公訴の存在を主張する總ての行為である。

8 公訴提起のため必要な準備行為、即ち犯人と證據とを發見する行為は搜查權に基く。搜查行為には、犯人の探索及び逮捕を含み、搜查行為は、犯人の探索逮捕と犯罪の證據蒐集との二種に分けられ、また搜查行為は、直接人民の自由を制限し、これによつて人心の不安を除去するもので、普通には司法警察とも云はれてゐる。

(註4) 公訴權は、科刑權の一つの作用であるから、犯罪の發生と同時に發生する、從つて科刑權の發生と同一である。公訴權は、國家の訴追機關たる檢事が、其の地位から當然之を有し、何時にても、又何人は對しても、之を提出し得、從つて裁判所は、之に對しては、何等かの裁判を爲すの義務がある。

第二節 檢察權の憲法上の地位

1 司法權の解釋には、廣狹二義あることは既に述べた。わが憲法の規定が、何れの説を採用したものであるかは、公訴權が、司法權の内容をなすか否かの解決に、重要な點である。

イ 憲法第五七條は「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」(第一項)と云ひ、第二四條には「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ」とある。この二つの規定を對照して見ると、第二四條の云ふ「裁判官ノ裁判」とは、「裁判官を以て構成する裁判所の裁判」の意味であることは明かである。現行制度に於ては、裁判所でない裁判官のみの科刑裁判と云ふものはない筈である。

ロ 憲法第五九條には「裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス」(本文)とある。この裁判とは、科刑裁判

のことであり、科刑裁判の對審判決は、原則として公開すべしとの、各國憲法の規定を採用したものである。

以上の規定から推察すれば、憲法上に云ふ司法權とは、科刑裁判のみを指すものであり、豫審裁判(註5)(豫審終結決定)・手續裁判(公訴處分)を含まない。裁判官でない検事の公訴處分は、司法權の内容でない。従つて憲法は、狹義の司法權解釋を採用してゐるものと云はれやう。

2 科刑裁判即ち對審判決のみを、司法權であると言ふことは、裁判官が科刑以外の裁判、その他の訴訟行爲を爲さずとの意味ではない。事實上裁判官を豫審係に任命し、或は検事の請求による強制處分、民事刑事以外の非訟事件等を、裁判官に擔當せしめてゐる。

3 司法權中に、公訴權を含まないと云ふのは、憲法に云ふ司法權、即ち狹義の司法權を指したもので、廣義の司法權としては、司法處分の一切を指す。元來裁判は、一定の事實に對し、法律を適用する統治權の作用であり、事實を審理し、判斷し、これに法律を適用し、その歸結を

表示する國家機關の意思表示である。そこで刑事裁判は、犯罪事實自體に對するものと、その審判手續に對するものとの二者がある。この犯罪事實自體に關するものには、單に科刑權の存否に關するものと、科刑自體に關するものがある。豫審判事の豫審終結決定は、單に科刑權の存否に關する裁判であるが、裁判所の判決は、科刑權の存否の外に、科刑自體に關する裁判である。(註6・7)

4 ともかく司法處分の要素たる裁判中に、犯罪事實自體の裁判と、訴訟手續に關する裁判全部を包含するとすれば、檢察權は、このやうな廣義の意味に於ける司法權の内容である。従つて公訴權を以て、直ちに行政權に屬するものとなし、検事を行政官と見るは當を得たものではない。司法處分を爲すものは司法官であり、我法制上に於ても判事・検事を司法官と稱してゐる。

5 公訴權が、司法權の内容をなすと否とに拘はりなく、公訴處分を爲す検事の身分が、司法官として法律上身分保障を必要とすることは論

(註5) 豫審裁判。公判の準備手續であつて、豫審判事が、被告事件を公判に附すべきか又免訴と爲すべきかを定める爲、材料を蒐集する公判の下調である。此の點に於て、捜査と其の性質を同じうするが、其の相異なるところは、豫審は、起訴後の手續であつて、裁判機關の審理と云ふ點である。

(註6) 科刑權とは、具體的犯罪に對し現實に科刑する權で、犯罪と同時に發生する。
(註7) 具體的犯罪に向つて、一定の國家機關が、科刑權の存否を確認し、現實に刑を科する權を裁判といひ、この裁判を爲す權を裁判權と稱する。

を待たない。だが公訴権は、憲法上司法権に属さないものとするれば、これは行政権の作用の範囲からは、完全には獨立し得ない。従つて公訴権の屬する檢事局の構成が、如何なる程度に、官制大權たる勅令の支配から獨立的であるかは、公訴権の特質を知る上から重要である。

イ 憲法第十條は、次の如く規定してゐる。「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ゲタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル」と。此の但書中の「他ノ法律」云々に關しては、從來學説が分れてゐる。一説は但書の規定を以て、法律によるときは、如何なる官制をも定め得ることを認めたものとする。命令によつて法律を變更することは出来ないが、法律によつて命令を變更し得ないことは、憲法の認めるところである。他の一説によれば、但書の規定は、前述の如く廣く法律を以て、官制を定め得ることを認めてゐるが、既に勅令を以て定められた領域内に侵入することは許されない。なぜならば本條は、第九條但書のように、法律命令の優劣規定を置いてゐないからであると。

ロ かりに前説の如く但書を、無制限に法律によつて、官制を定め得ることを認めたものとするれば、天皇の官制大權は、殆んど無意義になつてくる。これは憲法に特例を掲げたものか、又は既に憲法施行の際、法律に特例を掲げたものの、二者に限つたものと解すべきである。即ち官制は、概ね行政官廳の組織に關するもので、原則としては、天皇の大權に屬すべきであるが、

或種の官廳については、行政権の侵入を防止する爲に、特に法律によつて保障するのを妥當と認めたものに外ならない。ここに云ふ「他ノ法律」とは、憲法施行の際、既に存してゐた法律であつて、官制を規定したものを指す。

6 憲法施行當時の「他ノ法律」即ち舊法律によつて、規定された官制に五つある。裁判所構成法・會計検査院法・公證人規則・行政裁判法・執行達吏規則が、それである。この裁判所構成法中には、裁判所の構成と檢事局の構成とが規定されてゐる。裁判所の構成に關する規定は、憲法の特例に屬するが、檢事局の構成に關する規定は、ここに所謂「他ノ法律」の特例に該當する。檢事局の構成は、憲法上法律によつて保障されたものと云へる。これ立法者が公訴権は、狹義の司法権に非ずとしても、少くとも公訴権の執行機關たる檢事局の地位は、行政作用から獨立に、法律によつて保障すべきものとしたもので、これ實にわが憲法の特徴である。(註8・9)

第三節 檢察制度

(註 8) 檢事は上官の命令に従ふ(裁構法八二)又檢事には、判事の如き地位の保障(憲法五八、裁構法六七・七八)はなく、ただ刑法の宣告又は懲戒の處分に由るに非ざれば、其の意に反して免職されることないだけである。(裁構法八〇)

(註 9) 檢事は、裁判所に對し獨立して、その職務を行ふものであるが(裁構法六條第二項)如何なる方法を以てするも、判事の裁判事務に干涉し、又は裁判事務を行ふことは許されない。(裁構法八二條)

一 公訴権の各主義

わが檢察制度の性質は、歐米各國のそれと比較するときは、行政干渉の餘地が可なり廣いことが認められる。今檢察制度の各種の主義原則を指摘すれば、

イ 檢事訴追主義 公訴の提起機關を檢事のみとしてゐる。被害者の訴追は、刑事訴訟法の認めないところである。

ロ 起訴後豫審主義 豫審の制度を、公訴提起後としてゐる。

ハ 訴追便宜主義 犯罪があつても、處罰の要否を考量し、公訴を提起しないことが出来る。何等の制限がないから、如何なる犯罪であつても、起訴猶豫處分を爲し得る。此の主義は、我國の創設に係るもので各國には、その例を見ない。

ニ 局内救済主義 檢事の不起訴處分に對し、檢事の上官に抗告申立を認める主義を、局内救済主義と云ひ、實際の取扱振は、告訴事件の不起訴處分に對し告訴人は、上級檢事局に順次抗告を爲し、結局司法大臣に至り得るものとしてゐる。(註10)

二 捜査権の各主義

イ 檢事捜査主體主義 犯人及び證據の捜査主體は檢事であり、檢事が犯罪ありと思考するときには捜査が行はれる。

ロ 全般警察官吏主義 行政警察官吏の監督者をも司法警察官とし、これ等のものにも捜査権を認めてゐる。全般警察官吏主義は、實務に當る下級官吏が、捜査事務について檢事の指揮を受けると同時に、一面上級行政警察官の命に服すると云ふ實際上の矛盾がある。

ハ 檢事無懲戒權主義 司法警察官吏の職務違反については、檢事に何等の懲戒權をも與へない主義を、檢事無懲戒權主義と云ふ。我國はこの主義を採つてゐる。そして檢事に任免・賞罰の權のない警察官吏を、檢事の補助機關とすることは、捜査事務に對して往々行政干渉の行はれる餘地を與へることになる。

ニ 補助機關兼任主義 實際に行政警察官吏に、捜査事務を兼任させてゐる。即ち廳府縣の警察官・巡查及憲兵の將校以下を司法警察吏とし、檢事の指揮を受けて、犯罪の捜査に従事するものとしてゐる。その外に警視總監・地方長官及憲兵司令官を司法警察官とし、犯罪の捜査に關しては、地方裁判所檢事と同一の權を與へてゐる。

三 監督

檢察事務の監督に關する規定は、裁判所構成法と司法省官制とに存する。

イ 裁判所構成法の規定 檢事正・檢事長・檢事總長は、各その檢事局又はその管轄區域内の檢事局の事務取扱を、分配指揮監督し、又は各管轄區域内の檢事々務を自ら取扱ひ、又他の檢

(註10) 起訴猶豫處分は、刑事政策上大なる成績を擧げてゐるが、その反對には、行政權の司法權への侵犯と云ふ面倒な問題が裡面に潜められる。なせなら不告不理の原則上、檢事の起訴がなければ、裁判所は審理し得ず、檢事は、司法大臣の指揮に従ふものだから。

事に移す権を有してゐる。(裁判所構成法第八三條)

検事ハ、其ノ上官ノ命令ニ従フ。(同第八二條) 司法警察官ハ検事ノ職務上其ノ検事局管轄區域内ニ於テ發シタル命令及其ノ検事ノ上官ノ發シタル命令ニ従フ。(同第八四條) ここに「其ノ上官」又は「其ノ検事ノ上官」と云ふは、検事正・検事長・検事總長の三長官を指す。この外に、司法大臣をも含むか否かについては、多くの議論がある。

裁判所構成法には、以上の檢察事務の監督規定の外に、特に第四編を設けて、司法行政の職務及び監督權に關して規定してゐる。司法行政の最高の上官は、司法大臣である。

□ 司法省官制の規定 司法省官制第一條は「司法大臣ハ各裁判所及検事局ヲ監督シ、檢察事務ヲ指揮シ恩赦及復權ニ關スル事項其他諸般ノ司法行政事務ヲ管理ス」と云つてゐる。この規定によつて司法大臣は、檢察事務について指揮權あるものとされてゐる。従つて前述の裁判所構成法中にある「其ノ上官」又は「其ノ検事ノ上官」の中には、單に検事正・検事長・検事總長のみならず、司法大臣をも含むものとする學者はかなり多い。それはともかく司法省官制の規定に基いて、司法大臣に檢察事務の指揮權が明かに認められて居り、實際に於ても、検事の犯罪捜査及び起訴不起訴の決定に對しては、司法大臣の指揮命令が行はれてゐる。これは選舉事犯、その他の政治的犯罪に對しては、行政權の干渉が容れ易く、世間から往々にして疑惑の眼を以て見られる點である。さうしてそれは、檢察權の獨立に對する行政權の侵入であり、三權分立主義の事實上の修正に外ならないとも見られる。(註11)

(註11) 司法省官制第一條「司法大臣ハ檢察事務ヲ指揮ス」と規定してゐる。ところで刑訴法は、公訴の提起は、絶對的任意主義を採つてゐるから、如何なる犯罪でも、公訴提起の必要がないとなしたときは、検事は起訴を見合ふことが出来る。このことは、刑事政策上當然のことではあるが、司法大臣は、如何なる犯罪事件に對しても、検事を通じて不起訴にすることが出来、かくて檢察權に對する行政權の侵入の虞が多分にある。それでも檢察權獨立論が動きつつあるが、未だに實現性が乏しい。

第四節 司法警察官吏

1 司法警察官吏は、検事の指揮命令を受けて、検事を輔佐補助をすることになつてゐる。即ち補助機關兼任主義を採用し、検事局專屬の司法警察官吏なるものがなく、一般行政警察官吏をして、捜査事務を兼任せしめてゐることは、前に述べたところである。(註12)

2 公訴の提起には、證據蒐集の準備行爲を必要とする。捜査はこの準備行爲である。豫審に取調があり、裁判に審理があるように、およそ判断には、その判断の基礎を爲すべき資料が必要である。公訴提起を爲す機關は、捜査をも自ら擔當して、資料を蒐集しなければならぬが、捜査は多岐多様であつて、しかも急速の活動を要することからして、ここに補助機關が必要となつて來る。

3 司法警察官吏として實務に該^{あた}る者は、警察署長以下の警察官吏である。現行制度によれば、この外に警視總監・地方長官・憲兵司令官等

(註12) 現在の實際に於ては、廳員多數の警察署に於ては、司法警察と行政警察との擔任を分離し、單に同一建物に執務せしむるに過ぎない状態である。それは裁判所と検事局とは、同一建物内に執務すると同じく、司法警察專屬機關としては、司法主任、司法掛、刑事巡査を置き、全く行政警察事務と分離してゐる。——署長はこれを指揮監督はするが——この状態が、將來司法警察と行政警察の分離すべきものとしての、多くの材料を提示したものと見る學者もある。

を司法警察官として、地方裁判所検事と同一の権を有せしめ、共に司法警察官吏を指揮監督せしめてゐる。しかも検事には、司法警察官吏に對する任免賞罰の權がない。従つて司法警察官吏は、主要犯罪につき先づ上官に報告し、その指揮を受け、検事に對する報告を後にすると云ふ弊害がしばしば起る。これは全く人情の自然であつて、現行制度の缺點であると考えられる。従來司法大臣・検事總長は、地方長官會議、警察部長會議に於て機會ある毎に、かかる弊害の改めらるべきことを訓示して來たが、今日尙その跡を絶たない。最近検事局專屬の司法警察官吏設置の機運が動いて來たのも、ここに起因してゐる。(註13)

検事と同一の權限を有する司法警察官は、その身分は行政官であると同時に、檢察權の行使者として捜査の指揮に當る。しかし裁判所構成法第八四條は「司法警察官ハ検事ノ職務上其ノ檢事局管轄区域内ニ於テ發シタル命令及其ノ檢事ノ上官ノ發シタル命令ニ從フ」と規定し、司法警察官は検事が、その管轄区域内で發した檢察事務を、指揮する爲の命令に服従しなければならぬことになつてゐる。この場合に檢察事務と云ふのは、主として犯罪捜査事務を指す。そして「檢事ノ上官中」に、司法大臣を含むことは、檢察事務の監督に關して述べたところで

る。(註14) 廳府縣の警察官・憲兵の將校・准士官及び下士は、司法警察官として檢事を輔佐し、その指揮を受けて犯罪捜査の任に當る。

以上の司法警察官の下に、司法警察吏があつて、檢事又は司法警察官の命令を受けて、犯罪捜査の補助をする。この司法警察吏となるものは、巡査・憲兵卒である。

4 最後に司法警察權は、犯罪鎮壓のために犯人を探索し、逮捕する權力で、公共の安寧秩序を維持する目的と、直接に人民の自由を制限することとの二要件を具備する。これは警察の一種であるとも云へるが、犯罪の鎮壓に關するものである點に於て、犯罪の豫防又は犯罪以外に關する行政警察と區別される。明治八年太政官達第二九號行政警察規則第一條に「行政警察ノ趣旨タル人民ノ凶害ヲ豫防シ安寧ヲ保全スルニ在リ」第四條に「行政警察豫防ノ力及バズシテ法律ニ背ク者アルトキ其犯人ヲ探索逮捕スルハ司法警察ノ職務トス」との規定は、この趣旨を明かにしたものである。

(註14) これと裏腹になつてゐる司法官の獨立といふことも、司法官の叙位、叙勳等は、司法大臣の申請に係り、間接的には、司法官を動かす力を持つことになる。だが、三權分立は、相對的のもので、絶對的のものではない。三權立分の徹底は、今日の法律思想とは、やや遠ざかり又遠かりつつある。

(註13) 凡そ官吏は、その監督上官に於て任免、黜陟權を持ち、かくて下官は、上官の監督に服し、命令が行はる。従つて例へ法規上は、上官を補佐すべしとの規定があつたとしても、もしその上官に於て、任免黜陟の權を有しなかつたならば、職務の遂行上完全とは言へない點が多々あるであらう。現制度では、職務上指揮すべき檢事に、司法警察官吏に對し、任免黜陟の權なきは勿論、その懲戒權すらも認めてゐない。

第八章 刑事政策

第一節 刑事思潮の變遷

1 犯罪は、一つの社會現象として、社會の變遷と共に推移して行く。例へば素朴な古代社會に於ては、現代の國家に見るような貨幣の流通や、文書の使用がなかつたから、そこにはそれ等に關する犯罪はあり得ない。犯罪とその對策とを、對象の中心とする刑事思潮は、その當時の社會的情勢を反映するときのみ、有力な意味を持つ。

2 近世の刑事思潮の、先驅者と目せられるは、イタリヤのベツカリヤ(註1)である。當時のヨーロッパは、封建的政權の支配によつて、專制裁判が行はれてゐた。訴訟手續は審問・裁判の總てを通じて秘密主義であり、所謂拷問が用ひられたり、專斷的な犯罪の認定が起り勝ちであつた。そしてまた刑罰が、如何に慘忍であつたかは、歴史に記録されてゐる

幾多の實例が、これを物語つてゐる。その後新興商工階級の勢力が著しく増大し、彼の偉大なる思想家ルツソー(註2)は、「社會契約説」を説いて、政府の專制に對して、個人の自由を保護せんとした。青年ベツカリヤは、かかる状態の中に、一七六四年「犯罪と刑罰について」を著し、正義と人道とのスローガンの下に、封建的な威嚇主義の刑罰法規を、改革すべきことを強く主張した。ベツカリヤの刑事學説を、簡単に述べると、

- 1 すべて人は、自由意思を有する。
- 2 自由意思は、萬人に一樣で、その間に差異はない。
- 3 犯罪は、自由意思から生ずる。
- 4 責任は、自由意思を有する人が、罪を犯した際にのみ生ずる。
- 5 責任の大小を決定する基準は、犯人の人格でなく、發生した事實である。
- 6 刑法は、豫め犯罪の種類と、これに均衡する刑罰を定むべきである。

といふのである。このベツカリヤの學説が含む三つの主義たる罪刑法定主義・罪刑等價主義・刑罰人道主義は、先づフランスに於ては、一七八九年の人權宣言中に採用せられ、次で一七九一年の改正刑法に

全社會制度の改革に於て、最も重要な地位の一つを占めてゐた。著書「犯罪と刑罰」。(註2) ルツソー・ジャン・ジャック。(1712-1778) ユグノー系の一時計師の子として、瑞西の壽府に生る。幼くして母を失ひ、正規の教育も受けず、一七二八年より約二十年放浪生活に入り、サヴォイ及びフランス等流浪した。この間の消息は、彼の晩年の作「懺悔録」に詳記されて居る。一七五〇年デイジョン翰林院の懸賞論文「學問及び藝術の進歩は、道德の淨化に寄與するや否や」に當選、一躍文名を馳せ、一七五五年には「人類間に於ける不平等の起源及び根據論」、一七六〇年に有名な

(註1) ベツカリヤ。(一七三四—一七九四)近世刑事思潮の先驅者、伊太利ミラノの貴族の家に生る。彼が漸く青年時代に入る頃、既にフランスには、モンテスキュー、ルツソー、ダランベール、デイードロ、英國にヒューム等の啓蒙運動者の一群に由つて、黎明が開かれんとしてゐた。彼は、此等の新興科學の遵奉者として、この學説を、當時の中世的法律、政治、經濟制度の批判に適用して、全歐を驚愕させた。殊に刑罰制度に對する彼の批判と、その解決案の提唱は、革命的であると同時に、科學的で革命後の刑法制度の礎石となつたのである。當時に於ては、刑法制度の改革は、

具體化せられた。(註5)

3 この時代の刑法は、一般に刑罰を抽象的に定めてゐる。刑事責任は、個々の犯罪者の、意思状態の如何を問はずに、犯罪行為自體によつて、専ら客觀的に定められ、刑罰は同一の犯罪行為に對して、總て同一に科せらるべきものとされてゐた。學者は、かかる刑事思潮に基く學說を、舊派學說又は客觀主義の學說と云つてゐる。日本の舊刑法は、ベツカリーヤの舊派學說をば、そのままに再現したものであつた。

4 しかるに、十九世紀の後半になつて、刑事思潮の一大革新を齎らしたものは、新學派と云はるる主觀主義である。此の學說の創始者イタリヤの法醫學者ロンブローゾ(註4)は、一八七六年「犯罪論」を著し、犯罪原因を隔世遺傳と犯罪定型として説明した。彼によれば犯罪は、舊學派の云ふような、自由意思の産物でも何んでもない。犯人は、そうせざるを得ない身體的特徴に強制されて、罪を犯したものに過ぎない。

彼は、犯人の頭蓋骨・容貌・身體を測定して、犯人を六種に分類した。1、生來犯人 2、特

徳狂 3、癡癡性犯人 4、精神病的犯人 5、偶發性犯人 6、感激性犯人が之である。學者は此の派を、刑事人類學派又は實證學派と稱してゐる。

5 ロンブローゾの死後、實證學派を受繼いで立つたのは、フェリー(註5)である。彼は恩師ロンブローゾの人類學的傾向を離れて、社會學的に犯罪を研究した。その著「犯罪社會學」(一八八一年)によれば、犯罪原因は貧困・アルコール中毒・浮浪・棄兒・小兒虐待・賣淫等種々あるが、大衆の生活難が、原因中の原因であると云ふ。これが刑事社會學派である。

要するにイタリヤに起つた新派學說・實證學派は「人の行動は、總てわれ等に影響を及ぼす外部的原因の結果であつて、この外部的原因に對して各人は、個性に應じてそれぞれ異つた態度に於て反應するのである」と云ふ見解を出發點としてゐる。それは「罰せらるべきは行為ではなく行為者だ」と云ふ有名なスローガンが示すように、個々の犯人の性格・思想傾向等に適應する犯罪の、特別豫防的作用を重要視した點に於ても、舊派の一般豫防理論と對立してゐる。實證學派の主張は、北歐諸國に廣められて、一八八九年國際刑事學協會なる團體が設立されたその主張は、犯罪原因並に犯罪防歴方策を社會學的・法律學的に研究し、刑罰を以てする社會防衛は、犯人の社會的危險性に應じて區別されなければならないと。その實行は、刑事政策であり、現在の社會を、犯罪から計畫的に防衛することであつた。

「社會契約論」及び「エミール」が世に出て、彼の名聲は愈々高くなつた。彼の急激な思想は、パリ政府の忌む所となり、スイス脱出後轉々パリに歸り、放浪の末一七八八年急死す。主著「社會契約論」

(註3) 罪刑法定主義。刑罰の適用は法規に據ることを要するとす刑法解釋適用の方法論を云ふ。即ち「法なければ刑なし」と云ふ格言の下に、説明せらるるところのものである。罪刑法定主義は、擅斷主義に對する反抗として、發生し發展した。一七八七年一月十三日、埃國ヨセフ二世が刑法に於て、類推に依る罰を全然禁止し

たのに始まり、佛蘭西革命の一七八九年八月二六日の人權宣言第八條に定められてから、この原則は、世界的に有名になつた。

(註4) ロンブローゾ・チエーザレ。(1836-1909) 伊太利の精神病學、法醫學及び犯罪人類學者。彼はトリノ、バヴィア及びウイン各大學に法醫學を修め、一八六二年バヴィア大學教授、次いでベザロの精神病院長を兼ねて、この頃より犯罪人の實際的研究を始め、生來的犯罪人型論を唱へた。後トリノ大學の精神病學法醫學等の教授となり、遂に犯罪人類學を創り、かくて同大學は、彼のために世界最初の犯罪人

國際刑事學協會は、一九一四年世界大戰の勃發と同時に自然消滅に歸した。不安動搖の社會状態が續き、犯罪は増加する一方であつた。かかる社會状態の中からフランクフルト大學教授フロイデンタールは、規範的責任論を主張して立つた。彼は犯罪の外部的原因を強調し、犯人に對する人間的な温情を以てせんとした。しかしこの理論は、謂ゆる思想犯人殊に共產主義者の出現に對して、社會防衛の任務を全うし得ないと云ふ大きな矛盾にぶつかつた。かくて考へ付かれたのが、目的論的概念構成である。即ち法律學上の理論は、目的觀念によつて導かれる。法律秩序の最高價值は、現實の國家を指導理念とするところの、國家の存在條件の維持にある。かつて規範的責任論の、完成者と謳はれたベルリン大學教授ゴールドシュミットは、今やこの目的論的概念構成の指導者となつてゐる。國家の存立に直接影響を與へない犯人に對しては、比較的寛大な處置を取り、國家の存立條件を破壊せんとする者に對しては、峻嚴な刑罰を以て臨むべきである。との此の理論の主張は、最近世界各國の刑法改正機運に際して實現されんとしてゐる。

第二節 刑事政策の役割

1 國家は、社會生活を破壊し、社會秩序を侵害する犯人に對して、自己を防衛しなければならぬ。刑事政策は、かかる任務を擔つて立つ

ものであり、さうしてそれは、國家の犯罪對策に外ならない。

2 國家は、自己防衛上、罰することを必要とする犯罪類型を、刑法の中に規定する。即ち犯罪は、刑法によつて作られるとも云へる。如何なる犯罪類型が含まれるか、との問題は、その國の歴史的な、社會情勢によつて決定される。古代ギリシヤのスパルタでは、畸形若くは虚弱の嬰兒は、これを殺害することを奨励してゐたが、アテネでは、同じ行爲が處罰された。古代のユダヤでは、嬰兒を祭神の犠牲に供しない父親は、不誠實な男子として非難されたが、その同じ國でも、ゾロアスターの時代には、此の舊慣に従ふものは、逆に犯罪者として取扱はれた。現在の國家に於ても、日本や中華民國では、妻の姦通のみを處罰するが、フランスでは、妻の姦通のみならず、夫が妾を同居さす場合でも、ドイツでは、夫妻の姦通を平等に處罰する。かように歴史的に辿つて見ると、古今東西を通じて、一般的な犯罪と云ふようなものは、あり得ない。

そこで犯罪に關する定義は、學者によつて一致しない。デュルケーム(註6)は「犯罪とは、健

類學講座を特設した。
 (註5) フエリー・エンリコ。(1856—1929) 伊太利の刑法學者で、社會主義者。1874年ボロニア大學に入り、1878年「可罰性の理論と自由意志」、1879年「フランス犯罪學」を著し、同年以後ロンブローゾの指導を受けた。1882年シエナ大學に轉じ、同年有名な主著「犯罪社會學」を出した。1886年社會黨議員に、1890年ピサ大學に招聘、1904年以來ローマ大學の教授となる。

(註6) デュルケーム・エミール。(1858—1917) 佛蘭西エビナルに生る。高等師範で哲學を修め、一八九六年ボルドー大學に、一九〇二年巴里大學に、何れも社會學及び教育學を講じた。一八九七年以後自ら社會學年報を刊行し、その主義の普及に努めた。(一九一二年迄繼續全十二卷) 彼はコントから出發し、スペンサーの影響を受け、社會學を以て社會事實を固有の對象と實證科學であるとした。この社會決定論は強く佛國社會學に影響を與へ、有名なデュルケーム學派を形成せしめるに至つた。主著「社會學方法の基準」「社會分業論」「宗教生活の原始形式」等。

全な意識を有する總ての人々の感情を戦慄させる行爲である。」と云ひ、ガロフアロは「犯罪は、社會を構成する人々に共通する憐憫と誠實との、感情を夥しく傷けるものである」と説き、タルドは「犯罪の本質は、權利若くは義務の違反に存する」とし、フェリは、犯罪を目して「一定の決意を伴ふ權利侵害の反社會的行爲」となす。アモンは「犯罪とは、個人の自由を侵害する總ての行爲である」とし、ウルフエンは「犯罪は、法によつて表現される團體意思に對する反抗であるばかりでなく、義務に對する反抗・内部的強制との衝突である」と定義してゐる。

3 學者が、犯罪を如何に定義しやうと、それは學者の意見にまかせて置けばよい。ともかくも具體的には、刑法の章條が規定してゐる犯罪類型に當て徹る行爲を云ふ。そして國家は、社會の情勢と共に推移して行く犯罪に對應して、その對策をも變化せしめて、社會を防衛して行く。

4 ベツカリヤに始まつた舊派學説は、犯罪は、人の自由意思の產物であり刑罰は、これに對する應報であると考へてゐた。人は、それぞれ平等に、自由な意思を有するものであり、犯罪は、人々が自由意思に従つて、善を捨て惡を選んだ行爲である。そこで犯罪對策としては、精神病者の行爲でない限りは、その行爲に現れた害惡の、大小に應じて責

任の輕重を判斷し、懲罰としてこれに應ずる刑罰を科せば、充分であるとされてゐた。舊派學説の刑事政策は、刑罰一元主義であつたが、十九世紀の後半、新派學説の勃興以來、犯人に對する社會の防衛は、抽象的な犯人の行爲に對してではなく、それぞれ異なる犯人の、個性に應じた處置を採ることによつて、達せられると解されるに至つた。それは犯罪の原因は、人の自由意思に基くものではなく、意思以外のものが、意思に影響を及ぼすものであることが舉證されたからである。(註7)

5 今日の刑事政策の任務は、獨り刑罰によつてのみ全うし得るところではなく、刑罰以外に、尙ほ幾多の犯罪鎮壓方策・犯罪豫防方策が講ぜらるるに至つた。單に刑罰について見ても、裁判官の自由裁量の、餘地が廣まつて來た。裁判官の自由裁量の、餘地が廣ければ廣いほど刑罰は、よりよく社會の防衛に役立つ。ただここに斷つて置きたいことは、刑事政策を狹義に解して、刑罰を除いた他の犯罪對策の意に用ひてゐる學者のあることである。ここでは上述の如く、これを廣義に解して、刑

(註7) 犯人の意思以外のものが、意思を決定するとすれば、犯罪者に責任がないかとの疑問が起るであらう。だが、自由意思の有無と責任とは、別個に考へなければならぬ。なぜなら、個人又は社會は、生存に必要な條件を破壊せんとするの行動に對しては、防禦的行動を採らなければならぬ。刑罰は、この防衛手段として發達したもので、自由意思の有無に拘らず、社會も個人も、この防衛手段を採ることが出来る。

罰をも、これに含めることとしたい。

第三節 犯罪の原因

1 犯罪に對する效果的な對策は、犯罪のよつて生ずる原因の、認識に基礎を置くべきである。殊に犯罪の行はれる以前に、これを豫防するには、犯罪が如何にして起るかを、見定めて置く必要がある。

2 犯罪の原因に關しては、それが人の自由意思に基くとす舊派學説は、しばらく置き、新派學説に於ても諸説に分れてゐる。今これを大別すれば、ロムブローゾによつて、代表される刑事人類學派の見解と、フェリーによつて、代表される刑事社會學派の見解とを挙げられる。この二つの學説を綜合すれば、犯罪の外部的原因と内部的原因とが、それぞれに説明し得られる。

A 犯罪の外部的原因(註8)

犯罪の外部的原因と云ふのは、自然的乃至社會的原因のことである。

繰り返せば、犯人の環境に存する原因である。

イ 自然的原因 自然的原因は、氣候・地理等の狀況に關するものである。犯罪統計は、これ等の狀況が、種々な犯罪の發生に對して、影響の多いことを示す。人は、文化の發展と共に、自然を次第に征服して行く。しかし人は、自然の影響から無關係になることは不可能である。殊に心身に缺陷を有する者は、その影響を蒙ることが甚だしい。神經質者又は神經衰弱者が、春から夏にかけて、氣候の影響を蒙つて病狀悪化し、精神病者もその頃には、興奮狀態を發することが多い。

ゲリー、クルチオ等の統計家は、英・佛・伊等に於て、殺人は熱い季節の五・六・七・八月に最も多く行はれ、強姦は五・六・七・八・九の月に、最も多く行はれると述べてゐる。わが國刑事統計によれば、夏季に於て最も多い犯罪は、騷擾罪・住居侵入罪・瀆職罪・殺人罪・傷害罪・脅迫罪・過失傷害罪・毀棄罪・猥褻罪等である。

寒冷な氣候は、人の活動力を萎微せしめ、激情的暴力的の犯罪を減少せしめるが、反面に竊盜罪などの、財産に對する犯罪が、増加することは注目に價する。わが國の刑事統計によれば、冬季最も多い犯罪は、騷擾罪・有價證券偽造罪・賭博罪・竊盜罪・強盜罪・詐欺罪・横領罪・放火罪・失火罪などである。

ロンブローゾによれば、フランスに於ける五十四年間の、人身に對する犯罪は、平原地方が最も少く、丘陵地方は中位に在り、山岳地方は最も多い。強姦罪は、この反對に平原地方に

(註8) 人間の幾多の異常なる行動が、眞にその人間の自由なる意欲に出づるか、或は社會的環境により、または肉體的素質によつて制約されてゐるかは、言葉を變へていへば、意思は、自由なりやといふ哲學上の難問題である。だが、刑事政策的立場に於ては、一概に論斷すべき問題ではなく、各具體的の犯罪人について、相對的に判定すべきものでなからうか。なぜなら、人によつては、意思の力が強大であつて、社會的又は肉體的條件を破壊して、その力を活躍せしめ得る者もあり、反對に薄志弱行にして、容易く社會的環境に左右せらるる者もあるのだから。

最も多く、山陵地方・山岳地方は、何れも減少してゐる。

口 社會的原因

社會的原因は、政治經濟狀態・一般生活態樣等に關するものである。經濟狀況は、犯罪に重大な影響を持つ。ロンブローゾは、飢饉は性慾を減殺せしめて、竊盜罪を増加させるに反して、豐作は性慾を刺戟して、性慾的犯罪を増加させると述べてゐる。

しかし、最も經濟的環境を重視するは、刑事社會學派であつて、經濟的不平等・貧困・酒精中毒などが、犯罪の主要な原因である。犯罪の分量と性質は、結局經濟狀況によつて決定されると主張する。フランスの此の學派の、代表者タルドによれば、「犯罪の發生には、物理的影響を無視し得ないが、その重要なものは、社會環境の影響である。この影響は、心理的現象として現はれる。模倣の大原則は、下層階級をして上流階級の使用物・言語・悪行・犯罪等を模倣せしめて傳播させる。富の程度は、犯罪の分量よりも、その性質に對して影響を及ぼす。生活がやや豊かになると、犯罪の源泉である慾望の順位が轉倒されて、或る種の慾望が發達し、他の慾望が抑壓される。」と述べてゐる。ゴトウキンは、社會的平和を害する破壊的感情の一原因は、通常富の過剰に伴ふところの、奢侈と安逸とに存すると説き、リンブロンは、犯罪の原因は、貧者の困窮した状態に、かれ等の必要状態に、富者の安逸と贅澤心に對するかれ等の、羨望と憤怒との裡に存在すると云ふ。景氣不景氣は、種々な犯罪の原因となることは明かである。(註9)

都市と農村との經濟狀況の差異によつて、犯罪は都市に高率を示す。ロンブローゾは、人口

(註9) これに關し、一つの挿話を掲げて見やう。露國のアリョールに生れたアンドレーフといふ人の「思想」といふ小説に、その主人公は、醫者であるが、ある戀愛事件から、その親友に對して深い遺恨を抱く。彼は、どうかしてその友人を殺さうと思ふが、しかも罪にならぬやうにやらうといふのである。種々考へた末、彼は狂人の眞似をして、その計畫を實行しようと思ひ、種々精神病のことを研究した結果、彼れはその後時々故意に狂人らしい發作を繰返す。それが時日を経るに従つて、漸次激烈となる。彼れの知人達は、本當に彼が狂人になつたものと考へてゐる。彼の

の絶えざる都市集中は、「犯人に絶好な仕事場を與へると共に、安全な隠れ場を供給する」と述べてゐる。專制的な苛酷な政治權力の行使が、内亂罪・騷擾罪等を生ぜしめることは、東西の歴史が種々の實例を示す。わが國に於ても、徳川幕府の苛斂誅求は、各所に百姓一揆を發生せしめてゐる。集團的な犯罪でなくとも、個人的な暗殺事件・疑獄事件等による殺人罪・瀆職罪等は、政治狀態の影響による。酒精中毒も犯罪・自殺・發狂等を増加させる。犯罪並に精神病の増加率は、酒精飲料の消費量の増加とは、正確に一致すると云はれる。

B 犯罪の内部的原因

犯罪の内部的原因は、人類學的原因とも稱せられ、犯人の一身に固有な生理的・心理的原因を云ふ。

イ 生理的原因

隔世遺傳説を唱へるロンブローゾによれば、犯人は、特殊の形態・性質を備へて生れて來たものである。この形態・性質は、われわれの祖先に備はつてゐたが、今日では既に退化してしまつた。ところが、この退化した形態・性質が、隔世遺傳によつて近代社會の犯人に再現し、ここに犯罪性が確認される。この種の犯人には、原始人類と同様な人類學的形質が存在し、さらに同種の犯人には、一定の身體的特徴が認められる。これが謂ゆる「犯罪定型」で、この特徴を持つ人は、生れながら罪を犯さざるを得ないものと説明する。フェリーは、犯罪並に精神病の共通原因として「犯罪的神經病」と云ふものを認める。この神經病は、隔世遺傳によつて、子孫に發現する生理的・心理的異常狀態が、個人の神經系統組

殺さうと思つてゐる友人も、それを信じ、非常に彼に同情し、種々慰めようと心を盡す。一日その友人は、近頃發作が漸く激しくなつた彼を自宅に招待し、食卓を共にしつつ談笑してゐると、突然彼は立上つてビール壺で、友人の腦天を打ち碎いて、これを殺してしまつた。が人々は、狂的發作の爲だとし、致し方ないと考へる。これがこの話の荒筋である。實際こんな場合——勿論めつたに無い事件であらうが一には、その下手人が眞の狂人でないといふことを發見するのは、容易なことではない。

織に影響を及ぼして智・情・意の機能を破壊して生ずるものである。それが智能を破壊する場合には、精神病となり、感情を攻撃する場合には、犯罪となり、意思を侵害する場合には、自殺となるものとした。

だが、犯罪そのものの遺傳は、今日まで證明されてゐないのであるが、遺傳によつて體質に缺陷を有するものは、刺戟に對して通常人よりも、強烈に反應し、不正直な實例・教示に誘惑されて犯罪を犯し易い。

心理的原因 智力・感情特に社會意識の異常状態であつて、これを觀取せんがためには、犯人の文章・言語の特徴・犯人に特有な道徳的氣質等が重要な資料となる。ガロフアロは、犯人は、總て或る種の感情と道徳心とを、排除する異常人であるとしてゐる。ともかくも犯罪原因として、犯人の心理状態を考査することは重要なことである。

3 要するに犯罪は、動機に基く行爲で、その直接の原因は、犯人個人の生理的・心理的状況に存すると共に、その終局の原因は、この動機を刺戟する外界の、自然乃至社會に存する。

第四節 刑事責任

1 犯罪を行つた者は、なぜ刑罰に處せられるのか？ 此の問題につ

いては、新舊兩學說の間に、根本的な見解の對立がある。

A 舊派學說 犯人が犯罪について責任を負ふには、二つの要件が必要である。(一)自己の行爲を辨別し得る程度に、智能が發達して居ること。(二)意思の自由即ち意思の力によつて、心の裡に現はれる様々の行爲の動機（モチ）の、一つを選択して決定する能力を持つてゐること。舊派學說は、犯罪責任を自由意思の道徳的責任に歸し、意思の決定に際しては、自由を有しなかつたとしたら、彼にとつて犯罪は、存在しないのであつて、責任もないわけである。病的衝動に驅られて暴行、その他不道徳的行爲をする危険な精神異常者に對しては、保安を講じて支障はない。しかしこの處分は、責任のない病者に對して講ぜられるので、犯罪對策としての處罰ではないことになる。

B 新派學說 人の意思は決して自由ではない。われわれは、實際に於て最も強い動機に従ふに過ぎない。だが、人は社會生活を爲すものであるが故に、自己の行爲については、社會に對して責任を負ふべきである。犯罪の責任は、社會的責任である。人は社會に對して、危険な有害な行爲を行ふ場合には、社會的反應としての處罰を受くべきである。この反應は、精神的異常者も、生來的犯人も、偶發的犯人も、等しく危険性の程度によつて量定され、ただ反應の態様・種類が、個々の人によつて異なるだけであると。

2 國家は、その秩序維持に必要な、條件を破壊せんとする攻撃者に對して、自由意思の有無（ありなし）に拘らず防衛對策を講ずるが、その對策は、攻

擊者の如何によつて異なる。正常の精神状態を有する者に對しては、苦痛を本體とする刑罰を科して威嚇する。異常の精神状態を有する者に對しては、精神病院に收容して治療を施す。かくて刑罰も保安處分も、その他の豫防對策も、社會防衛の手段たる本質に於ては、何等の變りはない。

第五節 刑 罰

1 刑罰(註10)は、犯罪對策の一である。犯罪對策は、豫防對策と鎮壓對策とに分れる。豫防對策は、犯罪發生以前に、犯罪原因を除去し或は減少せしめるが、犯罪發生の機會を少くして、犯罪を未然に防止する方策である。鎮壓對策は、犯罪の行はれた後に、犯人を檢舉し、これに刑罰、その他の處置を施して、再び犯罪を重ねることのないやうにし、併せて一般人に警告を與へて、同様の犯行を防止する方策である。鎮壓對策は、刑罰と保安處分とに分れる。

2 刑罰は、國家の秩序を維持するための、法制的處置の一種である。

(註10) 刑罰とは、犯罪に對する國家の制裁である。法律は、犯罪に對して社會を防衛し、法律秩序を維持する目的を以て、犯人に科する強制處分である。だが、社會的防備は、責任無能力者なるの故を以て、これを放任するを得ない。即ち反社會性を帶び、特別の危險ある者に對しては、その危險を防止し、社會的秩序の侵害を豫防する方法を必要とする。この種の保安的意味を有する行政的處分を保安處分といふ。保安處分は、社會的危險性があるが、必ずしも犯罪を前提としない。

そして被強制者にとつては、最も厳しい強制的處置である。刑罰は、科せられる者にとつては、苦痛となるべき性質を持つてゐる。そこで刑罰の種類・程度は、豫め刑法に、之を規定すべきである、と云ふ要求が當然生れる。各個人の權利・自由が保障されるには、如何なる犯罪に對しては、如何なる刑罰が科せられるかが、豫知されてゐなければならぬとの要求が、近代法治國の刑法を生んだ基本である。従つて現在の國家に於ては、何が刑罰であるかと云ふ問題は、刑法によつてのみ解決される。刑法に於て刑罰として、掲げてあるもののみが刑罰である。

イ 刑罰は、犯罪を條件として、行爲者に加へるところの効果である。犯罪は刑罰が、その効果であることによつて、他の不法行爲と區別される。また刑罰は、正常の精神状態を有する犯人に、これを加へると云ふ點で、精神病者を病院に入院さすこと、不良少年を感化院に收容することなどの、強制的處置とは自から區別される。

ロ 刑罰には、一般豫防の目的、即ち一般人に警告を與へて、犯罪を防止する目的と、犯人に矯正的若くは威嚇的效力を及ぼして、再び犯罪を重ねることを防止する目的との二つがある。最近特別豫防の目的が、著しく強調されて來た。

(註11) 懲役と禁錮とは、懲役は、定役を強制せらるるに拘はらず、禁錮は、定役を強制せらるることなき點に、兩者の差異が認めらる。但し禁錮囚でも、請願に依り作業に就くことが許される。(監獄法第二六條)

(註12) 等しく自由刑である懲役と禁錮の形式を二種に區別したのは、犯罪人個々の場合について、これを見れば、その主觀的情操及び性格に於て、明かに反社會的なるものと、その社會的・政治的見解の相違に出づるものとは、自から事情を異にするからである。最近の刑法草案に於ても、確信犯人に對し、禁錮を科せんとするもので

ハ 刑罰は、その内容、即ち受刑者に對する苦痛の、性質について種々に區別される。わが刑法は、主刑として死刑・懲役・禁錮(註11・12)・罰金・拘留・科料の六種、附加刑として沒收の一種を認めてゐる。これ等の刑罰は、その内容に基いて死刑・自由刑・財産刑に分けることも出来る。以上の外に、外國の刑法中には、名譽刑と呼ばれるものがある。また中世までは、體刑と呼ばれるもの、例へば笞杖(ちやう)を以て、犯人を打つことを内容とした刑罰もあつた。

二 主刑 と云ふのは犯人に對して、それだけを科し得る刑罰である。附加刑は、主刑に附隨して科し得るに過ぎない。従つて無罪の場合に、附加刑のみを科することは許されない。死刑は、刑罰として最も古い歴史を持つてゐる。最初の國家は、秩序の破壊者を殺すことによつて、その存立を維持した。殺すことは殘酷ではあるが、最も簡單な手段であり、また最少の勞力で出来る。最初はどの國家も、この方法を採用した。ところが一七六四年ベツカリーヤが「人類は、他人の生命を奪ふべき何等の合法的權利を持つものでない」と喝破して以來、死刑廢止運動が起つて來た。それからは、刑事政策上の一大問題として死刑廢止論は、今猶續けられてゐる。だが、死刑は、犯人を永久に隔離する方法として、他の刑罰に優れ、加ふるに死刑は、その苛酷さに於て、一般を豫防する効果が、最も大であると信じられてゐる。

ホ 懲役は、自由刑の中心であり、現行刑法の刑罰組織の中心である。自由刑には、この外に禁錮と拘留とがあるが、禁錮は、例外的のものとして取扱はれて居り、拘留(註13)は、輕微な取締規則違反に對して科せられる。外國刑法には、これ等の監獄刑の外に、流刑と住居制限

るが、一方また行刑の實際に於て、差別的取扱が不可能であるから、この區別を廢止すべしとの主張もある。

(註13) 拘留は、行政犯等に警察犯に對する自由刑である。懲役禁錮との内容的差異は、その期間の範圍を異にする點及び拘留場に留置する點にある。但し拘留場は、監獄の一部である。(監獄法第一條)

とがある。とにかく近世の懲役は、アムステルダムの懲治場に始まる。中世的の死刑・體刑の衰へたところに、懲役の出發點があると云つてよい。受刑者を薄暗い濕氣の多い地下室とか、城壁の廢墟に押込めて、ただ自由を剝奪することを、唯一の目的として居た中世の拘禁制度に對して、このアムステルダムの懲治場では「秩序と勞働への教育」を目標として、場所・設備・待遇が、すべて人間的に爲されるやうになつた。

ヘ 罰金(註14)は、財産刑の最も重要なものである。自由刑の代用として又は、それを補充する刑罰として通常は、懲役と選擇的に科せられる。罰金を納付しない場合には、民事訴訟法の規定を準用して、強制執行によつて徵收する。罰金は、犯人の財産の程度に従つて、科することが不可能で、刑罰としての均衡性は、極めて少ない。

ト しかし短期自由刑が、犯人を矯正させるよりも、墮落させる危険の多い場合には、寧ろ罰金を科する方が効果的である。財産刑には、この外に科料がある。その罰金との區別は、ただ金高だけである。附加刑の沒收(註15)も、一種の財産刑である。裁判所は、沒收の必要ありと認めた場合には、これを言渡すことが出来る。沒收の要件として、(一)犯罪行爲を組成した物、犯罪行爲に供した物、供しやうとした物、犯罪行爲から生じた物、これによつて得た物、(二)犯人に屬するか又は、何人にも屬しないことが必要である。

第六節 保安處分

(註14) 罰金と科料とは、懲役禁錮と拘留との區別と同じく、刑事犯に對すると行政犯(殊に警察犯)に對するとによつて、區別すべきでなからうか。現行法の上では、單に金額の範圍を異にするに過ぎない。だが、實際の必要からいへば、刑事犯にして、その刑必ずしも重きを要せざる場合があり、行政犯であつても、その刑重きことを要する場合もある。従つて實際の適用としては、行政犯にして罰金を科せられ、刑事犯にして科料を科せらるる場合がある。

(註15) 沒收は、現行法上附加刑(主刑に附隨して科する刑)である。しかし、その本

異常な精神状態にある犯人に對して、刑罰を科することは、意味をなさない。保安處分は、かかる犯人に對して、刑罰を加へないで、犯人が再び犯罪を、行はうとする傾向を阻止し、適當な矯正手段によつて犯人の、悪性を矯正しやうとするものである。これを大別すると、治療處分・隔離處分・感化處分・監督處分の四種となる。(註16)

イ 治療處分 現行刑法は、心神喪失者の行爲を罰しない(刑三九一)。また心神耗弱者は、刑罰を軽減される(刑三九二)。(註17)しかし犯罪を行つた精神病者は、病院に送致して適當な治療を施さなければ、社會防衛の目的は達せられない。かくて心神喪失者は、裁判所が放免するに當つて、犯罪狂病院に、心神耗弱者は、刑罰の執行を伴ふ監獄病院に、酒精中毒者は、飲酒癖者治療所へ收容すべきである。

ロ 隔離處分 隔離處分は、犯人を社會から隔離して、新犯罪の繰返されることを、防止せんとする方策である。隔離處分には、全部的隔離と部分的隔離とがある。全部的隔離は、累犯者殊に改善不能と考へられる常習的犯人を、自由刑の執行後に於て、一定の期間社會から隔離し、監置所に拘置することである。部分的隔離は、犯人の自由及び權利に、一定の制限を科する處分である。犯人を全社會から隔離することなくしかも、その自由を制限する。その自由の制限は、或は出入の自由の制限であり、或は勞働の自由のそれであり、或は犯人の有する權利の剝奪の、それである。

出入の自由の制限は、人口稠密な大都會で、犯罪を犯した犯人を、その地域から遠ざけること、釋放後の犯人を、被害者の居住する地方から遠ざけること、酩酊によつて犯罪を犯した犯人を、酒店に出入せしめないこと等を含む。

勞働の自由の制限は、或る種の營業又は業務に従事する故に、犯罪を犯した者に對しては、同様の犯罪が、繰返される危険を防止するために、將來同一の營業又は業務に従事することを禁止することを意味する。

權利の剝奪は、保安處分に於ては、主として或る種の行動の、自由の剝奪のことである。それは、精神異常犯人又は常習的犯人に對する去勢、情慾の墮落した犯人に對する徒弟との同居の禁止又は親權・後見權の剝奪等を、その内容とする。

ハ 感化處分 感化處分は、犯人の個人的な缺陷を、矯正感化して再び犯罪の繰返されることを、防止しやうとする方策である。少年法(註18)は、十八歳未満の年少の犯人を、感化處分に付し、教育によつて改善すべきことを規定してゐる。十八歳未満の年少の犯人には、刑罰を科さず、少年審判所へ送致して、保護處分に付することが出来る。この少年に對する保護處分には、訓誡を加へること、學校長の訓誡に委すこと、書面を以て改心を誓はしめること、條件を附して保護者に引渡すこと、寺院・教會・保護團體等に委託すること、少年保護司の監察に付すること、感化院に送致すること、矯正院に送致すること、病院に送致又は委託することの、九

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス
(註18) 少年法では、保安處分と言はないで、保護處分と言つてゐる。保護處分は、少年の保護改善及教育を目的とする行政的處分であつて、それが社會防衛に役立たしめらるる限り、保安處分に屬する。刑事處分とは、その條件及び内容を異にする。

質は、刑の言渡に附隨する行政的處分(保安處分)であると云ふ學者がある。
(註16) 現行の法令に過料なる名稱を以てする罰則が少くない。過料は、國家の行政的利益を侵害する行爲に對する制裁であつて、行政的刑罰である。但し行政的刑罰法規に於ても、罰金、科料等の刑法の刑名による制裁を附せらるることを普通とする。この兩者の本質的區別は、困難であるが、過料は、現行法上刑でないことは明かである。
(註17) 刑法第三九條 心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セズ

種がある。浮浪者・乞食・無節制者・労働嫌忌者等が、犯罪を犯した場合には、労働教育所に收容して、釋放後の生計を営み得る労働教育を施すは、適當な保護手段である。

二 監督處分 監督處分は、犯罪が繰返されることを防止する目的の下に、犯人の釋放後の行状を監視し、その社會的復活を、輔導しやうとする方策である。犯人が、刑罰又は保安處分の執行を受けて、一應性格が改善されたとすれば、かれ等の意思是、犯罪の外部的誘惑に對する抵抗力の鍛錬が試みられたのである。しかし未だ充分に鍊磨されず、再び忌むべき習慣に復歸する虞がある場合には、更に適當な保安處分を施す必要がある。

少年法が制定され、監督處分を新たに設けて、少年犯人が、刑の執行猶豫(註19)の言渡を受け、又は假出獄(註20)を許された場合には、猶豫又は假出獄の期間内は、少年保護司の監察に附すこととなつた。この監督處分は、將來一般の犯人に對しても行はれてゆくであらう。

第七節 豫防方策

1 犯罪が行はれた後に、社會防衛の方策を適用することは、害惡の根源に觸れないで、その結果を攻撃するものである。犯罪を根治しやうとするには、犯罪の原因に向つて、手を下さねばならない。國家は、犯罪の行はれるのを待たないで、豫防方策を講じ、犯罪を未然に防止しな

(註19) 刑の執行猶豫は、刑の言渡を爲したる場合に於て、情狀により一定の期間、その執行を猶豫し、その執行期間を無事に経過するときは、刑罰權の消滅あるべきものとする制度である。(刑法第二五條以下参照)

(註20) 假出獄とは、裁判により言渡される自由刑の執行が、未だ終らざるも、その執行の狀況により、最早執行の繼續を必要とせざる場合に於て、假にその執行を停止し、その後更に一定の期間を無事に経過するときは、刑罰權の消滅あるべきものとする制度である。(刑法第二八條以下参照)

ければ、完全に社會防衛の効果を擧げ得ない。殊に國家の組織を破壊しやうとするやうな、所謂思想的犯罪が多くなるにつれて、豫防方策の必要は、益々重要視されてくる。

2 豫防方策の手段には、一定の制限が存する。犯罪の危險性に對して、社會防衛の必要があるからとて、個人の自由を無視して、強制處分を行ふことは、それ自身社會秩序の破壊を意味する。社會防衛の必要と個人の自由尊重とは、適度に調和されねばならない。そこで犯罪の豫防方策は、二種に大別される。

イ 第一種豫防方策 これは、各人の精神・思想等を充分に健全にし、犯罪的念慮が、心に浮んだときに、これに抵抗し、これを排除し得せしめることである。この豫防方策は道德的である。社會の一般道德觀念を向上させて、今日の國家秩序の必要とする法益を、尊重する觀念を養はしめることである。この豫防方策を實現する立法或は施設は、各種の狀況に應じて、犯罪の原因を絶滅若くは減少せしめて、社會一般の道德觀念を鞏固にするに在る。法律は直接には、個人の道德に干渉し得ないが、不道德の發生する環境を改善し、進んで道德の健全な向上への要素を支持することは出来る。例へば工業都市の少年犯罪を豫防すべく託兒所を設け、勞

働者住宅或は公園を建設し、酒精中毒者を取締り、非道德的な兩親の親權を剝奪し、街路を清浄にし又は擴張すること等は、その改善策の一つである。

□ 第二種豫防方策 この方策は、犯人に對する障壁を多くし、その犯罪的便宜を除去して、犯罪の遂行を防止しやうとするのである。これは、悪性の染み込んだ一廉の犯人に對しては、それ程の効果はないが、偶發的な犯人の、大部分に對しては効果多く、犯罪實現を困難として、犯罪的意圖の遂行を斷念させるのである。從來の銃砲火藥類・武器・毒物・劇物等の授受の制限、質屋・古物商に對する不正の疑ある物品の質取・買受の禁止、旅店主に對する宿泊に關する一定事項の届出義務等は、この方策の實現されたものである。今後は一段と、これを統一的に擴張しなければならない。

3 犯罪を行はうとする際に、犯人が利用する便宜には、二方面がある。一は個人の心理状態であり、二は官憲の取締状態(註21)である。詐欺的犯罪は、被害者の輕信若くは貪慾(どんよく)を利用し、暴力的犯罪は、かれ等の不注意若くは無知を利用する。國家は、この種の被害に對しては、詐欺を行ひ易い業務に従事する人々の、監督を嚴にし、詐欺の行はれ易い停車場・列車内・公園等を警戒し、尙一般に教育程度を向上せしめる以外には、適當な方策を施し得ない。

(註21) 國法を侵さんとする者を、隱密の中に探索警防するは、司法警察の職務とするところである。司法警察の職司は、犯罪豫防に精進しなければならない。計畫的集團的の犯罪は、探索宜しきを得たときは、犯罪の敢行せらるるに先だち、事前に行行政警察豫防の力を揮ひ、犯罪の敢行を中止せしむることが出来る。目下小にしては、檢舉審案中に係る隣接町村に於ける公吏の犯罪の如き、勞働争議に起因する各種犯罪の如き、大にしては、所謂血盟團事件の如き、五・一五事件の如き、探索その宜しきを得、警防その度に適ひたるときは、行政警察の豫防の力を發揮して、犯

4 しかし官憲の、取締の及び得る範圍に屬する犯罪的便宜は、法の制定と、その執行によつて絶滅しなければならない。例へば兒童が、店頭の商品を竊取する機會を、除く方法として商人が歩道を侵して、商品を陳列することを禁じ、詐欺犯人が、誠實を装つて新聞紙に、虚偽の廣告を掲ぐることを防ぐ方法として、虚偽誇大の廣告を處罰する等、その方策は、當局によつて考慮されてゐる。

5 世界不況の深化の影響は、各種の犯罪の量を著しく増加せしめ、その質をも著しく暴力化せしめつつある。かかる情勢は、刑事政策に反映して、かれの最高目的とする豫防方策が加速度に、その重要性を高める。

罪を、その敢行に先だち絶滅し得たるものと信ずる。犯罪絶滅は、刑事政策の期待するところであつて、行政警察の目的とするところである。…宮城檢事正の司法警察執務に關する所見の一節

第九章 行刑政策

第一節 行刑政策の重要性

1 刑罰は、事實としては人類社會に於ける最も原始的な且つ最も一般的なものであつて、將來に於ても容易に、これが廢される日は來ることは思へない。それにも拘らずわれわれは、理想としては常に刑罰と云ふものが、この世から去つて呉ればよいがと希つてゐる。恰も人類が平和を望みつつも、戰爭を繰返してゐるのと同じである。人類は幾度かつまづきながらも、戰爭なき協調社會を目指して進まねばならない。それと同様にわれわれは、凡ゆる力を盡して、刑罰なき社會への到達を目標として、その文化を促進せねばならない。刑は刑なきを期すとは、いみじくも言つた適切な言葉である。(註1)

2 とまれ現實の社會生活に於ては、刑罰は如何にしても、避けるこ

との出來ない文化の一環である。今卒然として刑罰を廢するならば、社會の文化的秩序は、全く失はれないにしても、著しく後退せざるを得ないであらう。刑罰を制裁とする社會統制の作用が、文化的意義を有してゐることは、何人も否定することが出來ない。現實の問題として、現存の刑事制度を如何にして、文化の要求に近づけ、刑事制度の文化的意義を、充分に發揮せしめるかが重要になつて來る。(註2) これについては、前節の刑事政策に於て向けられた努力以上のものが、行刑政策に於ては爲されねばならない。

3 刑事制度改善の重點 は、その司法に關する刑法又は刑事訴訟法等にあるのではなくして、むしろその行政的部面であるところの、司法警察制度や行刑制度(主として監獄制度)にあると云はるべきである。(註3) 刑法・刑事訴訟法の改正と云つたものを、いくらやつたところで、司法警察・行刑の方面が看過されたのでは、所期の効果は得られない。現にわが國民が、警察制度に對し理解を缺き、監獄制度に對して疑を抱

(註2) 此のことは、當然に目的主義の肯定を意味する。蓋し斯くの如く刑法をして、文化が要求する一定の結果を發生せしめんとせば、刑罰それ自體を目的とする應報主義とは、理論上並に實際上到底一致し得ないからである。

(註3) 監獄制度の改善には、形式的な方面で二つの問題がある。監獄刑そのものを如何に改善すべきかが其の一、監獄刑を如何なる程度に迄存在せしむべきかが其の二である。此の二つの問題が、統一的に考慮せられざれば、監獄制度の完き改善は望まれない。此の點で示唆多き論文として正木亮氏「拘禁中絶に關する法律的・政

(註1) 世には、應報主義と目的主義とがあるが、刑法無き社會は、目的主義の目標である。

いてゐる程度は、司法制度に對すると同日の比ではない。警察制度と監獄及び行刑制度の改善が、社會の關心を唆つてゐるのは當然である。

4 世界の刑事政策家・行刑家・刑法家の注意は、今や擧げて行刑問題に向つて注がれてゐると云つてもよい。ドイツ・アメリカ・ロシヤに於ける行刑制度の根本的改造の試み、また歐洲大戰後に、しばしば開かれた國際刑務會議等は、凡て行刑政策の重要さを物語る。

第二節 行刑政策の變遷

1 刑罰觀念の推移と刑事政策の發達 そしてまた犯罪現象が複雑して來るに伴つて、行刑政策も絶えず變遷して來た。監獄に關する法令も政策も、刑罰觀念に於ける所謂應報主義と目的主義との對立によつて、幾多變遷の歴史を持つてゐる。しかしここに見遁すことの出來ないことは、世界の一般的傾向が、應報主義の立場から目的主義の立場への、移向を示してゐることである。

策的觀察」(豊島博士追悼論文昭和八年)である。

2 刑罰に對する應報思想 (註4)は、永い間、世界各國民の思想を支配してゐた。従つて行刑は、何れの國に於ても、慘忍苛酷なものであつた。例へば中世に於ける監獄は、全く威嚇的であつて、慘酷なる死刑とか傷害刑とかが、遠慮會釋あんりよあしやくなく行はれてゐた。ところが近世の監獄では、矯正的改善的な自由刑とかが、これに代るることになつた。

イ 監獄 は、最初當時の勞役場または懲治場と云つたものに、その端を發し、始めは重大なる罪を犯した者に適用したものでなく、むしろ近世の市民社會の、生活秩序を煩はす厄介者を收容して勞働させ、規律ある生活に馴れしめようとしたもので、刑罰と云ふよりは、今日の所謂保安處分の意味をもつてゐた。ところが死刑とか傷害刑とか云つたものが、漸次その影を沒し、それに代つて自由刑の適用範圍を擴大するに伴つて、監獄の任務は擴大されたが、却つてその内容は著しく退歩したとも傳へらる。

ロ 行刑 は、中世に於ては、近世に比して慘酷だつたことは事實である。初めて改善主義の行刑を採つたのが、一五九五年以後のオランダの行刑である。當時のオランダは、一の宗教的聯合國であつた。が、このことがオランダをして、人道主義に基いた改善主義で、行刑制度を創建させ、アムステルダムアムステルダムの監獄に試みさせるに至つた原因である。また第十八世紀末に、ホワードHowardと云ふ權威者が現はれて、イギリスを始め歐洲に於ける監獄の状態を詳細に調査した結果

(註4) 刑罰を應報主義と見るか否かによつて、保安處分に對する觀察も違つてくる。刑罰を應報なりと解するものは、刑罰と保安處分とは、その性質上差異あるものとし、刑罰は法益剝奪を目的とし、保安處分は然らずとなすのである。けれども目的刑論を採るときは、保安處分と刑罰とは、何れも社會防衛といふ目的を有し、その性質上差異あるものでない。

を發表したが、當時の歐洲に於ける監獄の状態は、設備不完全で、管理行届かず、男女の犯罪人・精神病者・貧乏人などが、雜然と拘禁されてゐるに過ぎなかつた。この状態を救済せんとして、ホワードの主張にかかる監獄改良運動が起り、囚人の分離、規律ある労働の強制による教育を目標として、監獄改良運動が續けられ、監獄改良運動は、歐洲よりもアメリカに於て、一層の進捗を見せ、次いで歐洲に及んだ形になつてゐる。行刑制度は、獨居制（ベンシルヴァニア制）、折衷制（オーバン制）、累進制（註5）の三段階を経てゐる。

ハ 改良の端初 最初の改良の結果出來たものが、一七九〇年以後に於ける獨居制である。この時代にあつては、受刑者を獨居房に拘禁して、ひたすら精神的修養に専念せしめ、それによつて犯罪性を根絶せんと試みた。ところが一八二〇年に至つて、獨居制が餘りに精神主義に囚はれ、社會的改良を無視するものだとの議論が起り、ここに受刑者に對して晝間は、雜居就業させ、夜間だけ精神的修養のために、獨居せしむれば充分だとの主張が、漸次認められるようになった。一八二〇年以後になつて現はれた獨居制と、雜居制の綜合折衷として所謂折衷制（オーバン制）がこれである。次に一八二二年には、また新しい制度が、イギリスの流刑地だつたオーストラリアに試みられた。裁判上宣告された刑期を、幾つかの段階に分ち、改善の程度に應じて、自由剝奪を緩和して、漸次自由と責任とを擴張して、社會生活に近付かしめ、最後に假出獄を許すこととなし、それによつて受刑者の改善を、促進しようとする所謂累進制度である。この制度は一度び一八四二年に改正され、更に一八五四年に一大改革が加へられ、獨居

（註5）累進制とは、言渡された刑期を、數個の段階に分ち、受刑者に對する行刑成績によつて、所遇を漸次向上する制度である。かくて行刑成績の好良な者は、より良く好良ならんことの希望を抱くべく、行刑成績の悪き者は、これに感化刺激されて、向上の途を辿るであらうといふのが、この制度の眼目である。

制と折衷制とに比し、受刑者に自力的改善を求める點が多かつた。社會と監獄との隔を緩和し、受刑者の社會的復歸を、容易なしめると云ふ點に特色がある。

3 世界最近の趨勢 は、囚人の自治制を生み出さうとしてゐる。

（註6）この思想も必ずしも新しいものではなく、一八三〇年頃ボストンの懲治場や、一八九五年頃のニューヨークのある少年監獄等でも、嘗て試みられたことがあるが、一九一四年ニューヨーク州の一監獄で、累進制を基礎にしたこの制度が試みられて以來、世界の行刑界に注目されるようになった。その根本思想は、畢竟デモクラシーの精神によつて、監獄内の行政に對して、囚人を参加せしめ、一般囚人をして、行刑組織の意義を理解せしめ、その責任觀念を喚起させしめ、ことに一定度の訓練を経たる囚人をして、監獄の經理事務又は彼等自身の、團體生活の統制に自ら當らせることによつて、その社會生活を準備させると云ふ效果を指すものである。これは今日未だ一般には行はれてはゐないが、監獄内に於ける抑壓的・專斷的な空氣を一掃せしめ、より自由な、より非監獄

（註6）ともすれば累進制は、徒らに囚人の利己心と偽善とを誘發する傾向があるに對し、之を救ふ新技術として、囚人の責任觀念を基本とする自治制が認められる。

的な空氣を持つことは、教育的にも望ましい制度である。わが國には、未だ極めて狭い範圍にしか試みられてはゐないが、行刑法の改正に於ては、是非とも考慮さるべき問題であらう。

4 最近の傾向 看過出来ないものに、刑務委員會なるものがある。刑務官吏による行刑に對して社會的に、これを監督し且つ補助する組織である。一體行刑は、國家の任務であつて、その國の官吏によつて、それが行はれて來たが、刑務官吏のみによる行刑が、果して社會的文化の要求に適合するかとの疑問が抱かれ、これ等専門の刑務官吏でないものを、これに参加させて、行刑に對する社會的文化の要求を、實際に反映せしむる必要があると云つた見解が、有力な意見として現はれて來た。言はば一種の行刑陪審とも云はるるものである。(註7)

刑務委員會は、アメリカ・イギリス・ロシアなどで、種々の形式で採用されてゐる。わが行刑法の立案に當つても、當然考慮さるべきものであらう。差當り判檢事・辯護士・醫師・教育家・宗敎家・社會事業家等で、組織さるべきが妥當であらう。そしてこの刑務委員會は、典獄の諮問または委員の發案にかかる事項につき、評議を聞く機關とし、囚人の請願及び假出獄等に

(註7) 陪審制度は、人權を保護せんとする理論は正しい。最近の思想は、無辜にして拘留を受け、有罪の判決を受けた者に對し、刑事補償法を認めてゐる。ただ陪審制度は、科學の未だ發達しない前世紀の端初に於ける人權擁護の方法としては、唯一の方法であつたが、科學が異常な發達を告げた今日、その根據は半ば失はれたものと言つてよい。民衆をして民衆の罪を斷ぜしむる長所はあるが、民衆それ自身が常識人たるに過ぎないから、刑事陪審が理想通りの成績は擧げ得ない。行刑陪審も實施に當つては、この刑事陪審の成績に徴し、最善の方法を講ずべきであらう。

付ては、その評議を経ることとする。

5 行刑の任務 は、極めて複雑であり、その組織は深甚な注意の下に考慮さるべきで、到底簡単な理窟で、これを押すことは出来ないが、根本的に云へば、自由刑の執行に當つては、その執行の方法を社會的文化の複雑な要求に適合させ、その種々な目的に對して、出来る限り合理的ならしめるように心掛くべきであらう。そしてこれを效果的な技術から云へば、「教育」による指導を常に中心に置き、かれ等の社會的復歸を容易ならしめる方向に導くべきである。行刑政策上の歴史は、この方向への趨向を専ら示してゐる。(註8)

第三節 教育刑の思潮

1 監獄改良運動が、世界的に擴がるにつれて、行刑の技術的問題がかなり論議されるに至り、監獄制度は續々改革せられつつある。しかし今日に於ける問題は、最早や單なる獨居制か雜居制かにあるのではない。

(註8) 昭和六年以來、わが國當局が、少年刑務所に實施せる假釋放審査會は、一種の刑務委員會として注目に値する。

行刑過程の全體を如何に組織したならば、自由刑の執行を、最も效果的に、社會的文化の目的に適合させ得るかにある。最近の行刑思潮は、この文化目的と行刑の結合點を囚人の教育と云ふ觀念に求めてゐる。謂ゆる教育刑論なるものが、それである。(註9)

2 そもそも近世自由刑は、その成立の初から矯正改善を目的とし、威嚇的色彩を帯びた懲治たらんとし、或はまた宗教的色彩を帯びた改悛を期待した。第十九世紀の行刑は、威嚇主義の殘影と宗教的人道主義との岐路に彷徨してゐたと云へやう。ところが資本主義經濟組織が繁榮し、産業革命が完成するにつれて、中小工業者の群と新たな工場を、中心として蝟集せる無産勞働者群の不安なる生活は、第十九世紀後半になつて、ヨーロッパの犯罪現象に異常な變動を起させた。それは犯罪一般、ことに累犯の著しい増加であつた。

イ この經濟事情を注意しない刑事學者は、從來の犯罪一般殊に累犯の増加は、第十九世紀の刑法は、餘りに道義的責任論を基礎とし、行刑が應報化したことに、責任を轉嫁しようとするが、

それは大きな誤りである。

が、犯罪の増加に對しては、當時の刑法と監獄とが、充分に當時の市民社會を防衛することが出来なかつたのは事實であつて、茲に實證的科學の認識と云ふ基礎に立つて、有效な社會的防衛を行ふべきだ、と主張するイタリアの新刑事學派の見解が、行刑界に重大な示唆を授けた。

ロ イタリア學派の、生物進化論一點張りに基く行刑思想は、勢ひ個人主義的思想への偏向を辿り、ために社會的に危険なる者の、淘汰と云ふ思想に支配されるに至つた。この主張に従へば、從來の監獄改良は、徒らに人道主義的であつた。危険性ある者に對しては、社會を防衛するに足るべき厳格な且つ有效な、手段を講ずべきだと云ふに在つた。この主張は、行刑界を一時風靡したものの一方それは、經濟事情の變化に、近世の犯罪殊に累犯現象の増加が懸つてゐることと氣付かず、従つてその行刑政策に於て、誤りを侵した點から、當時の市民社會の防衛にのみ役立つたに止まると批難される。

ハ 現代に於ける文化は、刑事政策従つてまた行刑政策が、より人道的・理想主義的基礎に立つことを要求してゐる。これはまたイタリア學派を支配してゐるイタリアからも、最近人道學派的なランザの思想が生れ、ドイツでは、理想主義的法律思想の影響を多分に受けたリープマンが教育刑論を唱ふるに至つた所以で、わが國でも「應報刑主義を捨てて目的刑主義を採り、目的刑の思想を徹底せしめたところに、われわれが到達した最後の結論(註10)」としての、教育刑の思潮が、強固な地歩を占めようとしてゐる所以である。この思潮の根底を流れ貫く指導精

(註10) 司法省は、教化施設として刑務所に映畫、蓄音機、ラヂオをも許可してゐる。これ受刑者の歡心を買はんが爲でもなく、また行刑處遇の安易を意圖したものでなく、ただ偏へに受刑者をして善良なる國家の一員たらしめ、社會の事實を知らしめて、將來の社會生活に準備せんがためである。行刑の瀆罪的の觀念は、今日の行刑觀念から消えてゐる。

(註9) 危険性又は悪性を有する個人を改善し、またその加害を排除する目的の必要を萎縮せしめたのは、新刑事學派の功績である。だが行刑は、單にこれに留まるものではなく、さらに受刑者に道義觀念を喚起し、その道徳的生活を完成すべく誘導しなければならぬ。教育刑の觀念は、茲に出發する。教育刑の思想は、目的刑思想に、一段の進歩を告げたものである。

神は、自由刑の執行に當つて如何に、その全過程を、現代の社會文化の複雑な要求に巧みに適合せしめ、その種々の目的に對して、能ふ限り合理的ならんとするに在る。そして技術的問題として「教育」により指導さるべきであるとの主張が、教育刑の根本精神である。

3 囚人の教育と言ふことは、彼を再び有用なる社會人に還すと言ふことである。かくして社會は、一度失つた其の同胞を再び得やうとするのである。従つて彼は、何よりも先づ人として扱はれなければならぬ。教育は、人に對するものだからである。次に彼は、法律から放逐せられることがあつてはならない。刑の執行に依る法益剝奪の限界は、正確且つ適法に、法律を以て規定せられなければならない。陰險な不當手段の中には、教育の可能が許されない。(註11)

4 教育刑が、その内容として先づ要求するものは、囚人の科學調査と、その與件による合理的な分類である。學校に學級の別あるに同じ。次に人としての義務を盡す監獄勞働の組織化である。「働かざれば食ふ可からず」は、近代教育刑の最も大きなスローガンである。従つて自由刑の中に、勞働を課せざる刑種のあることを非難する。累進制度と假出獄

とを基礎とした不定期制度に對する要求は最後のものである。教育の目的を達した者を、尙監獄に拘置するのにも、目的を達せざる者を釋放するのにも、共に不合理たるを免かれない。(註12)

第四節 執行猶豫と假出獄

1 行刑政策の最近の趨向は、執行猶豫や假出獄の制度を、重要視するようになつたことである。この二つの制度は、その政策上の目的からも、法律上の性質からも異なるところがない。

2 刑の執行猶豫の制度が、わが國に初めて採用されたのは、明治三八年法律第七〇號刑の執行猶豫に關する法律の制度に依つてである。その後この規定に、若干の修正を経て現行刑法に收められ、今日に至つてある。今日に於ては、これは刑事司法には、缺くことの出来ない一の、公平なる制度として認められ、その正當性については、誰しも疑を挟むものはない。

(註12) 十九世紀末葉以後、刑事制度に於ける保安的意義が重んぜられ、往時の勞役場、懲治場を想起する保安處分が問題とされるに至つたが、最近では、特に自由刑そのものを、實質的に改善的教育的ならしむる必要なることの意識が高まり、茲に教育刑なる思想が勃興して來た。この點に於て從來刑事立法を中心として、考へられて來た刑事政策と行刑政策とが、著しく接觸を持つやうになつて來た。

(註11) 此のことから學者の所謂「刑の醇化」の問題を生ずるのであり、從來の自由刑が、その正しき法律上の性質の認識なくして、執行せられることに對し、痛烈な攻撃が向けられる。併しながら、單に刑の法律的醇化と言ふ消極的な部分よりも、寧ろ之と同時に、教育の前提を爲すと言ふ積極的部分を重要視すべきである。

3 執行猶豫採用の理由として、論ぜられてゐるところは、一つは、その消極的目的とも云ふべきもので、自由刑ことに短期自由刑の執行が、犯人の性格に悪影響を及ぼし、その社會的復歸を困難ならしむるの、弊害を避けることが出来ると云ふことであり、その二つは、積極的目的とも云ふべきもので、刑の執行を猶豫することにより被告人に、自らその行狀を改め、合法なる生活に向はしむる機會を與へようとするに在る。そしてむしろこの後の積極的目的こそは、執行猶豫の本來の目的であつて、單に短期自由刑の弊害を避けると云ふ見地からは、これを見るべきではない、との見解が起つてゐるようである。(註13)

イ 舊法と現行刑法とは、若干の修正とは云へ注意すべき相違がある。例へば舊法第一條に依れば、執行を猶豫し得る刑は「一年以下ノ禁錮ニ處セラレタルトキ」に限られたが、現行刑法第二五條は、之を「二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキ」に改めた。また舊法第一條に依れば、執行猶豫を爲すのは、「一、前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者」又は「二、前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ十年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者」なることを必要としたが、現行

(註13) 執行猶豫制度は、最初北米合衆國で行はれたものであるが、今日に於ては、歐洲各國普くこの制度を認め、わが國では、明治三八年法律第七〇號を以て、この制度を定めたものであるが、後、刑法改正と共に、單行規定を刑法の中に織り込んだのである。

刑法第二五條第二號は、後者を「七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者」と改めてゐる。(註14)

ロ 舊法第三條に依れば、刑の執行猶豫は、刑の言渡と同時に判決を以て之を爲す外、刑の言渡後に於ても、未だ其の執行に着手せざる間は決定を以て、之を爲すことが出来たが、現行刑法には、その規定なく、刑法施行法第五四條に依り、刑の言渡と同時に判決を以て、之を爲すべきものとしてゐる。更にまた執行猶豫の法律的構成に於て、舊法と現行刑法と異なる最も著しい點は、その猶豫期間經過の効果にある。

ハ 舊法第九條に依れば、「刑ノ執行猶豫ノ裁判取消サルコトナクシテ其ノ猶豫期間ヲ經過シタルトキハ猶豫セラレタル刑ノ執行ヲ免除ス」即ち刑の執行を免除せらるるに過ぎないが、現行刑法第二七條に依れば、「刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其ノ效力ヲ失フ」即ち單に言渡されたる刑の執行を免除せらるるのみでなく、刑の言渡そのものの効力が失はれる。このことはその後、新たに罪を犯した場合に於て、再度執行猶豫を爲し得るか、及び累犯者として刑の加重を受くるか、に關係があるであらう。(刑法第二五・五六條) また刑の言渡に伴ふ附隨的效果の消滅は、受刑者にとつては、重要な利益を與ふる。例へば選舉權・被選舉權等に關する利益等は、それである。

4 執行猶豫制が採用されて以來、殆んど三〇年になる。この間に於ける執行猶豫の成績をば、統計について見ると、明治四二年より昭和二年

(註14) 刑法第二五條によれば、執行を猶豫すべき刑は、懲役又は禁錮に限らる。従つて沒收は、猶豫せられざるのみならず、猶豫せられたる懲役又は禁錮が、期間經過により效力を失ふも、沒收は其の效力を失ふことなし。(明治四一年八月二日刑甲一六一五民刑局長回答)

までの、執行猶豫及びその取消の状態は、次の如くである。

年	刑法犯有罪 被告人(A)	執行猶豫 人員(B)	BのAに對 する歩合	執行猶豫 取消人員(C)	CのBに對 する歩合
明治四十二年	九三、三一六	七、九七八	八・五%	二九九	三・〇%
明治四十三年	一〇六、一七九	九、二六四	八・七	三二九	三・五
明治四十四年	一一五、九七八	九、八五一	七・四	二九三	二・九
大正元年	一一六、二六二	八、九六〇	七・七	四一八	四・七
大正二年	一一七、五七七	九、四二八	八・〇	四三九	四・七
大正三年	一〇三、二九二	七、〇四八	六・八	四四二	六・三
大正四年	九四、九三一	六、七七四	七・一	四二二	六・〇
大正五年	一〇二、六九一	七、〇五五	六・九	四〇五	五・七
大正六年	一〇六、七四七	六、四二二	六・〇	三二一	五・〇
大正七年	一〇七、二五八	五、五七四	五・一	三一〇	五・六
大正八年	一〇九、四〇二	四、七五二	四・三	二七一	五・七
大正九年	九一、九二七	四、〇六一	四・四	一八七	四・六
大正十年	八〇、四六六	三、四二七	四・三	一三九	四・一
大正十一年	八〇、三三二	三、四七三	四・三	一一八	三・四
大正十二年	八三、八八三	三、八八〇	四・六	一五五	三・〇

大正十三年	八八、六四七	四、二二七	四・七	一七五	四・一
大正十四年	一〇一、六三六	四、五八〇	四・五	二二九	五・〇
大正十五年	一〇四、三七四	四、八五八	四・六	二五九	五・三
昭和二年	一〇五、七八〇	五、四八〇	五・一	一三三	二・四

5 この統計によれば、明治四二年から大正六年までは、有罪被告人の六乃至八パーセントが、執行猶豫を與へられたが、大正七年から昭和二年までの間に於ては、四乃至五パーセントに低下してゐる。一方猶豫の取消も前期に於ては、時として六パーセントに上つてゐるが、後期に於ては、一般に低下して二パーセントに過ぎない年もある。これは執行猶豫の適用が、減少の傾向を辿つたものだと見ることも出来るかも知れないが、他方に於ては、檢事の方へ起訴猶豫(註15)が、逐年増加しつつあることを考慮に入れなければならない。如何に起訴猶豫が増加してゐるかは、次の數字が教へる。

年	捜査件數(A)	起訴猶豫件數(B)	BのAに對する歩合
明治四十二年	一一七、九一二	二一、三七八	九・八
明治四十三年	一二七、二五五	二七、五二八	二一・一

(註15) 起訴猶豫とは、檢事に於て、起訴が法律上事實上の條件を具備せざる場合、政策上起訴を必要とせざる場合に、これを爲すのである。

明治四十四年	二四八、一七四	三五、九三五	一四・四
大正元年	二六一、八七四	四八、七二五	一八・六
大正二年	二七三、三九一	六〇、〇〇一	一一・九
大正三年	二七九、六六一	六八、五〇九	二四・四
大正四年	二八一、九六八	六六、二〇三	二三・四
大正五年	二九六、五七三	七五、八八二	二五・五
大正六年	三〇七、二三六	七九、三七三	二五・八
大正七年	三一一、一九〇	八七、一一七	二七・〇
大正八年	三一四、九九七	八六、五一九	二七・四
大正九年	二九八、五二五	八四、四四七	二八・二
大正十年	二九三、二三〇	八五、六三六	二九・二
大正十一年	二八二、八一五	九一、九〇一	三二・四
大正十二年	三〇三、四五九	九六、〇七三	三一・六
大正十三年	三二四、九二一	九八、三六二	三〇・二
大正十四年	三六五、四五〇	一一四、九八九	三一・四
大正十五年	三七六、〇五四	一二六、五五二	三三・六
昭和二年	三七九、八九六	一三〇、九一六	三四・四

6 執行猶豫制(註16)が、行刑政策上効果ある成績を、示してゐるのは明かである。現在のこの制度が、より修正され或は改正される餘地はないであらうかと云ふに、必ずしもそうではない。現に法制審議會でも、その刑法改正綱領に於て、この點について左の四項目を費してゐる。

第八 自由刑の執行猶豫を爲し得べき要件、取消の要件を寛大にし、且宣告刑の範圍を廣くする規定を設けること。

第九 刑の執行猶豫の範圍を擴張し、罰金・科料・公權喪失及停止にも及ぼすべき規定を設けること。

第十 刑の執行猶豫の効果を寛大にすべき規定を設けること。

第十一 有罪判決の宣告猶豫を爲し得べき規定を設けること。
 法制審議會のこの意見は、現在の制度に發展させねばならない餘地が、多分にあることを證據立ててゐる。従來の執行猶豫は、自由刑の特に短期の自由刑に限られた項があつたが、その餘地が擴張され、その他寛大な規定を設けることが主張されてゐる。

7 宣告猶豫も執行猶豫と、本來同一の根本思想を表現する二つの法律的機構である。一般的には處罰に値する行爲があることが認めらるるに拘らず、具體的の場合に對する公平上、その刑の宣告又は執行を猶

(註16) 執行猶豫制度には、二つの主義がある。一を條件附有罪判決主義といひ、二を條件附特赦主義といふ。條件附有罪判決主義とは、もしその猶豫期間内に、事故なきときは、有罪判決として、その效力を失はしむるのである。(法律上有罪判決なかりしと同一の状態に復せしむる) 條件附特赦主義とは、その猶豫期間内に、事故なきときは、單にその刑の執行を免除するのである。従つて前者は、罪刑共に消滅し、後者は、罪刑共に存する。明治三八年法律第七〇號は、條件附特赦主義を採り、現行刑法は、條件附有罪判決主義を採る。

豫し、更にその後の状況によつて、之を免除せんとする根本思想は、全く同一なのである。かくすることによつて、一つには被告人に、自らその行状を改めさせ、合法なる生活に向はせる機会を與へると同時に、二つには、その社會的復歸を困難ならしめる弊害を除去すると云ふ行政政策上の思潮の現はれである。

8 それでは、この兩者の區別は、何處にあるかと云ふに、それは一は、有罪判決又は刑の宣告そのものを猶豫するものであり（宣告猶豫制）、他は有罪の判決を下し、刑の宣告を爲すが、その刑の執行を猶豫するに過ぎない點にある。兩者は、手續上重要な差異を來すばかりではなく、これより生ずる法律的並に社會的效果に於て、重大な差異を生ずる。

例へば刑の宣告ある場合には、これを犯罪名簿に記入しなければならないし、刑の宣告に附隨する法律上の、權利又は資格の制限を伴ひ、社會的にも受刑者の生活は、著しく困難を加へる。今茲に執行猶豫制と宣告猶豫制との差異を見ながら、何れがより行刑政策上の根本精神に、より近いものであり、よりよき效果を齎し得るかを比較するに當つて、最も重要な點は、實にかかる法律的並に社會的效果である。その手續上の容易さや困難さは、自から第二次的な枝葉の

問題に過ぎない。

9 刑の執行猶豫は、刑の宣告と、それに伴ふ法律的並に社會的效果とは、被告人の名譽や、社會的地位に對する重大な不利益となり、よしそこに、威嚇的な效果ありとしても、その結果受刑者の社會生活に、致命的な支障を來すことは明かであり、従つてそれは受刑者の、將來に於ける犯罪反覆の可能性を、大ならしむることこそあれ、これを豫防することにはならない。これが執行猶豫は、宣告猶豫にまで發展せしむる根本主張である。さうしてこの意見が、刑法改正の問題に觸れて、最近有力な主張となつて現はれてゐる。

10 假出獄（註17）は執行猶豫と、その基くところの精神は同一で、法律上の性質も、執行猶豫と大差はない。異なるのはただ一は、刑を一部分執行した後に行はれ（假出獄）、他は未だ刑を執行しない以前に行はれると云ふ點に在る。假出獄は、受刑者の改悛促進といふことが、その本質的使命を爲す。

（註17）假出獄制度は、初め濠洲に認められ、後英國に入りて、歐洲大陸これに倣ふに至つたものである。濠洲に於て、この制度を實行されたのは、1829年で、歐洲大陸に於ては、1862年サクセンが、これを實行したのを最初とする。

11 懲役又は禁錮に處せられてゐる者で、改悛の狀あるときには、有期刑にあつては、その刑期の三分の一、無期刑にあつては、十年を経過した後、行政官廳の處分(註18)を以て、假出獄を許すことが出来る(刑法第28條第2項)。しかし十八歳未満の少年で、懲役又は禁錮の言渡を受けた者には、左の期間を経過した後と規定されてゐる(少年法第10條)。

一、無期刑にあつては七年。

二、犯時十六歳未満の少年にして、十年以上十五年以下に於て、懲役又は禁錮を科せられた者に對しては三年。

三、これ以外の不定期刑に處せられた者に對しては、その刑の短期の三分の一。

12 もし併合罪につき刑法第五〇條に従ひ、二個以上の有期刑の言渡があつたとき、その執行につき刑法第五一條但書末段の、規定を適用すべき場合の假出獄は、檢事の指揮によつて定まる執行刑を基礎として、各々その三分の一経過したるときに、假出獄が許される。その他拘留に處せられた者や、勞役場留置者に對しては、情狀により何時でも、行政官廳の處分を以て、假出場を許すことが出来る(刑法第30條)。

イ 假出獄は、改悛促進の拍車であるから、累進制度を採用し、一定の條件が具はれば、當然上級に屬することが、法規によつて定められてゐる場合には、假出獄に直近するところの上級者に、假出獄の申請権を與ふべきか否かは、大きな問題とされてゐるが、現行監獄法は受刑者には、その権利はないと云ふ見地から立法されてゐる。しかし累進は、受刑者の權利で、それに伴ふ假出獄の申請権も、また受刑者にとつては、當然の權利と見るべきだとの意見も、相當に強くなつてゐる。(註19)

ロ 假出獄を許すべき期間は、各國によつて一様ではない。或は刑期の四分の三、少くとも受刑後三年を経過した後とする國(イタリー)、或は刑期の四分の三、殘刑三年を越えない場合とする國(オランダ)、或は刑期の三分の二、少くとも六ヶ月服役後とする國(ノールウエー)、等殆んど一定するところがない。假出獄を許すことが、本人の改悛を促すことに在る限りは、その許可期は、法定すべきものではなくて、典獄の自由裁量に屬させることが妥當だともされてゐる。

ハ 假出獄は、實質上は裁判上言渡された判決に對する變更である。判決の變更を行政官廳が行ふことは、三權分立の精神に反すると云ふ意見もあるが、行刑の實際に當らない裁判官が、假出獄を決定すると云ふことは、行刑思想や政策上の根本精神に反する。まして行刑は裁判ではなく、行政に屬するに於ては尙更であらう。

13 假出獄は、自由刑の一部である。たとへ拘禁は免除されるとは云

(註19) わが國では、累進制は、制度としては、未だ認められてゐないが、假出獄は、刑法に於て、これを認めてゐる。將來は、累進制と結びついて、その運用を充分ならしむる過程へと進むであらう。

(註18) 假出獄の處分を爲すは、行政官廳(司法大臣)の權限に屬する。この點は、執行猶豫の言渡が、裁判所の權限に屬するのと異なる。だが、兩者共その本質は、司法的といふよりは、むしろ行政的性質を有する處分である。

へ、その出獄者の行動に對しては、一定の條件が附せられなければならない。監獄法の規定してある條件の主なるものは、(監獄法第六七條)

- 一 正業に就き善行を保つこと。
- 二 警察官署の監督を受くること、但警察官署は、監獄の意見を聴き、他にその監督を委任することを得

- 三 住居を轉移し又は十日以上旅行を爲さんとするときは、監督者の許可を請ふこと。
- 四 外國に旅行せんとする者は、主務大臣の許可を乞ふこと。

14 假出獄者に對する監督が、警察に委ねられてゐることは、假出獄者の就職や心情に、餘りよくない結果を生ぜしむる虞があるとして、反對するものが多い。アメリカその他に行はれてゐるような訪問委員會制度が妥當だとされてゐる。訪問委員會制度とは、保護事業家を以て組織する委員會であつて、警察監督と異り、釋放者を訪問して、その改善を助長しようとする制度である。(註20)

15 重要なことは、假出獄適否審査の問題であるが、これについては、何よりも先づ受刑者に、改悛の狀があるか否かを定める必要がある。改

悛の狀と云ふのは、ひとり犯行に對する悔悟の念ばかりではなく、犯罪に對する危険性のないことを意味する。犯罪の危険性は、受刑者の内的關係と外的關係とによつて成立し、その有無を決定するには、受刑者の身上關係・犯罪關係・保護關係を明かにすべきである。(註21) このことについては「假釋放審査規定」なるものがあつて、(註22) 専ら審査決定の標準が與へられてゐる。

16 假出獄には、取消の制度がある。次の事項に該當したときが、それである(刑法第九條)。

- 一 假出獄中更に罪を犯し罰金以上の刑に處せられたとき。
- 二 假出獄前に犯した他の罪につき罰金以上の刑に處せられたとき。
- 三 假出獄前他の罪につき罰金以上の刑に處せられた者にして、その刑の執行を爲すべきとき
- 四 假出獄取締規則に違背したとき。

17 假出獄の取消は、行政官廳の自由裁量である。たとひ假出獄中に他の犯罪を犯して、刑が確定した場合でも、本人の將來の改善のために、これを取消さないのが妥當とされる場合には、これを不問に付したり、(註23)

(註21) 故に現行刑法が、獨り改悛の狀あることのみを以て、假出獄の條件として居ることは(第二八條)、不充分と言ふべく、刑法草案が更に其の社會的條件(保護關係)を考慮すべしとしたこと(第一〇八條第二項)は、之に一步を進めたものと言はなければならない。

(註22) 昭和六年五月二五日司法省訓令第一二八號

(註23) 昭和六年中假釋放人員一六六二人中、取消七人、同不問九人、昭和七年二二七七人中、取消五二人、同不問一三人である。

(註20) 行刑の目的を全ふするには、獨り假出獄のみではなく、一般放釋者の保護に十全の力を盡さなければならぬ。監獄法は、これを以て監獄官吏の義務とは、してゐないが、監獄法第七〇條同施行規則第一七〇條乃至第一七二條で、放釋者に對する注意を規定してゐる。わが國は、犯罪の一等國だといはれ、現に犯罪者に對する行刑の爲に、年々一千數百萬圓の費用を投じてゐる。行刑の成果は、積極的の意味に於ても、消極的の意味に於ても、國家の消長に關するところが大きい。

或はその決定を留保して、行刑成績の如何によつて、始めて取消を定める場合がある。假出獄制度の精神から出て来る必然の歸結である。

第五節 我國の監獄制度

監獄は、刑事被告人及び受刑者を拘禁する爲に、國家によりて設けられたる營造物で、刑種を標準として(1)懲役監(懲役に處せられたるものを拘禁す)、(2)禁錮監(禁錮に處せられたる者を拘禁す)、(3)拘留所(拘留に處せられたるものを拘禁す)、(4)拘留監(刑事被告人及び死刑の言渡を受けたる者を拘禁す)の四種に分つ。尙懲役・禁錮・拘留に處せられたる者を一時拘禁することを得。

男女監 男監・女監を設けて分離せしむ。(2)二ヶ月以上の懲役に處せられたる未成年者(特設監獄)又は監獄内の特設せられたる區域に拘禁す。(3)司法大臣必要と認むるときは、分監を置くことを得。

監獄官吏 (イ)監獄は司法大臣の管理に屬す。(ロ)典獄・典獄補・看守長は、司法大臣の指揮命令を受け、監獄の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督す。(ハ)看守部長及び女監取締部長は、典獄の監督事務を補助す。(ニ)通譯・保健技師・教誨師・教師・作業技手(看守)及び女監取締は、司法大臣により定められたる監獄事務に服す。

名稱及種類 監獄とは總稱的にして、簡別的には之を刑務所と稱す。分監は支所と云ふ。(註24)

第十章 社會思想

第一節 社會思想の意義

1 社會は、多數の個人が、集合することによつて作られる。個人が存在して、此處に社會が初めてあり、社會に於てこそ個人の生命は、生かされ得るものであることは、既に繰返して述べたところである。個人と社會とが、兩々相俟つて、其處に進歩があり發展がある。われわれは、單純に社會は、同一の目的を有し、同一の利害關係を有する人々によつて、構成されてゐるものであると考へてはならないし、また考へることは出来ないものである。

2 社會には、生活條件を異にしてゐる人々があり、これ等の人々が各自利害關係を異にし、そこに生存闘争に於ける優勝者あり、劣敗者あり、貴賤あり、貧富あり、と云つた具合に、階級別が生じ、絶えず波瀾

		内地	朝鮮	臺灣	關東州	南洋
本所	43	16	4	1	獄舎6	
支所	104	10	2	1	不明	
典獄	43	13	3	1	不明	
典獄補	34	6	1	1	不明	
看守長	479	118(長、技手、通譯)	34	5	不明	
看守(男女)	6,509(男女)	1,839(男68女)	504(男)14(女)	137(男女)	不明	
通譯	4		3	職譯生1	不明	

(註24) 一昭和八年五月一日現在

の生起する原因が横たはつてゐる。従つてそこには、種々なる社會問題が生ずる。かかる社會問題の、發生する根源に遡つて、それを除去せんには、被支配階級の政治的・經濟的な自由・平等或は解放を要求すべく、諸種の思想が顯はれる。これが社會思想なのである。

3 勿論、ギリシヤ古代に於けるプラト^{註1}の如く、支配階級に對してのみ、共產主義を主張したる如きも、社會思想と呼ぶに、何等差支へない。またその他にも、多くの場合があり得る。しかしながら、嚴密なる意義に於て云ふならば、被支配階級の、支配階級に對する社會的な、自由に對する要求が、思想的に顯はれたものを、社會思想と呼ぶべきであらう。

4 社會思想は、その時代の社會に反對し、現前の社會的缺陷を指摘しつつ、新たな理想の社會を、胸に描いて出現してくる。それ故に社會思想は、現代の社會状態を鋭く批判し、當代の社會に反旗を翻す場合が多い。この事情は世間からは、危険思想と見慣^{みか}され、社會思想なる語が、多くの場合社會主義思想と同視せられる原因は、ここにある。

5 社會の現状を、嚴正に洞察し、そこに矛盾を發見し、不正を摘發することは、眞理を求め、正義を愛する人々をして、單にその點に止まることに満足せしめないであらう。かかる人々が、眞理と節義の線に沿うて、進むべき將來の社會を描き、或は公正の支配する未來の國家を希望することは、決して不思議なことではない。社會思想は、現在の社會の解剖に於ても、意義あるものであるが、その重點は、むしろその要求する次の社會にありと云はれる。しかし實際に於ては、それは反動的である場合もあり得る。

6 現在は、資本主義^{註2}の時代であり、資本主義が、最高の發達を遂げた時代である。そこには多くの矛盾と弊害とが伴つたことは、否定し得べからざる事實である。一方には、巨萬の富を山と積んで、榮華の極を盡す者があるかと思へば、他方には、一椀の粥^{かゆ}をも吸ひ兼ねてゐる貧民が存在する。失業者は、洪水の如く巷^{ちやうた}に溢れてゐる。政府及び公共團體而して慈善家・社會事業家も加はつて、之が救濟緩和とを苦慮し、勞働者

(註2) 資本主義の意義。資本主義なる語は、現今廣く用ひられてゐるが、確定した用法は無い。この語が生じたのは、マルクスが其の「資本論」の中で「資本家的生産方法」を論じてからである。資本の運用に依り利潤を獲得すること、即ち資本の増殖を以て、唯一の目的とする經濟的慾求を意味し、これを可能ならしめる經濟組織及び社會制度を包括する。

(註1) プラト^{註1}。紀元前四二七年頃アテネの貴族の家に生れた、希臘の偉大な詩人哲學者。二十歳の頃ソクラテスの門に入り、師の死後諸方を遍歴して學を修めた。歐羅巴最古の大學である所謂アカデミー派の祖。彼は學を講ずるの傍ら、著述に没頭し、講義本は傳らないが、文學的の著書は、殆んど全部傳り、著書中傳はるところの「對話篇」は、總計三十六種。ソクラテス歿後間もなく著はされたものは、師説を忠實に傳へたもので、次に形而上學的なもの、終りに極めて實際的なものとなつてゐる。「國家篇」、「律法篇」に於ては、殊に然り。

と資本家の、二大階級間の益々激化する軋轢の協調を計つてゐるが、その効果は殆んど顯はれず、社會思想の波が、年を重ねて高まつりつつある。

7 人は、かく高まり來つた社會思想を、單に危険思想なりとして、否定し去つてはならない。また思想國難の名の下に、全てを看過しやうとしてはならない。それは、現代の思想の混亂と動搖とは、社會不安の反映である。現在の社會思想を、研討することによつて、われわれの生活してゐる社會の、状態を正しく知ることの一助ともなすべきであらう。この意味から節を改めて、若干の現代社會思想の概観に觸れて見やう。

第二節 現代の社會思想

1 資本主義を中心として、三つの社會思想の主潮が流れてゐる。その一は、マルクス主義(註3)の思想であり、他は、無政府主義及びファシズムの思想である。

2 マルクス主義は、それ以前の、所謂空想的社會主義と區別せられ

て、科學的社會主義と云はれ、生産機關を共有する階級なき社會を、その内容とする社會主義社會への、必然的な到達を説明する一つの學說であり、またそれを企てる一つの主義であると云はる。この主義は、社會學說としての唯物史觀と經濟學說としての餘剩價值論を、その根本とする。

3 唯物史觀は、社會の成立及びその變化發展の、法則を説明するもので、社會の存在の基礎を生産に求めてゐる。人が自然に對して働きかけること、即ち生産は、それを營むためには、組織を必要とする。この組織は、生産關係(種々の生産關係の總稱を經濟關係と云ふ)である。一定の生産力に應じて、一定の生産關係が作られ、これが社會存在の基礎となるとされてゐる。かの政治とか、普通イデオロギ(註4)と呼ばれてゐるところの道德・宗教・學問・藝術等は、この生産關係に對應し且つ決定される。ところで生産力は、常に發展するものであるが、生産關係は、固定するものであるから、遂には兩者の間に矛盾を來たし、この矛盾が、ある一定の點に達すると破裂して、古い生産關係は打破され、

と轉々し、遂にロンドンに定住し、専ら社會主義經濟學の著述に耽り、一八八三年窮迫と過勞から來た病患に悩まされて逝く。著書「共産黨宣言」、「經濟學批判」、「哲學の貧困」、「資本論」、「餘剩價值學說史」。

(註4) イデオロギー。哲學に於ては、觀念學又は觀念論を意味する。即ちフランス革命後、コンデイヤツクの感覺論が發展せしめられ、形而上學を排し、哲學の範圍を感念の分析及び其の起源、成立の探求に限られるやうになつた。これが哲學上に謂ふイデオロギーである。現今一般に使用されてゐる場合は、觀念形態の意である。

(註3) マルクス。ハインリヒ・カール・マルクスは、一八一八年獨逸のトリエールに辯護士の子として生れた、ユダヤ人の出である。近世科學的社會主義の祖と稱され、初めボン及びベルリン大學に法律學を専攻したが、ヘーゲルの哲學研究に多くの時間を費した。後彼の社會主義學說を樹立する上に於ても、このヘーゲル哲學に負ふところ多大であつた。一八四三年ライン新聞主筆後パリに行き、經濟學及び社會主義の研究に従事し、此處で後世マルクス主義として知られた社會主義理論及び歴史觀の基礎を造つた。一八四五年マルクスは、パリより追はれ、ブルツェル、ケルン

發展した生産力に應じた新しい生産關係が生成するとする。これが唯物史觀の要旨である。

4 餘剩價值説 は、マルクス主義經濟理論の中心をなすものである。資本主義的生産に於ては、労働者は、あらゆる生産手段を奪はれて、かれ等は、生きがために、彼が賣り得る唯一のものは、彼の労働のみであり、彼の労働力は、一個の商品である。さうして、全ての商品の價值を決定するものは、社會的に必要な労働時間であるのと同様に、商品としての労働力の價值は、社會的に必要な労働時間、即ち労働者が、彼自身及び彼の家族の、生活資料を得るに必要な労働量によつて決定される。しかしながら労働者が、十二時間働く場合、彼は十二時間の労働によつて、作り出された價值を、全部支拂はれるものではないと説く。彼は最初の六時間に、彼の必要な價值を作り出すとすれば、残りの六時間の労働によつて、作られたる新たな價值は、餘剩價值として資本家の所有に歸する。従つて資本家の利潤は、かかる餘剩價值から生ずるものであると斷じてゐる。

5 資本主義の、生産方法から常に作り出される産業豫備軍、(註5) 即ち相對的過剩人口、又は失業者が存在するといふことが、餘剩價值の生産を可能にすると説く。資本家の間では、商品の販賣競争が行はれ、その結果資本主義は、高度に發達すると共に、資本のうちの賃銀として支拂はれる部分は、次第に減少し、資本の蓄積が増大するにつれて、失業者の數は増加する。かくして現役労働者即ち就業労働者の勞賃は、かかる失業者の存在によつて、常に最底限度に引き下げられる傾向を示し、資本家の餘剩價值の獲得が、可能になると説く。

6 資本主義の生産力は發展するが、それは無計劃的な方法で爲される結果として、商品は必要以上に生産され、前に述べたように、労働者階級が極度に窮乏化して、その消費力を減少し、ここに生産と消費との不釣合が生じ、恐慌が週期的に起ると説く。

7 資本は、一方に於ては、労働者階級から餘剩價值を取り上げ、こ

(註5) 産業豫備軍とは、マルクスによつて與へられた失業群の名である。企業家が生産を擴大する場合に、備入る豫備隊であり、又産業現役軍(現就業者)を翫首する場合に、その補充をすることから、この名が生れる。豫備軍の存在は、現就業者の地位を不安にし、その條件を低下さるるとも云はれてゐる。

マルクスは、その「經濟學批判」の序文で、生産關係の總和が、社會的意識形態の適應する土臺であると説く。此の社會的意識形態は、總括的意味に於けるイデオロギーである。

れを貧困化せしめると共に、他方に於ては、資本家相互の間にも競争が行はれる。即ち資本主義的企業(註6)は、その規模が大きければ大きい程、競争力が大であつて、その存続のために、必要な資本の蓄積も急速に行はれ、大資本家は、中小の資本家を併呑し、中小の資本家は、その重壓に堪え得ないで、破滅の淵に臨み、無産者へと轉落するものが多くなつてくると説く。

8 中小企業は、大企業によつて併呑せられ、少数の大企業のみが残存して、資本は、徐々に少数者の手に集中し、一方では、無産者の数は、益々大となり、かれ等の階級意識が熾烈になると共に、資本家階級に對するかれ等の反抗も増大する。かくて資本によつて發達せしめられてきた生産力は、資本の獨占によつて阻害せられることとなり、資本主義的な私有財産制度は、終焉すると説く。

9 マルクス主義は、全ての從來の歴史は、階級闘争の歴史であると説き、過去に於ては、自由民と奴隸と、古ローマの貴族と庶民と、中世

貴族と農民と、ギルドの親方と職人とが相闘争したが、今日に於ては、資本家と労働者の二大階級が闘争し、生産力に對して桎梏となれる今日の生産關係を止揚して、新たな生産關係を作り出すものとする。而して階級闘争によつて、社會の全構造を變革することが、労働者階級に與へられたる歴史的使命であるとなしてゐる。

10 マルクス主義と殆んど並行的に叫ばれてきたものに、無政府主義がある。無政府主義の思想は、單に近代社會の産物ではなくて、古代から東西に顯はれてゐたものである。東洋に於ては、老莊(註7)の哲學思想にも顯はれており、西洋に於ては、ギリシヤのストア學派(註8)の思想に斷片的に見られる。だが、古代に於ける無政府主義と、近代に於けるそれとは、その發生した土臺たる社會狀態が、著しく異なる以上、同日に論ずることの出来ない差異がある。

11 無政府主義 (註9)と云ふと、普通には混亂狀態を意味するかの如くに、人は考へるかも知れない。例へば支那の無政府狀態とか、或は生産

(註7) 老莊の思想。老子は幽玄極りない其の直觀力をかざして、深く宇宙の眞核へ迫り、天地萬象の本源を指して假に之を「道」と云つた。即ち古今を通じて不變不易、不生不滅、萬物を總括する。然も其處に善悪なく有無なく美醜もない。道とは實に因果律を超絶し、相對界を超絶したものである。「道」こそ絶對にして、永遠無窮である。圓融普遍にして萬象の源であり、宇宙の根本生命であると。

(註8) ストア學派。ギリシヤ哲學の一派で、キプロスのゼノンの創設になる。彼は始めキニコロ派のクラテスに學び、後諸家の學を修めてアテネの一道場「ストア・

(註6) 企業は、資本の續繼的運用による營利的經濟活動といはれる。商品の市場を見越して、生産過程を計畫組織するところの、近代的資本家事業である。即ち剩餘價值生産事業、これは企業家が指揮し労働者が執行する。企業家は、資本家より資本、地主より土地を借り、労働者より労働力を購つて、企業を成立せしめ、その得たところの剩餘價值——利潤の中から利子、地代、勞賃を支拂ひ、殘餘を企業利得、企業利潤——を所得する。企業とは、企業利得を目的とする經濟活動である。

の無政府状態と云ふ場合の如きである。だが、無政府主義に於ける無政府といふ概念は、政府の存在を否定するもので、従つてまた政府によつて代表されてゐるところの、國家の存在をも否定するものである。それは凡ての組織を否定せんとするものでもなければ、また無秩序な社會状態を招來せんとするものでもない。無政府主義に於て叫ばれて居るところの無政府とは、権力のない社會、政府のない社會、従つて國家のない社會といふ意味に外ならない。しからば、無政府主義の権力否定の主張は、如何なる根據に基くものであらうか？ その理由として挙げられるものは、大體次の如くである。

12 人は、元來平等の権利を有するものであつて、各人は、自分の労働によつて、作り出した物に關して権利を持ち、他人の労働によつて作られた物に關しては、権利を有するものではない。然るに資本家が種々の名目で、労働者からその作り出した物の一部を取得することは、この正當な権利を侵害することであつて、資本家の富は、掠奪の結果であり、

不正なものである。國家は、その強力を用ひて富者を保護し、資本家の掠奪を助けるものであるから、同様に邪惡なものである。かく考へて國家の権力に反對する。

13 近代の無政府主義は、大體に於て徹底的な自由の要求を、その根本概念とする。個人の自由意思を極度に尊重して、人々の任意な活動を絶對的に放任して、人々が開化し、善良となり、平等・友愛等の感情を基礎とする社會を理想とし、社會の凡ての権力を否定し、他人の自由と安寧とを、侵さない範圍に於て、自己の思ふがままに振舞ふことの、出来る社會を理想とする。

14 だが、これは、その理想とするところであつて、無政府主義と雖その未來の社會を描くに當つては、強制の必要なことを認めてゐる。ただこの社會組織に於ては、人々の利害欲求に基いて、多くの團體が作られ、これが必要に應じて、より大なる社會に聯合する。各團體は、自由に集合して、聯合社會を形成するのであつて、上からの権力によつて爲

した結果、法律を排斥して無政府主義の祖となつた。一八六五年パリに逝く。著書「財産は何ぞや」。「經濟的矛盾論」。「窮乏の哲學」等。
バクニン・ミハエル。無政府主義の父。一八一四年ロシアのトルツオツク州の一貴族の家に生る。初めは砲兵士官であつたが、當時の壓制政治に憤慨して、軍職を抛ち、モスコにて哲學を修め、更に一八四一年ベルリンにてヘーゲル、シュテルン等の哲學を學び、後四七年パリでブルドンに逢ひ、その思想を繼いで、無政府主義者となつた。以後長い間苦闘を續け、一八六五年インターナショナルに加盟、極

ポイキレー」に學舎を開いたところから、ストア學派と呼ばれる。教説は、倫理を主眼とし、所謂倫理時代に現はれた諸學說中で、哲學として最も大なる體系を成したのは、この學派である。

(註9) ブルドン・ジョセフ。フランスの無政府主義者。一八〇九年ベザンソンに貧しき補職人の子として生る。彼は社會組織の政治的革命よりも、經濟的革命を主張し、かの改革の基礎を正義、自由、平等の道徳的な考の上に置き、「財産は盜奪也」として、財産の権利の逐次的廢止を主張した。しかし彼は、個人的自由を甚だ尊重

すのではないとされてゐる。かかる集團内に於ては、強制が必要となる場合があらうが、個人は、團體に對する加入脱退の自由が認められて、他の意思によつて、強制されることはない。即ち權力に服することはないとされる。

15 かく相互扶助に立脚した社會では、強制的な支配が消滅し去つて、各人は、完全なる獨立を保ちつつも、地域的な職業別による集團を形成し、この集團は、人々が自由に契約し、凡ての人は、彼自身の能力に應じ、必要に應じた生活をする事が出来ること云ふのである。

16 近代の無政府主義は、社會主義と同じく私有財産を否定し、賃銀労働を攻撃する。社會主義は、個人の所有せる生産手段たる土地とか、鑛山・鐵道・銀行等を、凡て社會の所有となさんとするに反し、無政府主義は、かかることを以て、古い暴君に代へるに、新しい暴君を以てするに過ぎないとなし、徹底的な共產主義を主張する。即ち私有財産の撤廢を、單に生産手段の共有といふ範圍に止めず、生産手段の共有のみで

は、そこには未だ不平等があり、壓迫があり、掠奪がある。それは、片輪の共產主義に過ぎない。共產主義的な無政府主義は、住宅・衣服・食糧等についても、共產主義を要求した。而して無政府主義が、社會主義と區別せられるもう一つの點は、社會主義は、生産權を社會に與へる、即ち個人の自由を極端に制限するが、無政府主義は、個人の自由を出来るだけ伸ばさんとする。社會主義は、現存の法制を變更しやうとするが、無政府主義の社會に於ては、法律的な強制といったやうなもの無くなり、人々は皆自主自律で、何等他人の掣肘を受けず、その好むままに振舞ふことが出来るものと説かれてゐる。だが、ここに説かれるが如き理想的な社會は、人々が凡て、支那古代の哲學者が云つたように、己の欲する處に従つて、而も則を越えずといふような、聖人君子にならない以上、果して實現の可能性があるであらうか？ 無政府主義は、マルクス主義が、科學的なりと標榜するのに對して、理想的なるを免れない。

17 ファシズム とは、元來世界大戰後、イタリーに於いて勃發し

地の公爵家の息として、モスコウに生る。十六歳の時帝王の侍從養成所に入り、軍人となつたが、同六七年軍職を退き、自然科学を研究した。同七年ベルギーにてバクニーンと相識り、其の革命的無政府主義に共鳴し、携へてインターナショナルに加盟した。此れ彼が無政府主義者としての、生涯の最初である。その後八八年ロンドン郊外に住み、久しい間無政府主義の理想的實際的運動に盡力した。後ボルシェヴィキ革命が起るに及んで、本國に歸り、畢生の事業である「倫理學」を脱稿せずして一九一九年逝く。主著「田園工場及び労働者」、「革命家の思出」、「相互扶助

左黨を率いて、マルクスに當り、革命主義の宣傳に努めたが、同七年ヘーゲの會議に於て、彼の一派はインターナショナルから除名された。彼は荷ユラ同盟に據つて争を續けたが、健康を害し、スイスルガノ湖畔に引退、一八七六年逝く。彼は自然法を信じ、人爲的立法施設を惡み、完全な自由の世界を望んだが、理論より行動を説いた。著書「ロシアの現在」、「國家主義と無政府主義」、「神と國家」、「空想派獨乙共產主義者の歴史觀」等。

クロボトキン・ピーター。ロシアの無政府主義者の巨頭。一八四二年ロシア最高門

た國粹的反動團體たる『ファシスチ』の採つてゐる主義及び行動に關して云ふのであるが、これより轉じて、これに類似せる傾向のある世界各國の、反動的な暴力團による主義及び行動をも、ファシズムと呼ぶやうになつた。(註10)

イ イタリアは元來、天然の資源に乏しく、産業は萎靡して振はなかつた。世界大戰直後に於ては、それが甚だしくなり、國力が著しく疲弊して、産業は沈滞し、多數の失業者を出すに至つた。かくて社會黨の活躍が活潑となり、各地に罷業・暴動等が續出し、工場占領・産業機關の破壊が、殆んど全國的に行はれた。イタリアが、第二のロシアとなることは、單に時日の問題とさへ考へられ、かくてイタリアの政治的情勢は、地方的に政治權力の樹立へと導く。それがサンデイカリズム等の介在と、統一的な指導組織と方針がなかつた故に、急激に政權確立に進むことは不可能であつた。

ロ この時に方つて、ムツソリーニのファシスチが組織された。ムツソリーニは、社會黨の旺盛な活動に對抗して、戰場よりの歸還軍人、興奮性の大學生、保守派の議員等中間層を集めて、一九一九年三月に「闘士團」を作り、一九二二年には「ファシスタ國民黨」と名づけて結成した。このファシスチは、社會黨の衰微期に乗じて、一九二二年十月一舉に反動革命に成功して、全イタリアの政權を奪取し、ここに獨裁政治を布いた。

18 ファシズムは、行動を出發點としてゐるもので、一貫した理論體系を有してゐないと云はれてゐる。かれの理論は、時に應じ機に臨んで、變説改論は自由自在である。

19 ファシズムは、政治的には、個人の尊嚴を説くところの自由主義や、民主々義の思想に反對を唱へ、國家の神聖・尊嚴・絶對性を高調し、國民生活の安定・向上は、國家の強弱に比例するもので、劣弱國の國民生活と、強大國の國民生活とを比較するならば、それは明白なるを以て、國家は、宜しく強大なるを要すとしてゐる。かれは、強烈なる國家至上主義の前には、個人の自由をも無視して顧みない。國家の發展のために必要とあらば、植民地の獲得もまた、國家生活に於ける正義だと説く。

20 經濟的には、ファシズムは、社會主義の主張に於けるが如き集産主義的な傾向を排しつつ、私有私營主義、自由競争主義をも是認し、また勞働組合の團結權は認めるが、組合は、ファシスチ國家の下に、絶對に服従しなければならぬとされてゐる。各國のファシズム運動の初期

論]、「パンの搾取」、「自傳」、「フランス革命」等。
(註10) ファシズムの語義。英語でファシズムと云ふのは、イタリア語でファシスモと呼ばれ、等しくイタリア語の、ファツシヨといふ言葉から由來してゐる。しかしてこのファツシヨと云ふ言葉の語源は、ファスシスといふ語で、古く羅馬の古義より出たもので、その由來よりこのファスシスと云ふ言葉は、それ自身に於て、既に權力及び協同と云ふ觀念を表はしてゐた。故にファウシスと云へば、ローマに於ては權力を以て結合され、しかも各個人及び個人と國家との間に協同的觀念の存在

することを表はしたものである。故にファウシヨ又はファシズムと云ふ語の起源は、全くイタリア固有のものであつて、主として或る種の團體運動又は其理論の呼稱として用ゐられてゐる。

に於ては、反資本主義が叫ばれてゐたが、この點よりすれば、それは私有財産を否定するものではなく、また決して資本主義に對立するものではない。それは、むしろ資本主義の一つの形態であると考へられる。また生産事業を営む資本家の如きは、國民生活上必要にして缺くべからざるものでむしろ、その獨創的な手腕(註11)を保護して、その發展を期することは、民衆のために不可缺のものである、と稱してゐることからしても明かである。但し資本主義國家階級の專横的利己主義は、絶対に許さず、以て統制經濟を主張する。

21 ファシズムは、倫理的には團體生活の發展のためには、鐵の如き統制を必要なりとし規律・訓練・義務・服従等の精神が強調されてゐて、目的のためには、手段を選ばぬ底の暴力の福音が、壓迫的に唱へらる。またファシズムは、階級闘争を否定し、資本家階級と労働者階級とは、現在の状態の上に互に協力・協調を要求してゐる。無産階級が、自發的に彼等の經濟上・社會上の地位の向上に向つて、運動を起すことは、絶対に

(註11) 資本主義の特長は、自自競争による各人の獨創的な才能を伸長せしむることにある。最近社會に重點を置いたことは、よいとして、總ての責任を、社會に歸せやうとする一部の見解は偏狭であり、得手勝手である。即ち自己の一切の責任を、舉げて社會に轉嫁せやうとする見解は許されない。これは却て、個人の發展或長を與へずして、個性を蹂躪する結果を惹起する。社會問題を識する者に採つては、重要な點である。

に禁止されてゐる。また歴史的には、古代ローマ主義や、カトリック主義を憧憬し、嘆美し、國民に對しては、過去の尊き傳統を重んずることを要求し、國民が進歩的な、未來の社會状態に對して、その眼を向けんとすることを、極力阻止せんとする。

22 述べた諸點を綜合して觀察するならば、ファシズムは、その成立が直接的には、社會主義運動の急激な勃興に起因したもので、その中に、すべての反動的な要素を多分に含んでゐる。それは完全なるデモクラシー(註12)を、目標としてゐるところの、あらゆる進歩的な思想と相反する中世紀的專制・獨裁の思想である。(註13)

以上で、現代に於ける社會思想の三大主流の概括は終る。これ等に對する批評は、ここでは述べない。

第三節 社會思想勃興の原因

1 社會思想は、如何なる原因によつて發生したものであらうか？

(註12) デモクラシーとは、民主制或は民主政治或は民本政治、民政など幾多の譯語があるが、本來は政治の一形式で、政權が人民によりて或は人民の意思によつて行はるるをいふ。

(註13) 中世とは、西曆第四世紀より十五世紀所謂文藝復興頃迄の時代を總稱されてゐる。從來歴史の時代を分つに、古代(紀元前より第四世紀)、中世(第四世紀より十五世紀)、近代(十六世紀より現代に到る)、また古代を上古、中世を中古、近代を近古と近世に分けて、宗々革命より佛蘭西革命初期まで(十六世紀—十八世紀)

それは、單に人の頭腦の中から生じたものであらうか。それとも單なる悪しき動機から發生したものであらうか。斷じて然らずである。それは、人間の頭腦を通過してきたとは云へ、社會狀態そのものが、その發生の原因であることは否定できない。

2 近世社會主義の父とも云はれる、トアース・モアが、理想社會の實現を高く叫んだ時、英國に於ける社會狀態は、どうであつたか。この當時まで、封建制度の壓迫の下に苦しんでゐた農民は、封建制度の衰亡によつて救はれはしなかつた。封建諸侯は衰亡したが、それに代つて經濟的な支配階級として、市民階級が出現して、農民は、更にその桎梏の下に苦しむことを續けたのである。從來の貧農の、唯一の救濟機關たりし、基督教的慈善施設も廢止されて、彼等の生活は、彌々困難に陥つたのである。

3 モーア(註14)は、かかる時代の營利主義の發達・土地の私有化・農業經營の營利化・農場の牧場化と、それに伴ふ貧農の増加等に關して書

いてゐる。

「以前にはあのやうに穩かで柔しかつた羊が今や開くところによると甚だ貪食な動物となり人間をさへも食ひ喰ひ、凡ての田畑や家屋や村々を喰ひ荒らして人跡を絶つてしまつた。柔かい高價な羊毛ができる地方では、貴族や武士や貴い僧侶は、彼等の祖先が、土地から獲つてゐた年々の収益だけでは満足しない。彼等は心配のない愉快な生活を送ることが出来、そして社會には何の役にも立たず、却てその重荷となることだけで満足しない。彼等は耕地を牧場に變へる、牧場を圍ひ込む、家々、町々を破壊し、教會の他には一軒も残さない。而もその教會までも羊小屋とする。これらの勇敢な人々は一切の住居、一切の耕地を荒野に變へたのである。かやうにして、人々の故郷に於ける眞の疫病とも言ふべき飽くことを知らぬ貪欲は、幾千エーカーの土地を一括して柵または垣で圍み、或は暴力、或は不正手段を以て所有者達を苦しめ、彼等の所有する一切のものを販賣せざるを得なくしてしまふ結果が生じて来る。これ等の憐れむべき愚直なる貧窮者は、男も女も夫も妻も孤兒も寡婦も、乳呑兒を抱へた傷ましい母親も、あらゆる手段を以て容赦なく立退きを強要せらる。彼等は住み馴れた家から、驅逐され、身を休める場所を見出し得ず、トボ／＼と彷徨ひ行く。そして一文なしになるまで彷徨ひた擧句の結果は、盗みをしてあらゆる法律上の形式で縛られるか、それとも乞食をするかの他には途はないのである。が、乞食をすれば勞働をせず彷徨ひ歩いたといふ廉で浮浪者として獄につながれる。彼等は勞働したいのは山々だが、誰も勞働させて呉れないのだ。」(波多野鼎氏の譯に據る)

を近古佛國革命以後を近世といふ。
(註14) モーア・サー・トーマス。一四八〇年ロンドンに生れた文藝復興期に於ける英國の法理學者。初め牛津大學にギリシャ語、自然科學等を學び、後法律に轉ず。官界に入り下院議長、大法官となり一五一五年爵位を授けられたが、新教が英國國教となるに反對した廉を以て、一五三五年反逆罪に問はれ、刑死した。主著「無可有郷」に由り社會學史上、倫理學史上、經濟學史上に知られ、同書中に、彼は現社會制度に犀利なる批判を加へ、共產主義的理想郷を描いてゐる。

モアは、かかる農民の極度の窮状を見、そこに社會惡を發見した。この社會の害惡に満ちた状態を除去して、人々が眞に幸福に平和に、生活し得る理想的な、王國の建設に對する設計を爲した。これが彼の名著たるユトピアなのである。

4 勿論彼の思想は、空想的なものであり、實現されべき性質のない一場の夢にしか、過ぎなかつたのではあるが、それは決して彼の頭腦の中に、忽然として涌出したものではなく、前述の如き社會状態の基礎の上に立つたものである。あらゆる社會思想は、當時の社會状態と無關係に生ずるものではなく、また社會思想の盛衰も、當時の社會状態の如何に依存してゐる。(註15)

5 現在に於ても、種々の社會思想が行はれて、その間を通じて、根本的に一致する點のあることが認められる。即ち今日に於ては、被支配階級の貧困とか、無知とか、失業等と云ふが如き社會的な疾病が、數限りなく存在する。かかる社會的疾病的根本原因は、何處にあるのであら

うか。すべての社會思想は、それを資本主義的經濟組織、資本主義的社會制度の結果であるとなし、資本主義の壓迫の下に在るといふことが、多くの社會問題を惹起する原因であるとすのである。資本主義社會の下に於ては、私有財産が認められ、それが社會の構成員の大多數をして、いはゆる賃銀奴隸たらしめ、一方に於ては、資本家相互の間に於ける競争のため、貧富の懸隔は、益々大となるものと説いてゐる。

6 かかる社會状態に、矛盾を見出し、不正を指摘するところの、多くの社會思想が、これを否定し、新たな理想の社會を提出する。かれ等が或は共產主義を説き、或は權力を否定するが如きことも、結局は、社會の現状から出發してゐるものなることを見逃がしてはならない。

第四節 社會思想と國家

1 社會思想は、社會の現状を解剖し、社會の弊害を指摘し、それを取り除かんがために、社會の變革を唱へ、或は少なくとも社會の改造を

「壊す」ことを目的とするものでない。それ等は明かに民主化の限度を越えたギルド化、社會主義化、サンデカリズム化である。産業の民主化の要望は政治上に於ける普通選挙制に對應してゐる。

(註15) 僱主と労働者の紛争を解決して、産業平和を速かに回復せんとする消極的調和政策から一步を進めて、勞資協調の完全を期し、積極的に平和の維持並に増進を策するものは、産業の民主化運動である。産業の民主化とは、労働階級をして、産業經營の統制に發言權を與へ、經營に對する僱主の自由を限定して、労働者の利益を考慮する方策の謂であつて、産業平和を招來して、社會の福祉を増進することを目的とする社會政策の頂點であり、或人々によつて解釋せられるやうに、「外部的形式を變化せずして、内容に種々相を有し」、「賃銀制度や私有財産制及資本家制を破

主張し、多くの場合、社會の現状を肯定しない。今日に於ける社會思想のうちの、最も代表的なものとして、さきに述べたマルクス主義・無政府主義・ファシズム等の如きも、或は現代の社會を否定し、國家を否定し、或は民主主義的な國家組織を打倒して、獨裁的な政治を行はんとするもので、謂ゆる危險思想に外かならないものである。

2 だが、かかる思想を以て、單に危險思想であるとなし、極力これを見ざらんことを努めて、臭い物に蓋をするが如くに取扱ふならば、これこそ前者にも増したる危險なる思想である。また國家が、これらの思想に對するに、單なる彈壓を以て臨むことによつて、所謂危險思想を一掃し得ると考へることも、時代の波に逆鱗を漕ぐものである。

3 國家が、ただに警察力を以て、これを鎮壓しやうとすることも、當を得たことではない。かの明治維新を例に取るならば、徳川幕府は、幕府に反對して起つた多くの志士に對して、恐怖的な手段を以てして、彼等を彈壓した。しかしそれは、流れ行く時勢の潮をささやかな一本の

棒を以て、支へんとするよりも無力なるを示し、それは亡び行く封建制度を固守するに、何等の力ともなり得なかつた。

4 と云つて國家は、その存在を否定し、その秩序を破壊せんとするあらゆる社會思想に對しては、これを壓迫せざるを得ないことは明白である。ただ如何に、それが危險思想であるとしても、それは社會の産物であり、社會状態の反映である以上は、それに對する單なる彈壓は、枝や葉を刈り取ることは出来ても、幹や根を枯らすことは不可能であることを心得て、適切な方策を講ずべきである。(註16)

5 危險思想と云つたところで、それは極めて無理解で、不用意な言葉に過ぎない。危險思想と呼ばれてゐるところの社會思想を、詳細に調べて見るならば、その中には、利用の方法如何によつては、社會の進歩並に安寧の上に、役立つ思想が含まれてゐないとは限らないであらう。マルクス主義や、無政府主義などの理論の、正否はしばらく問題外として、それらは、社會の現状における幾多の矛盾や、缺陷や、病弊を指摘

(註16) かの各種社會運動の對策に就ても、徒らに之を抑壓するが如きことは、勉めて之を避けなければならぬと信ずる。併しながら、共產主義運動に至つては、其の思想の根柢に於て、我が建國の大義と絶対に相容れざるものがあるから、極力之を排撃しなければならぬ。而かも最近此の種運動の状勢は、間斷なき檢舉あるに拘らず、却つて詭激險惡の度を増しつつあるの實情にあるので、之に對しては斷乎たる制壓を加へ、之が剿滅に遺漏なきを期するの要特に大なるを認む。又國家主義を標榜する者の中にも、動もすれば直接行動に訴へ、或は之を煽動する等、常軌を逸する者

してゐる。それ等の主張のうちからさへ、社會の不安定な状態から現はれてくるところの、社會の諸種の疾病の状態とか、原因とかを發見することに、何等の不都合はなく、またそれを他山の石として、正しく利用することも出来るのである。

6 近時の傾向として議會政治(註17)が急激に、その信用を失つて來た。議會政治を否認する思想や、運動も一時は高まり、中には直接行動に出づる者さへあるに至つた。その原因は、一つにして止まらないであらう。けれども、政黨政治の腐敗が、その原因の一つであると言われてゐる。かかる場合にも、それは政黨政治に關係する者に對して、反省の手段となり得るであらう。危険思想が、世の一部に共鳴者を有することは、それ相當の理由があるのであらうから、當局者は、單に否定する前に、その存在の根本的な理由にまで立入らなければならぬ。

7 社會は、その複雑な組織から生ずる幾多の弊害を乗り越へて、進化を續ける。そこに社會の疾病を發見し、これを除去して、社會の改造

なきを保し難い状況である。苟も國法を干犯するが如き行動を執らんこととする者に對しては、其の目的動機の如何を問はず、假借することなく之を防遏し、以て治安の維持を完うせられんことを希望する。……昭和八年四月十八日長官會議に於ける内相訓示の一節
(註17) 議會政治の意義。一つは、國民が參政權を持つてゐる政治で、他は政府-内閣-が議會に對して責任を負ふ政治の二つの意味がある。一般には、後者の意味であるが、殆ど兩者が混在して使用せられてゐる。

を圖らんとする思想の現はれることは、もとより當然でなければならぬ。いし、またこれは、社會を進化せしめる原動力の一つとなる。國家は、社會の安寧・秩序を擾すものは、斷乎としてこれを鎮壓する方策を講じて、一面には、種々の社會思想によつて、指摘された社會的疾病的病源を取り除き、社會的不公平・不正義等を排除し、社會状態の安定を齎すことに努むべきである。

第十一章 社會問題

第一節 社會問題とは何か？

1 廣く社會に關する問題が、社會問題と呼ばれるのではない。社會自らが、解決に迫られてゐる問題を、社會問題と云ふのである。人間を離れて社會の存する筈はなく、人事を離れて社會事象の生ずる道理はない。が、社會に關係する一切の事象が、社會問題だとは云へない。これ等の事象のうちで、社會の秩序を崩壊させまいとして、社會自らが解決に迫られてゐる問題のみが、社會問題と稱せられるものである。社會秩序(註1)をぐらつかせて來る要素が、大きくなるに伴つて、それが社會問題となつて現はれて來る。

2 故に社會問題は、社會組織(註2)の間に均衡が失はれ、社會現象(註3)の間に矛盾を生ぜしめ、各層の間に衝突を生じたとき、そのために從來

の社會秩序が維持されず、その時代の社會生活が持ち耐へられなくなつたときに、發生するものである。畢竟これは、國內に各層の對立と衝突とを、惹起させる要素が潜^{ひそ}んでゐるからである。要するに社會問題は、ずつと掘り下げて見れば、社會の組織構成や、その進化過程に關する重大なる問題なのである。

3 おのおのの時代時代に應じて、それぞれ異つた形の、社會問題が存してゐた。現代の社會問題のみが、始めて社會問題と稱し得るのではない。現代以前に於ても、われわれの祖先^{だち}達は、それぞれの解決すべき緊急な問題としての、社會問題を持つてゐたかも知れない。社會組織の進化と共に變遷し、社會の分化發達と共に、それは推移するものである。社會問題は、嘗ては宗教問題であり、或時は政治問題であり、現代では、主として經濟問題となつてゐるのである。中世ヨーロッパの、教會國家を打破すべく、宗教改革(註4)が叫ばれ、その時代の社會問題は生れたが、今日では、宗教問題は、宗俗の權威が優越を争ふところになく、

に於て生ずる一切の現象を意味する。第二、社會を爲すことに依つて生ずる現象を意味する。即ち事實に於て、心的相互作用を含める一切の現象、即ち經濟的・道徳的・宗教的現象等。第三には、社會を以て其の現象の支持者、即ち基礎とする現象を意味する。此の意味に於ては、所謂社會的事實といふものと同一である場合が生ずる。

(註4) 宗教改革。第十六世紀中歐羅巴に起つたローマ教會反對の運動である。ローマ教會は、内部の墮落と、中世神學の缺陷とに依つて、時人に飽かれてゐた上に、過重の租税を取立ててゐたので、各階級の反感を買つてゐた。そこへ文藝復興の運

(註1) 社會秩序。社會の諸要素又は諸部分の調和的關係を云ふ。

(註2) 社會組織。社會内に行はれる規則的・永續的協働の様式を云ふ。社會の成員の間には、常に何等かの形で協働が行はれる。協働には、一時的・偶然的のものもあるが、大部分は、規則的・永續的に行はれる。而して協働を反復してゐる中に、自ら規則的となるものもあれば、最初から成員の合意に依つて、規則的となるものもある。このやうな規則的な、そして一時的でない協働の組立を稱して、社會組織と云ふ。

(註3) 社會現象。これは略ぼ三つの意味に用ひられる。第一、社會即ち人々の集團

各人の個人的良心に關する問題となつてゐる。

4 近世ヨーロッパの、專制國家に反抗すべく、民權運動(註5)が行はれ(日本では幕府に對する反抗としての民權運動がそれである)政治變革(註6)が叫ばれたところに、この時代の社會問題があつたが、現在では、政治問題は、最早や社會問題としては、存在しなくなつた。現代では、國內に産業革命が現はれた結果、資本家に對する労働者の反抗としての、労働運動が行はれてゐるところに、現代の社會問題がある。かやうに時代の社會問題は、宗教上より政治上へ、政治上より經濟上へと變遷して、宗教上に政治上に經濟上に、それぞれの解放を試みるところに發生する。現代の社會問題は、經濟問題を中心としてゐる。労働問題のみではなく小作問題・中小商工業問題や、人口問題等をめぐる經濟問題が、それである。

5 それでは、なぜ現代では、經濟問題が社會問題となつてゐるのだらうか? 例を労働問題にとつて見やう。今日の労働者は、昔の奴隸農

奴に比して、その生活地位が遙かに優れてゐるにも拘らず、この労働者を中心に、社會問題が起きてゐるのは、一見不思議かにも見える。法律上の権利は、平等に定められ、政治上の資格は、平等に認められ、道徳上には、人格の平等が説かれ、宗教上には、人間の平等が唱へられてゐるのに、經濟上及び社會上の地位や生活は、不平等であり不均衡であり政治上・法律上に於ける地位資格と、經濟上・社會上に於ける實際のそれとは、人をして均衡を缺いてゐるよう思はせるからである。(註7)

6 この現實を労働者が自覺し、階級意識を持ち、團結を企て、解放を試みるに至つたことに、現代の労働問題の發生がある。嘗ては自覺なき婦女及び少年の労働が、酷使され虐使されてゐたのを見て、時代の識者は、人道上及びその他の見地から問題にはしたが、今日では、成年労働者が中心となり、それに婦人労働者自身も加はることによつて、團結による解放運動を始めてゐることに、今日の労働問題の本質があると云へやう。

と解してゐる。又は廣く「暴力的手段により努力達成された國家的、法律的、社會的秩序の變革」と解する。前者は革命を狹義の政治革命に限定し、後者は、革命を包括的用語としたものである。

(註7) 今日社會問題の中心點は、資本主義機構の全面的發展に伴ひ、弊害が發生したことに起因する。即ち資本家的經濟組織の發展は、労働者を急激に増加せしめ、それが重要な一つの社會群として存在するに至り、従つてその自覺と向上要求の活動は、自然と國家的な最重要な社會問題となつた。

動を中心として、新科學、新思想が各國に傳播して來たので、竟に古き信仰と古き教會への反抗運動が起つて來た。ことに當時に於ける王權の發達は、ローマ法王の世界支配權と兩立し難い状態にあつたことも、宗教改革運動の一原因とも見られる

(註5) 民權運動。明治の前半期を通じて、立憲政治の確立を終局の目的として行はれた政治的運動の總稱である。自由民權の思想は、この運動を一貫する指導精神であり、其の目指す所は、速かに憲法を制定し、民選議院を開設することであつた。

(註6) 政治變革。政治學上の一般の定説は「革命とは現存國家憲法の非合法的變革」

7 かやうにして社會問題は、時代の被使用者の地位にある群團が、既在の社會機構に反抗し、その解放を求めんとするところに惹起され、結局社會組織とその變革過程とに、密接に關聯してゐる。従つて社會の秩序を常に統一せしめて置かうとする見地からは、社會問題こそが、何よりも解決を急ぐべき重大問題である。(註8)

第二節 社會問題の種類

1 述べたように社會問題は、被支配の地位にある群團の、既成機構への反抗の現はれである。だからこれはまた一方では、一部の者の支配の下に置かれて、精神上の苦痛を受け、他方物資を一部の者に獨占せられてゐるために、生活上の苦難を被ることにあるとも見られる。しかし一般國民の間に、人としての自覺が起り、人生と云ふことについての意識が生れ、そこに團結が形造れるまでに至らない間は、問題とはならない。少くとも一團の人々の社會生活に、何ものか均衡が失はれ、そこに

社會組織の缺陷や、社會現象に於ける矛盾が現はれないうちは、問題は起らないとも見られる。

2 だから社會問題は、國民の物質上並に精神上的、生活問題であつてそれがその時代の社會秩序に、直接重大な影響を及ぼすことによつて、社會は、その解決のために對策を講ずるの必要に迫られる。これは社會自身にとつては、切實な問題である。社會は自らの問題として、じつとしてはゐられない問題である。國民のかなりな部分を占める者が、時代に相應する生活を營み得ないところに問題が起る。

3 社會問題は、人生問題であり、生活問題である。現代の社會問題は、主として勤勞階級の經濟生活に關する問題であるが、それは勤勞大衆が、物資の利用を爲し得ず、獨り資本家や有産者の、利用にのみ委ねられてゐるとの考察から生ずる問題である。一面的の觀察だとしても、それはわれわれに現前するところの事實である。現代の社會問題を代表するものは、先づ勞働問題である、が、それにも劣らず重大なものに小

めざらんとする生産關係が設けられることに依る。そこで勞働支出者は、ある社會制度の下に於ては、自己の勞働生産物の中から、自己の勞働力の再生産と家族の維持とに必要な價值量、即ち必要な勞働だけ取得し、他は當時の優越者に提供する。即ち優越者の側から云へば、自らは勞せずして、他人の生産したる價值の一部を、剩餘勞働即ち剩餘價值として汲み取る。この汲取が所謂「搾取」である。搾取の程度は、剩餘價值率で表現されると云ふ。

(註8) よく使はれる。搾取の觀念は、すでに空想的社會主義の勞働全收權論に現はれてゐるが、理論的に完成せるはマルクスに至つてからである。即ち「先づ勞働價值説により價值の實體が勞働にあるとするならば、その勞働は如何なる歴史形態をとる勞働者の勞働であつても、勞働の結晶物である全生産物は、それを生産したるものに必ずしも歸屬してゐない。何故に歸屬しないかと云ふに、實際に勞働を支出したる者が、その全結果を取得せず、一部のみ取得しても生存し得る可能性が、一般に存するのと、この可能性を利用して、現實に勞働支出者としての、全生産物を取得せし

作問題・中小商工業問題・失業問題・人口問題等々を見逃してはならない。

一 労働問題

1 先づ労働問題(註9)に就いて見やう。労働問題は、労働者を対象として起る社会問題である。普通に労働者と云ふのは、任意有償の契約の下に、従属的労働に従事する人々であり、人的従属関係の下に置かれて、勤務の形式で働く人々を指し、その中には、筋肉労働に従ふ賃銀労働者の外、頭脳労働に従ふ使用人や、俸給生活者等も含まれてゐる。

2 従属的労働に基く契約の形式の如きは、雇傭契約であらうと請負契約であらうと、その他の契約であらうとは問ふところではない。かかる労働者は、資本家と対立して、その従属関係の下に置かれ、その間、なものか、利害の相反し相容ないものがあるとも云はれ、その結果、資本家と労働者との間には、現存の社会組織を改廃すべく要求するものと、それを維持擁護するものとが、対立する傾向が加はる。労働問題は、實に資本家労働者の、二つの層を中心とするところの、現在の社会組織たる

る経済組織の、根柢に横たはるとも云はれる。

3 そもそも資本主義経済組織は、私有財産制と自由競争制と云ふ二つの制度の上に打ち樹てられ、營利企業(註10)と資本獨裁の二つの特徴を具へ、營利的經營原則と獨裁的指導原則の上に、形造られてゐるとも見られ、資本主義経済組織が進むに連れて、資本家と労働者との間、利害の隔りが著しくなり、その間の関係は、對立關係として露骨に現はれてくる。ことに労働問題は、生産者としての労働者として、資本家に對立するのみではなく、また一方に消費者としての無産者として、有産者たる資本家に衝突すると云ふ二重の對立關係を育むことになる。この關係の見方は兎に角、労働問題に於て根本的なものは、労働条件と労働者團結とである。

4 しかしながら、その他いろいろの問題が、労働問題では重要視されねばならない。産業統制に關する代議組織や、労働者の企業参加や、企業者の營利責任等の如きは、それである。従つて労働問題は、産業の

(註9) 労働問題は、賃銀労働が、主者として経済的に充されない所から發生する。マルキシズムの主張は、労働者が賃銀制度の下に生活する以上は、彼が貧困は必然的である。労働者は、人間としてその生存經營することを希望しながらも、事實は、資本家に比して経済的に充されず、常に生活に追はれて、自己の文化的向上の餘裕すらも持ち得ない。殊に景氣の變動は、偶々彼等を失業の淵にすら投げ入れる。これ等の事態が漸次労働者に自覺せられ、彼等の持つ唯一の團結力を以て、資本家に當れば、これ等の不安な危機より脱し得られるであらう、と。

(註10) 營利の意義。昔時未だ交易經濟組織が存在しなかつた時代は、貨物を收得するの途は、貨物の生産を外にしては求め得なかつた。慾望満足の用に供すべき一切の貨物は、自ら之を生産せざるを得なかつた。しかし交易經濟の發生、殊に貨幣使用の普及と共に、各個人若くは各國民經濟は、これを生産の方法に依頼すること無く、其の既得り貨物移轉の方法に依り、他人に依つて生産せられる貨物を收得する途がある。而して此の如き貨物の移轉が、經濟的取引の方法に依つて行はれる場合、これを營利と云ひ、此の如く自足經濟を離れ、土地や貨幣を借入れ、労働者を使用

經營にも關聯する、と云ふ廣汎にして重大な影響をもつ。それにしても最も基礎的な地盤は、生産者としての労働条件と、消費者としての一般生活条件との二つのものである。

二 小作問題

1 何れの國にあつても、現代の社會問題を代表するものは、労働問題であるが、特にわが國にあつては、農民問題乃至小作問題(註11)が、労働問題と相俟つて、現代の社會問題を代表する。

2 小作人が、小作契約に基く小作条件の下で、小作労働に従ひ、地主と對立して、その從屬關係の下に置かれてゐる實際上の地位から見れば小作問題も亦労働問題たるを失はないが、小作人は、その法律上の性質に於て、獨立の小企業者と見るべきで、一般労働者のように、労働契約を結んで、労働条件を定め、直接に從屬的労働に服するものとは云へない。

3 イギリスに於けるように、小作人が、地代に該當する小作料を地主

して繼續的に資本を運用し、市場に於ける營利交換を、目的とする經濟上の活動が、營利企業である。

(註11) 小作制度。小作は永小作と年期小作とに大別される。年期小作は、一定の報酬と一定の年限とを約して、土地を借受け、これを使用収益するもので、普通小作といふ場合は、年期小作を指す。永小作は、土地の耕作權を永久的に借受けるもので、自作に最も近い。永小作を爲すには、永小作權設定の手數料を支拂ひ、年々永小作料を納めねばならない。其の代り永小作權は、子孫に相續せしめ、又は他に譲渡す

に拂ひ、自ら純然たる企業者となつて、賃銀労働者を使用する場合——企業小作制——にあつては、小作問題は土地問題であり、農民問題は労働問題である。またフランスの一部、その他に於けるように、地主が土地資本を、小作人が労働を提供して、兩者の共同經營の下に、収益の分配を行ふ場合——分益小作制——にあつては、小作問題は、同時に労働問題である。しかしながら、わが國に於けるように、小作人自ら耕地經營に任ずるを原則としながら、通常收穫高の五割内外を、實物小作料として地主に支拂ふ場合——企業小作制(土地賃借制)と分益小作制(収益分益制)の中間——にあつては、小作問題は、土地問題と労働問題の中間に位しつつ、その兩面を併せ持つてゐると云ふべきである。

4 わが國の小作人は、土地を賃借して獨立の生産(註12)を行ふものとも云へず、また地主と共同經營を行ふものとも云へず、しかも小作人は、同時に賃銀労働者となつて、農業労働に従ひ、直接地主に從屬するを常としてゐる。わが國には、かかる小作農の問題の他に、自作農の問題が

ることも出来る。永小作は、中世に廣く行はれたものであるが、歐洲諸國では、十八世紀末葉から十九世紀へかけて、大抵廢止せられた。わが國でも、民法で永小作の制度を廢し、代りにやや長期の年期小作を認めることになつた。

(註12) 生産の意義。自然の提供する材料に、人間の労働を加へて、人間の欲求充足を爲し得る能力(使用價値)を附與し、又は増加せしめることを云ふ。即ち労働に依つて經濟財貨を造り出すことを言ふ。

あり、農業上の賃銀労働者（農業労働者）の問題もあつて、これらは、凡て農民問題であり農村問題であるが、わけても小作問題は、代表的なものである。

5 農村問題や農民問題に對して、漁村問題や漁民問題も、わが國では、かなり重大な社會問題の一つである。漁業労働に従事するものの中には、純然たる賃銀労働者としての漁民の外に、小企業者たる漁民の、極めて多くのものが含まれてゐて、或る期間は、季節的賃銀労働者として働くこと、恰も小作農の如きものがあり、他の労働者と同様に、ここでも一般に企業参加や、利益分配をめぐる社會問題が既に發生してゐる。

三 失業問題

1 労働問題に伴隨して、現在の社會問題に、最近最も大きな波紋を投げかけて來たものに、失業問題がある。失業問題（註13）が嘗てのように、單なる産業の週期的變動に基く恐慌に伴つて、發生するものである間は、大した社會問題でもなかつたが、今日に於けるような失業は、從來

（註13） 失業の意義。労働の意思と能力とを有するものが、労働の機會を得ず、又は曾て有してゐた機會を失ふこと。廣義に解すれば、知識的労働者即ち俸給生活者等が、定職を失つてゐることも包括されてゐることになるが、狹義に解するときは、賃銀労働者の失職のみを指す。

見たような週期的失業としては、見ることが出来なくなつた。週期的に時々やつて來た失業が今日では、引續きの失業状態になつて來た。即ち週期的失業が、恒常的失業となつて了つてゐる。何とか手段を講ずべきであるが、効果的な對策が施されてゐない。

2 一體、現在の組織の下に在つては、労働者の雇傭や解雇は、全く營利企業の問題で、その職業の保障については、一切任じなくともよいことになつてゐる。失業とは、労働の意思と能力とを有しながら、相當の職業を見出し得ない状態にあることを指し、これが失業者個人の問題ではなく、明かに社會問題たるを失はない。

3 失業問題の對象となつてゐるものは、今では筋肉労働者や賃銀労働者のみではない。頭腦労働者や俸給生活者にも及び、さらには常時の被傭労働者外の、謂ゆる自由労働者にも及んでゐる。わが國の失業問題は、寧ろ頭腦労働者や自由労働者に、特に深刻であつて、謂ゆる知識階級の就職難は、當局者の頭痛の種子となつてゐる。この憂慮は、國民思

想上に於ても、由々しき問題として、歴代大臣の訓示にも現はれてゐる。農村の窮乏と農民の貧困、中小工業者の經營難に基く没落は、社會生活の均衡と安定への地均の建前から、相當に困難な問題である。

四 中小商工業問題

1 中小工業者は、大資本の前に押されて、事業經營上の浪甚だ荒い。かれ等は、この多難な航路を如何に續けるかに悶へてゐる。われ等は、これを自由競争(註14)の、原則の上に立つてゐる現在では、どうすることも出来ない必然の成行として、無策でなつてならない。大資本を有つた者と、小資本を擁する中小工業者とは、社會と云ふ全體觀に立ち、協調の方策を樹てなければならぬ。デパートの出現は、中小商人の生活に、重壓を加へつつある事實に面を背けてはならない。

2 一體事物の發生には、それに相當する理由を持つ。デパートは、時代の要求によつて生れたもので、充分に社會的に、その生存權を主張し得る權利を持つ。他人の權利が自己には不利益なりとの、單なる理由によつて排除するは暴君である。中小工業者は、彼の持つ機能をハツキリ把握して、彼に於て缺くる所に、その商策を樹立すべきである。

3 中小工業者が最近各方面で、大資本に對抗するために、相互の間に團結運動を試みてゐる。中小工業者は、大資本に壓せられて、何處へ行かうとするだらうか？ との問題は、昭和七年夏の議會に、尖銳に活潑に論議され、第六十四議會に於ても、この方面に多大の注意が拂はれ、その政策の一端として商品券取締法が制定された。だが、この問題は更に深く掘り下げて、究明するべき多くのものを含んでゐる。

五 人口問題(註15)

1 人口問題は、古くより社會問題として取扱はれて來たところである。社會は、一定の人口を常にもつてゐる。社會は、それ自身が抱いてゐる人口の幸福な生活と、その繁榮を期するために、社會自身の組織や制度や活動を如何に、その人口の要求に適應させねばならないか、また人口状態を如何に、その社會の要求に適應させねばならないか、と云つ

(註14) 自由競争。經濟上に於ける自由競争とは、一切の經濟活動を個人の競争に委せ、何等の干渉をも加へない状態を云ふ。即ち私有財産制を基礎とした條件によつて、競争する經濟的活動に、國家の保護干渉を加へない状態を云ふ。

(註15) 人口問題は、人類の生存權に關する重大問題である。人口問題に關する警告は、マルサスを以て先驅となす。彼れの有名なる一句は、明かに生存權を否定してゐる。曰く「既に所有されたる世界に生れ出づる人は、正當に要求し得べき其の兩親より生活資料を得ること能はざるか、又は社會が彼れの勞働を必要とせざる限り、食物の最少部分だも要求する權利を有せず、而して事實上其の在るところに在るべき用なき人間である。自然の盛んなる饗宴には、彼れの爲にする空席は無い。自然は彼れに去れと命じ、そうして彼れが來客中の或ものに憐れみを乞ふて、其の席を

た課題が、社會問題としての、人口問題の中心であつた。

2 現代に於ても人口問題は、かやうなものとして取扱はれてゐることは云ふまでもない。「斯んなに人口が殖えては困る」とか、「かう人間が多くては困る」などと、人口問題を論ずる人はかなり多い。人口問題は、多くの學者政治家にあつては、最近では重要な時事問題として論議されてゐる。例へば若槻内閣の時に、既に人口食糧問題調査會設置の議があつて、田中内閣に於てこれが實現され、昭和二年七月二十日、その第一回の議事が開かれ、その諮問事項中の、人口問題に關する部分には、次の如く述べられてゐた。

一、人口問題に關する對策、殊に我が國の現状に鑑み急速實施を要すと認むる方策如何。

わが國の人口は累年増加し、その密度は益々高からんとする趨勢にあり、凡そ人口の増加は、國力の増進に資し、國家隆興の基調をなす所以なりといへども、國土狭少にして天然資源に乏しく、しかも産業經濟の發達未だ不充分なる我國にありては、人口稠密の度を加ふるに隨ひ、勞働の需給均衡を失し、國民生活の不安を招來するの恐れあり、かくの如き狀況に鑑み、我國人口の増加に對する根本方策を樹立することは、刻下喫緊の要務なりと認む。依

て茲に本案を提案し、之に對する意見を求む。

3 この見解は、現在でも廣く行亘つてゐる常識的な考へである。成程わが國の人口は、顯著な増加率を示してゐる。しかしながら、如何に人口が増加しようとも、經濟界が好況であつて、失業就職難がないならば、決して解決に迫られる程の、大した問題にはならなかつたであらう。それが偶々經濟界の不況、更には進んで拔差しならない恐慌に基く失業者の増加、未就職者の充満と云ふ時期に際會したから、人口の増加が、ただそれだけでも、如何にも憂ふべき社會問題にまでなつてゐるかに見えたに過ぎない。

4 現在のわが國の状態では、現在に於て、人口増加に對する食糧不足なる心配は、單なる杞憂に過ぎない。少なくとも現在の當面する緊急な問題ではあり得ない。(註16)食糧がないのではない、ただ一般の國民が、手になし得ないところに、經濟的な不安と苦痛とがあるのである。食糧の缺乏ではない、倉糧を購ふべき所得、その所得の源泉たるべき仕事の

譲り受くるにあらざる限り、直ちに其の命令を執行するであらう……」と。

(註16) 一體社會問題は、その時々社會事情によつて形態を異にする。今日の生産界は、一派の人々からは無政府状態と言はれてゐるが、總てが各人の自由競争に委ねられ、各生産部門に於ける統一と聯絡とを欠き、機械力と技術の發達は、物資を生産過剰ならしめ、今日に於ては、物資の不足といふよりも、むしろ國民購買力の欠乏が問題である。人口問題よりも、所得の源泉となるところの失業問題は、社會問題として社會の視聽を惹いて來たのは、直面せる事實である。かくて統制經濟の聲が強められて來た。

不足が、人口問題を、社會問題たらしめてゐるのである。

5 社會には、如何に食糧が豊富であつても、仕事に乏乏すれば、その食糧を自己の消費に充てることは出来ない。緊急な解決を迫つてゐるものは、食の飢饉ではなくして、職の飢饉である。現代のわが國の人口問題として、論議されてゐるものは、實は失業問題の一變形として眺め、かかるものとして、その解決に努力しなければならぬ。従つて人口問題として、一般の識者から騒がれてゐるところのものは、畢竟失業問題を惹起せしめる經濟組織、それによつて生じてゐる弊害への對策に、その解決の根本を求むる以外に道はないのである。(註17・18)

6 とはいへわが國では、封建時代飢饉による悲惨な記録を有し、食糧問題には、極めて過敏な國民意識を持つ。もし今日の失業問題が、食糧飢饉と競合したならば、その危険正に燎原の火の勢ひであらう。ことに社會問題は、その時々^{ときどき}の社會背景によつて變形されることを思へば、食糧問題従つて人口問題は、いつも失業問題の一變形とのみ見るべきでないことは勿論である。(註19)

第三節 社會政策の重要性

1 既に述べたように、社會問題は、現代では主として労働問題・小作問題・失業問題・中小商工業問題・人口問題として現はれ、これ等の問題を解決するには、如何なる方法が採らるべきであらうか？ 各自の立場の異なるによつて、その方法も異なるのであるが、國家の採るべき道は明白である。即ち現存の社會組織の改良を目指す國家の活動・階級の協働・全國民の努力による問題解決の道のみが残されてゐる。これが社會政策であり社會改新である。

2 國家の社會的な積極的活動と、階級の民主的協調とによつて、社會の進化を期し、國內の社會的統一に、全努力を傾倒することにある。そこに社會立法があり社會運動があり、それと相俟つて社會の民主的改新と社會的統一を期するところに、社會問題への對策がある。

方に負擔を軽減するは、もつとも當然の條理である。かくてこそ國民所得は、全部的に蘇生し、購買力は社會的に増進し、奢侈階級は反省し、勤勞階級は活動し、資本は利用せられ、失業者は就職し、畢竟國庫の收入は増加して、赤字は遂に一掃せらるべきである。……以上二項(註)安達謙藏氏所見の一節

(註19) 寺内内閣時代の米騒動が想起される。

(註17) 統制經濟は、公益を目的とする國家主義の發動で、特殊階級の利益を偏重して遂に社會の破綻を招來する資本主義、及び産業の國有官營を理想として、動もすれば生産能力を犠牲にする社會主義とは、其の範疇を異にする。

(註18) 抑々金融經濟産業機構が、漸次に擴大化し高度化せらるるに伴ひ、都市が農村を搾取し、大資本が小資本を犠牲にし、一方に於ては、有閑奢侈階級を生ずると共に、一方に於ては、如何なる勞役を以ても、衣食を支ふる能はざる無辜の窮民を生ずるは現に眼前の事實である。ここに於ては、擔稅力の移動に伴て、一方に増稅を斷行し、一

第十二章 社會立法

第一節 社會立法の必要

1 わが國の社會問題も、労働問題を中心として生れ、それが失業問題に伴はれてゐることは、他の諸外國と異るところはない。今や問題は、都市にのみ極限されず、廣く農村にも及び、小作問題・農民問題・農村問題を社會問題化させ、その他一般の國民の生活をも脅かさんとするの情勢に在る。

2 經濟界の底知れぬ波浪は、いつ止むべしとも見えない。世相は益々深刻化に向つて、まつしぐらに走つてゐる。こんな状態の裡にも、わが國の社會立法(註1)は、一向はかばかしい發達を示してゐない。國家の努力が爲されなかつたのではないが、見るべきほどの努力が、社會立法を通じては現はれてゐないのは、動かし難い事實である。

3 労働問題に對しては、大正五年工場法(註2)(明治四四年制定)の實施(大正十二年)以來、大正十年の職業紹介法(註3)、大正十一年の健康保險法(註4)大正十五年の労働爭議調停法等の立法を見るに至つたが、婦人・少年労働の労働保護についてさへ問題が、未解決のままに残され、大正十五年治安警察法(明治三三年制定)の改正を見た以外には、未だ労働團結や、團體協約(註5)の保障についても、問題が解決されてゐない。

4 また實際の労働運動に徴しても、労働組合の發達は、未だ日が淺く、労働協約の實現性に乏しいのは言ふまでもないが、早くもそこに無産政黨の組織に災ひされてか、労働組合戦線の分裂と労働團結の不完全を招來し、今も尙ほ混沌たる状態にある。この状態は、農民運動の現状に就ても、農村問題對策としては、大正十三年の小作爭議調停法の制定があつた外に、小作制度についても、小作人組合についても、未だ立法は試みられてゐない。わが國では、社會立法については、もつと努力される必要がある。これは一般の要請でもあり、國民一般の社會生活の安

(註1) 社會立法とは、社會組織の缺陷を原因として生ずる社會問題を、解決すべく制定せられた立法、即ち社會生存上の理想を、現状に比較すると、理想と現状との間に懸隔がある。そこで、これを理論に照し、現状の缺陷を批判することになる。そこに社會問題が起り、これが改善に努力する運動は、社會運動である。この理想に照し、各人に機會均等を與へるやうな法的思潮の顯れが、社會立法である。
(註2) 工場法の概念。工場法は、工場工業に伴ふ弊害が續出し、労働階級の反抗が起る、これを社會政策的立場から、制定せられた法律である。

(註3) 職業紹介法の概念。働かんとする意志と働き得る健康とを有しながら、働くべき職なき状態にある失業者を救済するために、制定された法律である。
(註4) 健康保險法は、社會政策的見地から制定せられた法律で、わが國では大正十一年法律第七〇號に依り制定せられ、保險給付及び費用の負擔が施行せられるやうになつたのは、昭和二年一月からである。
(註5) 團體協約 労働團體と雇主又は雇主團體と労働條件に付き、協約すること。

全辦でもある。

5 社會立法 は、國家その他の公共團體が、その國の社會全體のために、その目的を達成し、その進化を果すべく定める規範である。そのことからして、或る階級の利益を圖り、これを保護することはあるとしても、必ずしも或る階級の特殊の利益を圖り、特定の階級の擁護に専念するものではあり得ないし、またそうであつてはならない。

第二節 労働組合法(註6)

1 現代の社會問題のうちで、最も基礎的なものの一つは、労働問題である。その解決の對策としての、社會進化(註7)の一翼をなす社會立法に於ても、労働立法は、最も基本的なものの一つである。さうして労働立法のうちでも特に重要なものは、労働者側の唯一の武器とも云つてよい程の労働團結や、労働協約についての立法である。

2 そもそも現代の産業の維持は、賃銀労働者の存在を、その基本要

件の一としてゐる。賃銀労働者と云ふのは、自己の労働力を、他人に提供することによつて、獲得する賃銀に専ら依存し、そのほかには、生活の途を發見し得ない人々の意味である。資本主義の推移は、この種の労働者の數を、日々増加して止まない。資本の力は、單に工業の上ばかりではなく、商業にも農業にも擴が^{ひろ}つて行き、かつては自由獨立であつた小農も小商人も、何時^{いつ}とはなしに、その所有してゐた土地や、店舗を失ふて、その獨立を解消し、他人に雇傭されて、賃銀労働者となるの傾向がその深度を増して來た。

3 わが國第一回の國勢調査の結果(九年^{大正})の概観によつても、この種の労働者は、工業と鑛業とだけについて見ても、四百萬人を超えてゐる。更に農業・交通・産業・その他の方面に従事する労働者を合算すれば、國民の莫大な割合が、賃銀によつてのみ生活してゐるであらう。

4 一體賃銀と云ふものは、労働者が、自己の労働力を他人に提供して、その他人の統制の勞務に服して、支拂を受ける一種の價格と解すべきものである。ところが價格は、賣手と買手との

(註7) 社會革命とは、政治革命、産業革命等に對し、社會の全體的變革を云ふ。社會、政治、産業各革命の意義は異つてゐる。從來革命といふ語は、政治的變革の意味にのみ解されて來たが、マルキシズムの理論では、政治的變革は、社會革命の一部をなすものに過ぎないとしてゐる。即ちその見解によれば「人類は彼等の生活の社會的生産に於て、一定の必然的なる、彼等の意思から獨立した事情に、即ち彼等の物質的生産力の一定の發達段階に相應した生産事情に入るものである。此等の生産事情の總和は、社會の經濟的構造を爲すものであつて、法律上並に政治上の上部構造

(註6) 労働組合法概説 労働組合の團體運動に關する各國法制の變遷は、法律上殊に刑法上より三期に分け得る。第一期は、絶對禁止の時代で、組合運動を犯罪として處罰した。次で第二期は、労働者の團體運動其のものは、違法と認めないが、當然に伴ふ手段を制限し、事實上阻止を圖れる時代。第三期は、労働者の團體運動を全く自由と爲す時代であつて、労働者の運動であるが故に、特に處罰すると云ふやうなことは無くなつた。英國・佛蘭西・獨逸の諸國は、現在この第三期を経験してゐるが、我國は未だ第二期にあると云へる。

物に對する價值認識の程度が、市場を通じて統一せられたところの貨幣的表現である。そして價值の認識なるものは、賣手と買手との双方の側に於ける競争状態、物の需要供給の状態によつて甚しく影響せられる。いまこれを賃銀の場合に照合すれば、第一には、労働力は他の商品と異つて、蓄積と云ふことが出来ない。即ち今日の労働力を、明日の労働力に附加するわけには行かない。第二には、労働力の賣手である労働者は、一日の労働力の提供によつて、初めてその日の生活を保ち得るのである。第三には、産業豫備軍の漸次的増大は、労働力の提供競争を絶えず激化させる傾きがある。

□ これ等の事情によつて、労働力の賣手である労働者が、買手である傭主に對し、賃銀決定上既に幾多の不利を忍ばねばならない立場にある。かやうな不利な立場で決定された賃銀は、それのみには止まらずして、さらにその上不安定なものである。少くとも賃銀の購買力——取得賃銀によつて、日常必需品、その他の商品を現實に購入し得る量、即ち實質賃銀——は保障せられてゐない。それは物價の變動は、必ずしも賃銀の變動と正比例を保たされてゐるとは云へないからである。

ハ また、現在見るような經濟制度の下にあつては、その生産された商品の價格と云ふものは、商品の再生産のみではなく、資本そのものの増大を可能ならしめるやうに定められる。従つて商品の市價は、該商品の生産費と生産による利潤とを、包含せねばならないわけである。ところが國內及び國際の産業に於ける競争は、價格の低廉化を誘致する。この價格の低廉化は、利潤

を減らすことを避けて、先づ生産費の節約にと、その鋒とがが向けらる。そして生産費を構成する種目は、材料費・設備費・その他多數に上るが、これを企業者・資本家の立場から觀察するとき、賃銀ほど比較的容易に遞減し得るものはない。かうして生産費の遞減は、賃銀の切下げとなつて現はれる。

4 賃銀労働者は、傭主たる資本家に對して、不利な地位にある。賃銀は唯一の生活の據り所であり、その賃銀協定が不利で、かつ不安な状態に在る。その上に現代の社會に於ては、不景氣の波瀾が捲き起り、それはしばしば否な繼續的に押寄せてゐる。不景氣わけても恐慌(註8)の襲來によつて、經濟界一般に專業の緊縮が行はれ、これに因つて労働者は、彼等が持つ唯一の收入の道が絶える。

5 ここに労働者の團結組織が生れ、労働組合が出現し、資本家の一方的意思によつてのみ結ばれた部面で、労働者の利益の防衛のため、力の集結を以て對抗することになつて來た。労働組合とは、何かと云へば、賃銀労働者が、その生産者たる資格に於て、資本家の産業經營權を制限し、又は取得し、かれ等の生活の保障並に改善を圖るための、團結組織

を造り上げる現實的の基礎であり、また之に相應した一定の社會形態を生ぜしめるものである」「然るに社會の物質的生產力は、この發達の或る階段に於て、現在の生産事情と矛盾することになる。即ち此の生産力の發達形式である事實から、一變してこれが障害物と化して來る。ここに於て社會革命の時代が始る。經濟的基礎が變化すると共に、その巨大な上部構造の全部も亦、或は徐々に又は急激に革命されることになる」即ち社會革命と呼ばはれるものは、この基礎と上部構造との全部的變化を意味するものと見做すとの見解である。

(註8) 恐慌の意義は、生産と消費との不調和に基く經濟界の混亂を云ふ。恐慌は流通經濟の行はれる近世の現象である。即ち生産が市場に於ける交換を目的に、無秩序にしかも大量的に行はれる結果、消費がこれに伴はずして生ずる現象で、自由競争に基く生産制度の下では、結局不可避的のものとも言ふのである。

なのである。

6 労働組合は、不安な地位にある労働者のために、資本家と對峙して行くのであるが、この地位の打開の最も有効な方策は、資本家との間に労働協約を結ぶことだとされてゐる。労働協約とは、労働者が傭主との間に、労働条件(註9)を契約するに當つて、各労働者が個別的に、その契約を行ふ以前に、労働者の集團(労働組合)が、傭主又は傭主の團體と締結するところの、労働条件に関する規範を云ふ。労働協約は、各それぞれの労働者や傭主に、労働契約の條項に關し、基準を與へるものである。労働協約は、労働契約の規範である。

7 その意味は、協約は契約の定める労働条件の、標準を定めると云ふことを指し、各個の契約が、この標準に反する場合は、それを事實上又は法律上無効とする。そしてこの標準は、普通に最低条件を定め、各個に結ぶ契約は、この標準に比して、よりよき条件を具ふべき必要があるのである。だから労働協約は、傭主と労働者との間の、闘争を目的とするものではなく、却つて將來に於て紛議發生の、餘地なからしめんとを目的とする。産業平和(註10)を目的とする手段であつて、傭主が何等かの損害を被るものではない。傭主にとつても、協約の適用が廣ければ、廣いほど同業者間の、競争の必要がなくなり、その企業の地位も安定することになる。

イ 労働協約は、イギリスに發生して、そこで成長したのであつた。ドイツのそれは、沿革に於ては、比較的新しくはあるが、多大の發達を見せた。イギリスでは、労働協約の效果に關して、何等の法規も存しないが、ドイツに於ては、精細なる法規が設けられてゐる。これは、前者が大企業——事實上基礎の確實で、有力な労働組合の存する——に於て、労働協約の發生を見、且つ労働組合の確固たる組織によつて、事實上労働協約を維持し得るが故に、特に法規を以て規定する必要がないのであらう。が、これに反してドイツに於ては、労働協約は、先づ小企業に發生し、漸次大企業に及んだのであるから、法的規制を必要とした。

ロ 労働協約に關する保護的法規の必要は、國の事情によつて、自ら程度を異にするであらう。しかし労働力の本質から、必然に導かれる労働者の立場が、傭主のそれに比して、不利であり不安であると云ふ事實が存する以上は、程度の差こそあれ、労働協約に關しては、何等かの法的保護を爲すことは必要である。多くの諸國では、既にこれが爲されてゐるが、わが國に於て

がらとしてゐる。

(註10) 産業平和ノ促進ニ關スル件 最近財界一部ノ好況ニ伴ヒ、積極的要求ヲ主トスル労働争議ノ發生漸ク多カラントスルノ傾向アリ、勞資問題ニ關シテハ、平素ヨリ克ク其ノ動向ヲ洞察シ、勞資相互ノ協調借和ヲ促進シ、以テ國家産業ノ和平ト労働者ノ福利ノ増進トヲ圖ルヤウ努力セラレタシ。又近時労働組合ニシテ、消費組合事業其ノ他ノ平和的職分ニ力ヲ注グモノ益著シカラントスル傾向アリ、労働組合ガ斯ル自主的手段ニ依リテ、労働者ノ地位ノ向上ヲ圖ラントスルハ、労働運動ノ穩健

(註9) 労働条件とは、労働者の雇傭に就て、雇傭主と労働者との間に締結される條件、即ち労働時間、休日、休憩時間、賃銀等を云ふ。現在労働者は、法律上資本家と對等の人格を有し、對等の資格を以て、勞力の取引を行ふことになつてゐるが、しかし實際上は、労働者は、資本家に對し、隷屬的關係を有してゐて、資本家の意のままの傾きがある。この傾向を其の儘放置するときは、やがては労働条件の極端な悪化、労働力濫耕の弊に陥り、階級闘争を激成し、爲めに産業の衰亡を招來するの虞あるを以て、各國は、工場法其の他の労働者保護の法規を設けて、これを未然に防

は、未だこれがなされてゐない。

8 労働協約は、労働者の集團を、当事者の一方とするものである。この場合労働者の集團が、一時的の團結である場合もないではない。だが、交渉当事者としての、労働者の集團は、集團の勢力によつて、交渉能力の擴大を圖る必要があらうし、この目的のためには、この集團が、労働組合と云ふ常設的機關たることが必要である。労働組合の結成によつて労働者は、労働條件に關する不利を避けることが出来るのみではなく、その他僱主との一切の交渉を、有利に轉回することが出来る。實に労働協約權の確立と労働者團結權との確保とは、労働問題解決上緊急なる社會立法である。しかし労働組合の法的承認は、わが國では許されてゐない。しかし、各方面の權威者達によつて、これが調査され、その成立のために努力が續けられてゐる。

第三節 労働者保護法(註11)

1 資本主義經濟組織は、近代科學を總動員して、その持つところの能力を發揮し、かくて近代文化の殿堂が巍然として聳え立つたのである。ただ問題は、このあらゆる生産力を、總動員した果實を人類の總てが、平等に均等に分配されてゐるであらうか。これ分配理論が經濟學上に於ても、夙に發達し、社會に於ても、この分配状態が最も世人の眼に觸れ易い一つの社會事實となつてゐる。

2 資本主義の高度の發展が、人類文化に齎したところの貢獻は、何人もこれを抹殺し得ないであらう。だが、産業革命以來(註12)各人が經濟上延びては、政治上・社會上漸次にまたは急激に、向上の恵みには浴すといふものの、その半面に於ける弊害もまた、救ふことの出来ない禍根を藏してゐるかにも見える。それは労働者の保健上に於て、風俗上に於て、社會上(相對的)に於て、經濟上(相對的)に於て國家の施設を待つべきものは少なくない。かかる状態は、労働階級の自覺に伴ふて、複雑な問題を惹起してゐることは、われわれの見るところである。

(註12) 産業革命 十八世紀の終りから十九世紀にかけて、約百年間に亘る機械、動力等の生産手段の革命を中心とする社會組織の變革を云ふ。ドップは、産業革命を二つに分ち、先づ紡績業に由つて始まつた初期の變革を、第一期革命と云ひ、一八五〇年以後製鐵、製鋼方法の變革を稱して、第二の革命と言つてゐる。この兩者は、勿論密接な關係があるので、兩者個々に生じたのではない。産業革命は、單にその技術的革命であるが故に、重要なのではなく、封建社會諸關係を崩壊せしめて、資本主義社會を打立てたことに於て、人類の歴史に重要な意義を有つてゐる。

中正化ニ資スル所鮮カラザルヲ以テ、斯ル氣風ニ對シテハ、勉メテ之ヲ馴致スルヲ致サレタシ。——昭和八年五月警察部長會議指示事項

(註11) 労働者保護法は、労働者の雇傭關係に基く不利益を擁護するを目的とし、労働者の福利を目的とする一切の法制を含まない。

3 産業革命後に於ける労働階級の生活の一端は、空想的社會主義者モーアによつて、遺憾なく當時の英國が描かれてゐる。だが、われわれは、その一面の弊害のみを見て、その光明の半面を抹殺しやうとする輕舉と無意識とを警しめねばならない。もし事物に弊害の一面を有するの故を以て、その存在を許さないとするならば、物事は比較的簡單にすむであらう。なぜなら不合理そのものを、撤廢すればよいのであるから。利害の兩面ある所に、社會問題の複雑性が横はるのである。

4 労働者は、自由契約の名の下に、法律上資本家と平等の地位が與へられてゐる。社會もまたこの労働者の地位を理解し、これが向上を圖る。だが、社會組織の現状に於ては、社會的に政治的に、主として經濟的にかれ等は、資本家に對し不利な地位に在る。それはかれ等は、生産手段を持たず、ただその有するものは、自己の労働力のみであるから。

5 かように經濟的に弱者の地位にあることは、労働者の労働條件を種々の點に於て劣悪ならしめる。この状態を救済し矯正せんとして、勞

働者保護法が立法されたのである。

イ 労働者保護法は、沿革的に見ると、先づ工場を主として工場法として現はれ、鑛山労働者の保護に關する法規が、これに次いで制定され、または往々にして、工場法の中に包括せられたりした。その後、交通運輸労働者・商店・事務所等にも、同様の目的からの保護法規を見るに至つた。

ロ 労働者保護法は、労働者の福利を目的とする一切の法制を含むのではない。ただ労働者の雇傭關係に基く害毒の防止を、目的とするものに限るのであつて、匡救制度や保險に關する事項、或は最低賃銀に關する事項等は、これが内容となるものではなく、大體次の如き内容を有つてゐる。――

- 一 労働時間保護（労働時間・休日・休憩の制限）。
- 二 經營保護又は操業保護、工場設備の安全及び衛生等に關する事項。
- 三 契約保護・賃銀支拂方法・解雇に關する事項・工場規則に關する事項。
- 四 女子及び少年に對する特別保護。

ハ 我國の労働者保護法規は、工場労働者（職工）に對する法規としての「工場法」、鑛山労働者（鑛夫）に對する「鑛業法」、及び海上労働者に對する「船員法」と云ふ三大部門から成立してゐる。その内容は、右に述べた保護法規としての、内容を有してゐることには何等變りはない。業務上の災害救済を目的とする災害扶助に關する法規は「工場法」や「鑛夫勞役扶助規則」に

資本家と労働者との對立を發生せしめた。即ち封建社會の崩壊と資本主義社會の發生とを齎したのである。

産業革命は、一七〇〇年の後期、先づ英國に於ける幾多の紡績、織物業方面の發見に依つて行はれた。これ等の變革は、また製鐵及び石炭等の變革を招き、この方面の機械の發明は、從來の人力、風力、馬力の動力以外の強力な動力の必要を喚起し、遂にワットの蒸汽機關の發明となつた。この産業革命は、英國が其の發生の母體と云はれる。以上の如き機械、動力を中心とする工業部内の變革は、當然この産業の上にも變革を及ぼした。殊に交通等に於ける變革は著明である。産業革命は、その結果手工業を全滅せしめて、機械による工場制度を生起せしめ、生産力は、異常に増加し

含まれてゐるが、この二つの法規の適用の、對象となり得ない労働者に對するものとして、「労働者災害扶助法」が、昭和七年一月一日から施行された。(註13)

第四節 労働爭議調停法

1 労働爭議と云ふのは、労働條件に關して、労働者傭主間に發生する團體的紛争の一切を指す。労働爭議の調停・仲裁に關する法制は、國によつて多種多様で、労働爭議の意義についても、全然一致しない。或るものには、個人的紛争乃至労働者相互間の、紛争をも取扱つてゐるものもある。團體的紛争としての、労働爭議の調停又は仲裁に關する制度が、最も早く發達したのは、イギリスであつて、既に十九世紀の中葉から、各種の産業に於て、幾多の私的調停機關が生れた。

イ 今日各國に於ける調停仲裁制度は、斯様な私的機關の發達に基いて、これを法制に具體化するに至つたものが多い。例へばイギリスでは、政府・民間・半官半民の機關による調停仲裁が、現在でも並行はれてゐて、一八九六年の任意的な調停法や、一九一九年の産業裁判所法等の立法に基いて、調停仲裁が行はれてゐるかと思へば、また一方には、民間の私的機關

が、重要産業の間に、労働組合及び傭主組合の、鞏固な組織を背景として發達し、さらに加ふるに、一九二一年の鐵道法に基く調停仲裁機關と云つたような、半官半民的制度が行はれてゐる。

ロ わが國の調停法は、調停制度であつて、仲裁制度ではない。このことは、調停委員會の決定を、當事者に強制しないことを意味し、且つまた調停によつて、圓滿に解決が得られた場合でも、その結果を公表する必要のないことを示してゐる。(註14)

2 爭議調停法の制度は、治安警察法の改正と密接な關係がある。(註15) 労働爭議が、近代的産業組織に於て、不可避的なものとするれば、治安警察法を改正して、同盟罷業に伴ふ誘惑・煽動の禁止を解除すると共に、爭議調停法を制定して、爭議を迅速圓滿に解決し、その影響を最少限度に防止することの方が、産業平和のために却つて、より効果的であるとの見解が強くなつたやうである。治安維持法の改正は、夙に論議されてゐたが、それが治警第十七條の改正案が、諸政黨により提出され、大正十四年一月労働爭議調停法案並に治警法改正法律案が公表されるに至つた。内務省社會局案と云ふのが、それであつた。現行の「労働爭議調停

(註14) 労働爭議調停法は、(大正十五年四月九日法律第五七號) 治安及び一國の産業に重大な關係を持つところから、これを調停せんとする目的を以て、制定された法律である。

(註15) 治安警察法第十七條は、同盟罷業若しくは怠業の遂行上、労働者の不利な規定であるとして、その後撤廢され、同盟罷業又は怠業は、他人の權利の侵害ではあるが、今日に於ては、労働者が自己の利益を保護する上から、正當であるとの輿論の承認を得るようになった。だがまだ法的承認は得られない。しかし海員法の改正に

(註13) 工場法規ノ劃一的勵行ニ關スル件 工場法規ノ施行ハ全國劃一的ニ勵行スルノ要アルハ言フヲ俟タザル所ナルガ、殊ニ就業時間制限ニ關スル規定ノ勵行ニ就テハ、一二府縣ニ於ケル寛大ナル取扱ハ、之ト競争ノ地位ニアル府縣ヲシテ、法規ノ施行ヲ甚シク困難ナラシムベシ。而シテ就業時間ノ制限ノ如キハ、警察官ノ力ニ依ルニ非ザレバ、到底周到ナル施行ヲ期シ難キヲ以テ、部下監督官吏及警察官吏ヲ督勵スルト共ニ、近接府縣・關係府縣ト打合ヲ遂ゲシメ、同一方針ノ下ニ法規ノ勵行ニ當ラシメラレタシ。——昭和八年五月警察部長會議指示事項

法」は、それに多少の修正を加へられて公布されたものである。

3 この調停法にあつては、何が労働争議であるかは、明白に規定されてはゐない。が、被傭者と傭主との間に於ける労働条件に關する集合的紛争であつて、この集合せる當事者が、各單一の行動を爲すと目されるべき場合を指すことは明かである。従つて第一に個人的争議は含まない。第二に労働条件に關係ない争議は含まない、第三に必ずしも同盟罷業(註16)又は工場閉鎖(註17)の如き状態にあることを要しない、第四に産業の種別を問はない。農業に關しては、實際問題としては、小作争議が主であつて、小作争議調停法の適用される場合は、その大半を占めるわけで、これが適用されることは、極めて少ないことになる。調停法は、その目的たる調停即ち争議當事者の、互譲和解の可能性あるものに極限される。この法規は従來、その法律上の運用特に、その生命とも云ふべき調停委員會の、活動した實例を見ることが出来なかつたが、昭和七年冬、東京市電の争議に於て、最初の活動を、しかも成功裡に終へたことは、人のよく記憶してゐるところである。

調停委員會は、公益事業に就ては、當事者の請求に依り又は依らずして、又私益事業については、當事者双方の請求に依り行政官廳に於て、これを開設するのである。委員會の組織は、傭主側の代表者三名、労働者側の代表者三名(即ち當事者委員六名)と、争議に直接利害關係を有たない中立委員三名と、合計九名によつて構成され、争議の都度臨時に開設されるのであつて、常設機關ではない。

第五節 小作法と小作調停法

1 小作に關しては、何れの國にも、或る種の法律は存在してゐる。凡そ文明國にあつては、土地の權利關係、貸借關係に關する民法の規定の存在しないところはない。わが國に於ても、既に明治二九年に公布された民法に於て永小作權と賃貸借の項で、小作に關する規定を設けてゐる。諸國もまた同じである。しかし民法の規定があるからと云つて、小作立法があり、小作法があると云へない。それは恰も民法に「雇傭」に關する規定はあるが、労働立法があり、労働法が存してゐるとは云へな

は、海員の利益擁護の爲にする同盟罷業及び怠業を法的公認するといふ案がある。
(註16) 同盟罷業とは、所謂ストライキで、同盟罷業、同盟罷工、労働中止等と譯され、略稱して盟休、罷業等と云はれることもある。即ち一企業に於ける労働者が、同盟して同時に、其の作業を中止し、ために其の企業の進行が、妨害停止せられる状態を云ふ。時には又自分に直接の利害關係はなくても、同位置者や友誼團體の、罷業を後援する意味で起される場合もある。後者を前者に對し、同情罷業と云ふ。
(註17) 工場閉鎖とは、労働者の闘争手段である罷業や、怠業に對して、資本金側の執

る闘争手段であつて、これは經營の一部乃至全部を停止して、これに従事しつゝあつた労働者を解雇し、其の所得を失はしめることによりて、資本金側の意志を貫徹しようとする手段である。

2 小作立法は、民法の如き契約の自由を、根本原則とする當事者を、對等の者として取扱ふ法律以外に、小作關係の經濟上並に社會上の地位關係に鑑み、特別な社會立法の樹立である。小作立法とは、地主小作人間の小作問題として起る社會問題の、解決を目的とする社會立法を意味する。小作立法は、民法の如く當事者の契約を、自由放任の思想に盛らずに、社會見解に背く自由契約を制限し、經濟的均等に立たしめることを根本思想とする。

3 小作法は、地主小作人間の土地賃借關係、土地使用收益關係より生ずる諸種の、社會問題即ち小作問題を律するもので、その内容は當然小作の安定・小作權の自由賣買・相當小作料の決定・小作改良の賠償の如きが、その主なるものである。他人の土地を使用して收益を擧げ、その收益より小作料として、地主に支拂ふ小作農の、經營を安定せんとする立法である。

4 小作法は、労働關係を規定する労働法とは、社會立法である點に於て似てはゐる。雇傭契約を規定し、労働賃銀の最低額を定め、労働時間の最長を制限するが如き精神は、相當小作料を決定し、小作期間の最低限度を定める場合と趣旨を同ふする。しかし、その内容に於ては、著しく趣を異にしてゐる。労働關係は、傭主と労働者との勞務契約を以て律せられ、労働者は傭主に對して、一定の期間労働に従事することを約し、傭主はこれに對して、一定の賃銀を支拂ふことを約する。この場合に於て、その労働期間・労働賃銀・その他の労働條件について、労働者が不満足であつた場合には、ここに労働賃銀の値上げ、労働時間の短縮の要求が提出され、それが容れられない場合は、労働爭議を起し、労働者は、同盟罷業又は怠業等の手段を講じ、傭主はこれに對して、賃銀の支拂停止や、労働の解除を爲すのである。そしてこれ等の行爲は、多くは裁判上の又は訴訟上の手續を要しない。(註19)

5 傭主が賃銀の支拂を停止するときは、労働者は直ちに、その生活

(註19) 昭和二年末に於ける我が國の農家戸數は、五百五十六萬一千六百餘戸にして、我が國總戸數の五割二分二厘に當る。更に右の農家を自作農・小作農・自作兼小作農の三種に區別し、これを農家總戸數に比較すれば、その三割一分二厘は自作農、二割六分九厘は小作農、四割一分九厘は自作兼小作農である。即ち農家總戸數の約七割、本邦總戸數の約三割六分は、その耕作地の全部又は一部を他人から賃借し、その對價として、地主に小作料を支拂ふ借地農である。

(註18) 民法の規定によれば、永小作權(民法第二七〇條—第二七九條)以外の小作權は、總て賃借權で、純然たる債權(民法第六〇一條)である。故にその登記を爲さない限りは、小作地の所有者變更の場合に於て、新所有者は、隨意にこれを返還せしめ得べく(民法第六〇五條)しかも賃借權の登記には、地主の同意を要し、その同意許可の權は、地主の自由なると、煩瑣な手續を要する結果、小作權は一般に登記せざることを通例とする。ここに小作人の地位の不安定があり、小作權確立の必要がある。

を脅威される。尤も労働組合その他によつて、豊富な積立金があつて、充分に使用し得る準備があれば、かなり長期に亘つて争議の繼續も可能であるが、それは容易なことではない。また労働者の解雇は、傭主にあつては極めて容易であり簡單である。従つて小作關係に於ける地主の小作地引上の困難さに比ぶべくもない。また労働問題にあつては、収益を取得し、賃銀を支拂ふものは傭主であるが、小作問題にあつては、収益を取得し、小作料を支拂ふものは小作人側である。この點に於て小作人の抗争力は非常に強い。

6 小作問題が、一種の社會不安を惹起し、一度び小作争議となつて現はれると、争議の手段方法として小作人側は、先づその收得してゐる収益を、小作料として地主に支拂ふことを拒み、小作地を地主に返還して、不耕作同盟を爲し、或は土地は飽くまでも返還せず、その収益は、自ら利得して地主には支拂はず、互に同盟して小作料を滞納して、地主を苦しめる。小作料の滞納が長期に亘るときは、小作人は、その小作料

を自ら消費し、將來小作争議が解決しても、地主に償還出來ないことが、しばしばある。

7 地主側は、先づ小作料の滞納に對しては、現に小作人が、その耕作地にあるものに對して、立毛の差押(註20)を爲し、或は小作人の所有する他の財産を差押、或はまた小作料の滞納が續くときは、已むを得ず小作地の返還を請求し、これを實現するために、先づ土地の立入り禁止を爲すのである。小作人は、その立毛差押、土地の立入り禁止等に對抗すべく、一定の保證金を積んで、その解除を請求する。小作争議が激化し、進行するに伴れて、以上のような民法上及び訴訟法上の抗争が頻々と繰返される。

イ これが解決には、訴訟法殊に民事手續上の問題の解決が、重要な部分を占めて來る。そして小作争議に於て、小作料の滞納が重なるときは、地主はかなりの打撃を被む。殊に中地主以下の地主にあつては、これによつて、經濟上の困窮を來すことが少くない。小作問題並びに小作争議は、かやうな特色を有し、小作法と労働立法とは、多く對象を異にしてゐる。小作法の内容は、大體次の如きものである。

(註20) 立毛の差押とは、地主が小作地の稻を、その儘差押へることを云ふ。

- 一 農地の使用収益権の關係を中心とする
- 二 小作の安定及び小作期間の最低制限
- 三 小作權の自由處分、小作權の自由賣買
- 四 相當小作料の決定
- 五 小作地の改良費の賠償
- 六 凶作の場合の小作料の減免
- 七 小作料の確保（地主に對する）
- 八 小作爭議の調停仲裁制度
- 九 集合契約と地主小作人のそれぞれの團體

□ わが國では、勞働立法に於けると同様に、小作立法も看過されてゐた傾きがある、大正七、八年以來小作爭議が、その數を増加し、且つ益々深刻の度を加へて來たのに刺戟されて、政府は、大正九年十一月小作制度調査委員會を組織し、小作制度に關する調査を遂げ、先づ「小作調停法案」を作り上げ、幾度かの審議修正を経て、大正十三年法律として公布した。

8 この小作調停法(註21)の趣旨とするところは、小作料、その他小作關係について、地主小作人間に紛争を生じた結果、當事者の一方又は双方から、裁判所に調停を申立た場合に、判事を主任とし、これに地主、

(註21) 小作調停法(大正十三年七月二日法律第十八號)は、小作人と地主とが、小作料の減免、その他についての爭議を調停せんとする目的を以て、制定された法律である。

小作人及び第三者の立場にある有識者・徳望家等より選任された調停委員を加へて、調停委員會を組織し、この委員會をして市町村長・小作官等とが聯絡を保ちつつ、當事者の協調和解を斡旋させ、必要に應じては、隨所に出張して調停の任に當らしめ、かうして成立した調停の結果に對しては、裁判所の決定を以て、裁判上の和解(註22)と同一の效力を與へようとするのである。

9 しかし小作調停法は、爭議の單なる調停に止まり、畢竟するに一個の應急策であつて、複雑深刻化して行く小作問題の對策としては、充分の効果を期待し得ない。それには調停法自體の缺陷もあるが、主なる原因は、小作關係を規定する實體法である小作法が、未だ制定されてゐないことに在る。昭和七年夏の議會は、實に農村問題の爲に開かれた觀があつた。農村問題従つて小作問題は、わが國に於ては、特殊性を持つ問題である。故に現下の小作問題對策としては、經濟上並に社會上、各般の施設と相俟つて、小作法の制定にまで進むことが、緊急の必要事である。

(註22) 裁判上の和解 民事上の争に付き、和解申立に依り當事者が、裁判所に出頭して、和解に關する行爲を爲すを云ふ。和解調ひたるときは、之を調書に記載することを要す。和解調書は、確定せる判決と同じく債務者名義となり、強制執行を爲すことを得(民訴第二〇三條、第三五六條)。

第六節 社會保險法

1 社會保險(註23)の思想は、中世のギルドに、その起源を發してゐる。ギルドは當初、その組合員の利益を増進し、商工業の發達を計り、且つ市民の權利を發揚することを以て、その主要な目的とし、それに伴つて組合員の、經濟的損害に對する救済をも行つて來た。ところが後になつて、組合員の保護救済のみを、目的とする保護的ギルドが生じ、専ら組合員に對する疾病救済・老廢救済・災害救済等の事業を行ふようになつた。けれども當時に於けるこれ等の、相互救済團體は、純然たる任意的團體であつて、國家の保護や干渉を蒙ることはなかつた。

2 かうしてギルド制度は、自由主義の下に發達して、十八世紀の初期に於ては、ヨーロッパ各國に存在してゐた。十八世紀中葉に至つて、イギリスが、先づギルドを解散し、次いでフランス・ベルギー・オランダ・イタリー・ドイツ・オーストリーの諸國も、これに倣つたので、ギルド

ド制度の下に存してゐた救済組織も、全く影を潜めた。

3 産業革命によつて、労働者階級の生活上の危険が増大し、これが救済手段として、労働者間には、新たに救済組合が生れ、ギルド制度の頃にあつたそれに代つて、救済組織運動を復活することになつた。しかし當時は、労働者の團結等と云つたものは、それぞれの諸國の政府によつて抑壓されてゐたので、この運動も一時全く阻止された。十九世紀に入るに及んで、各國がイギリスに倣つて、労働者の團結結社を許す方針に變り、再びここに労働者の間に、その相互救済を、目的とする任意的團體が續々と生れ、組合間に一種の相互保險を行ふやうになり、かくてこれ等の設備が、社會保險制度の先驅をなした。(註24)

4 社會保險が、社會保險法として、法制上に現はれたのは、ドイツであつて、一八八三年に法律によつて、工業労働者に對する強制的疾病保險が實施され、翌年はまた傷害保險制度が確立された。これは二三年後には、さらに適用範圍を擴大し交通・農業・林業の労働者にも、海員

(註24) 各會社の共済組合の如きもまた社會保險の一つである。警察の共済組合もまたその性質を帶ぶ。警察官共済組合の加入者は、現在警部補以下巡査に制限されてゐるので、昭和八年四月の地方長官會議に於ても、地方長官より同制度を警部にも適用し、更に警察官の家族の疾病に際しても、給與を爲すやうの希望があり、警保局でも警部に、該制度利用の途を開くことは、多年の懸案であり、これが實現を圖ることとなつた。ただ最も難點と目されるのは、納付金の問題で、現在組合員は、俸給の百分の四を縣費と自費とで、半額づつ納付してゐるが、警部俸給は、國費であ

(註23) 社會保險とは、労働保險ともいひ、階級闘争を緩和し、現制度の下に於ける労働階級の困窮を救助せんとする社會政策の一つである。

にも及ぼされるに至つた。當時にあつては、一般に労働者保険と稱されてゐたが、漸次社會保險なる言葉が、妥當なものとして、一般に用ひられることになつた。

5 社會保險は、連帶的の責任感を基礎としてゐる。労働者階級は、労働者相互の間に於て、相互共助の責任を有してゐることを觀念し、他方また僱主や國家も、社會の一構成分子たる労働者階級を、保護するためには共同的に、連帶責任の觀念を以て、當らねばならないと云つた觀念が必要である。社會保險の根本觀念は、實に國家の安寧と秩序とを保持するには、社會全體として、幾分の不利益と犠牲とを拂つても、連帶的に責任を負ふべきだと云ふところにある。

6 社會保險には、災害保險・疾病保險・癱疾保險・妊娠保險・遺族保險・老齡保險・失業保險等の各種のものが含まれてゐて、諸國にあつては、それぞれこの中の幾らかづつは、社會保險法として法制化されてゐるが、わが國では、健康保險法だけ完備されてゐる。(註25)

第七節 其の他の社會立法

1 現代の社會に於て、最も基本的な重大な社會立法は、大體上述して來たところに盡きると云つてよい。だが、副次的な社會立法としては今後種々な内容を盛れたものが生れて來るであらう。發展途上に在る人間の辿るべき道筋は、當然にこれ等の豫見をわれわれに與へる。

2 わが國でも、震災を機縁として大正十年四月に借地法と借家法とが公布され、翌十一年四月には借地借家調停法が續いて公布された。これは、一般市民の借地借家の問題をめぐる紛争を、調停によつて規定し、統制あらしめようとしたものである。ただこれ等調停の適用される範圍は、全國に亘るのではなく、大體六大都市(東京・横濱・名古屋・京都・大阪・神戸)に限られてゐる。

3 また、昭和七年九月に公布された金銭債務臨時調停法も、社會問題化されんとしてゐる金銭債務關係を、幾らかなりとも、その紛争から

れてゐるが、内務省社會局では、この機運に乗じ、健康保險法適用の範圍を擴張し、労働者を疾病、傷害、死亡、その他の厄災より救済すべく、目下具體案を研究中である。現行健康保險法は、強制被保險者として規定されてゐるものは、工場法並に鑛業法の適用される事業場に使用される者のみで、交通並に土木、建築、その他に従事する労働者は、任意被保險者となつてゐる。が、實際に於て保險の必要なことは、工場並に鑛山労働者と何等の差なく、その數も五十萬人に達してゐるので、これ等の任意被保險者をも、強制被保險者と爲すやう該法の根本改正を行ふと共に、

るから、給付金のみを縣費とすることは好ましくなく、さりとて國費と爲すときは、鐵道、通信等の共濟組合に於ける俸給費支辨者との、均衡上大藏省の承諾を得ることが困難なため、急速に實現し難い事情もある。最も可能なる全額(俸給百分の四)自費を以て給付する制度を採用せんとしてゐるが、納付金全額自費負擔では、果して共濟組合に入ることが希望するか、頗る疑問である。で、各府縣に對し、該制度でも警部は、共濟組合加入を欲するや否やの調査を依頼することになつた。(註25) 最近思想惡化の防止對策として、各方面に於て、社會政策實施の必要が叫ば

救済せんための、社會立法の一たるを失はない。この法律は、三ヶ年間の期限付のものであるが、その社會的效果著しきものありとして、昭和八年四月の司法官會議に於ては、この法律に永久性を與ふべしとの意見を有する人が多い。(註26)

4 第六十四議會で通過した社會的立法としては、**兒童虐待防止**に關する法律を擧げることが出來やう。最近世相の悪化に伴ふて、兒童の虐待・酷使等、社會問題として看過し得ない事件が續出し、頻々たる貰ひ兒殺しを初め、兒童の曲藝・曲馬・街頭の流し・乞食等に使用し、または藝妓・置屋等に於て酷使し、兒童の初心に甚しい障害を與へるものも尠くない。これ等の逆境にある兒童を救済し、その虐待を防止するため、十四歳以下の兒童を保護する目的を以て制定された法律である。同時に制定された少年教護法も、同一傾向を有する立法である。

5 農林省關係のものとして**米穀統制法**、**農業負債整理組合法**、**農業動産信用法等**も、また社會立法的のもので、**米穀統制法**の目的は、米價

労働者の家族の保險加入を認めんとするもので、同局の調査に依れば、現在被保險者は、獨身者が多く、家族は比較的少數で、一家平均三名位である。従つて家族の保險加入を認むる費用増加は、僅少に止まるものと見てゐる。
(註26) 昭和七年十月一日から實施された金銭債務臨時調停法の成績は、豫期以上に良好で、今回の司法官會同に於ても、各地方裁判所長は、本法は審理の迅速、簡易化を尊ぶためにも、訴訟經濟のためにも、永久立法とする必要があるといふ意見を開陳してゐる。司法省は、この點を考慮することになつた。但し本法は、非常時對

の激變を防ぎ、國民生活に安定を與へんとするものである。かくて米穀統制法には、米價激變防止の種々なる規定が設けてある。**農業負債整理組合法**は、要するに債權者債務者双方が、部落單位で組合を作り、示談で済むものは、相互の間で整理し合つて行き、それで済まないものは、金銭債務臨時調停法に依つて、貸借關係を合理化し、隣保互助の精神を以て、償還計畫を立て、別に負債を整理して行かうとする筋道である。**農業動産信用法**は、農産物に對し、國庫の補助の下に、低利資金を融資せんとする農村救済を中心とする立法である。かくて一步一步と社會が、公平と正義と同胞愛との旗の下に、調和・均衡との道程へ進軍しつつある。

第八節 醫療制度

1 社會立法の概説を終り最後に、附加すべき大きな問題が残つてゐる。それは**醫療制度**に關する問題である。醫療制度は、他の社會立法の如く華かなる一面を有せず、これまで政府も従つて一般國民も、この方

策立法として、向ふ三ヶ年間の期限付で施行されてゐるので、辯護士會側には、本法の施行によつて、營業収益を減殺されることになる關係があるため、永久立法とすることには、反對するものと見られて居る。

面による努力には、一張一弛を免れなかつた。(註27)

2 働く意志を持ち、働く能力を持ちながら、働く場所がないといふことは、一國の生産の上からも、公平・均齊の上からも解決しなければならぬ問題である。が、一面また働くにも働き得ない疾病者で、しかも何等これを保護する者なき者の保護は、社會の義務である。労働問題が、權利關係の問題であるとすれば、これはまた實に人道の問題である。わが國は、封建制度以來、公秩良俗の淳風は、家族制度によつて庇護せられ、家族制度は、これ等薄倖な人々の温床ともなり、隱家ともなり、社會の表面には、労働問題の如くその陰慘な姿を現はさず來たが、われわれは、永くそれのみ依存して、この問題を輕視してはならない。(註28)

3 醫療制度については、既に濟生會があり、三井病院があり、その他貧困者に對する施療の途が早くから講ぜられ、施設されてはゐるが、國家的施設としては、今日まで未だ充分なるものが見られない。勿論財

(註27) 安達謙藏氏が、内務大臣就職の第一聲に、衛生行政に全身を打ち込むやうに意思表示されたが、その後同氏が職中には、特に目星しい施設が見られなかつた。在職期間の短かつたのと、有力閣僚として内務行政にのみ専念し得られざりし結果でもあつたであらう。が、實際その局に當ると、いろいろな故障に因つて、平素の所懐を實行することは困難なものに見える。

(註28) 家族制度が、われわれの道德律の基根に豊かな土臺を與へてゐることは、疑ひ得ないところである。だが、經濟生活の社會的變移とともに、次男三男が郷閭に

政上の問題に由るのであらうが、例へば東京市について言へば、一區に一つ位の大規模な國立病院が設置さるべきである。醫療問題は、その源を探れば、失業問題の發生地であり、労働問題の養育所でもある。政府に於ても、この點に就て最近著しく目を注ぎ、第六十四議會には、醫師法の改正を試み、昭和八年五月の警察部長會議に於ける指示事項二十四項中、左の八項目が保健問題に關してである。

4 指示事項

- 一 農村飲料水ノ改善ニ關スル件 飲料水ノ改善ニ關シテハ、都市ニ在リテハ、之ヲ上水道ノ普及ニ徵スルモ、其ノ成績相當ニ見ルベキモノアリト雖モ、農村ニ於ケル飲料水ノ状態ニ至リテハ、今尙舊態ヲ脱セザルモノ多ク、遺憾ノ點尠シトセズ、農村住民ノ保健上、飲料水ノ重要ナルコトニ思テ致シ、之ガ改善ニ就キ一段ノ力ヲ致サレタシ。
- 一 癩及結核ノ豫防ニ關スル件 癩患者收容施設ハ、漸次擴大セラレツアルモ未ダ十分ナラズ、多數ノ患者ハ、自宅ニ於テ療養スルノ已ムヲ得ザル状態ニアリ、而カモ是等自宅療養患者ニハ、病毒撒布ノ機會頗ル多ク、殊ニ小兒ニ對シテハ、感染ノ危険著シク大ナルモノアルヲ以テ、公立癩療養所ノ擴充未了ノ地ニ在リテハ、之ガ完成ヲ促進スルト共ニ、危険ナル環境ニ在ル患者

物資を得るの途を與へられず、勢ひ他郷わけても都市に移住すべく迫られる。「去る者は日に疎し」との諺の通り、このことが家族制度の修正を萌ざしてゐる現實をも見なければならぬ。かくて醫療問題は、長くわが國の家族制度にのみ依存し得れないやうになつた。

家族就中小兒ノ保護ニ對シテハ、適切ナル方途ヲ講ゼラレタシ。又結核豫防施設ハ、國民保健上最モ緊要ノコトタルニ拘ハラズ、今尙充實ヲ見ルニ至ラザルハ遺憾トスル所ナルヲ以テ、之ガ施設ニ關シ格段ノ努力ヲ致サレタク、尙日本放送協會ノ納付金ニ依ル豫防施設ニ關シテハ、一層ノ研究ヲ積ミ、最モ適切ナル方策ヲ樹立シ、以テ結核豫防上新生面ヲ拓クニ勉メラレタシ。

一 醫療救護ニ關スル件 時局匡救施設ノ一トシテ目下實施中ノ醫療救護ハ、恩賜救護事業ノ趣旨ニ鑑ミ、各般ノ施設ニ關シ、一層充實改善ヲ圖リ、恩賜 財團濟生會其ノ他醫療機關ノ活動ヲ促シ、以テ現下ノ急務タル救護ノ實績ヲ擧グルニ遺憾ナキヲ期セラレタシ。

一 精神病者保護治療ニ關スル件 精神病者ハ、逐年其ノ數ヲ増加シ、社會ニ對スル危險モ益増大シツツアルヲ以テ、公私立精神病院ヘノ入院又ハ私宅監置ニ關シテハ、敏活ノ處置ヲ行ヒ、一層各種施設ヲ整備シ、以テ精神病者ノ保護治療上遺憾ナキヲ期セラレタシ。

一 傳染病ノ豫防ニ關スル件 痘瘡ノ豫防ニ關シテハ、夫々適切ノ手段ヲ講ゼラレツツアルコトト信ズルモ、本邦ト交通頻繁ナル海外地方ニ於テハ、本病ノ流行今猶劇甚ナルモノアルヲ以テ、今後一段ノ警戒ヲ要スベク、又内地常在ノ傳染病ニ就テハ、腸チブス赤痢ノ如キハ、年次減少シツツアルモ、猩紅熱及デフテリアノ如キハ、逐年増加ノ傾向アルヲ以テ、之ガ豫防ニ關シテハ、更ニ一段ノ努力ヲ致サレタシ。

一 醫師法及齒科醫師法中改正ニ關スル件 醫師法及齒科醫師法中ノ改正ハ、醫風ノ向上醫業ノ統制ヲ圖リ、以テ醫事衛生ノ改良發達ヲ期セントスルニ在リ、其ノ主タルモノハ、診療所開設

ニ關スル制限、診療録査閱ノ權限ノ附與、醫業若ハ齒科醫業廣告ノ取締、醫師會員若ハ齒科醫師會員ノ範圍ノ擴張、又ハ無免許醫業若ハ齒科醫業ニ對スル嚴重ナル制裁等ナリトス、本法ハ近ク實施セララル見込ナルヲ以テ、克ク改正ノ趣旨ヲ體シ、之ガ運用ニ關シ遺憾ナキヲ期セラレタシ。

一 醫業類似行爲ノ取締ニ關スル件 醫業類似行爲者ニ關シテハ、相當取締ヲ勵行セラレツツアル所ナルモ、近時其ノ數増加ノ傾向ニ在リ、其ノ行爲ノ態様亦公衆衛生上取締ヲ要スルモノアルヲ以テ、之ガ取締規則ノ制定其ノ他ニ就キ遺憾ナキヲ期セラレタシ。

一 賣藥及藥品ノ廣告取締ニ關スル件 新聞雜誌等ニ依ル賣藥及藥品ノ廣告取締ハ、過般内務次官通牒ノ趣旨ニ基キ勵行セラレタル結果、相當改善セラレタリト認メラルモ、依然虛偽誇大ニ亘ル廣告アリテ、國民保健上憂惧スベキ結果ヲ若起スルモノモ有ルヲ以テ、之ガ取締ノ徹底ヲ期セラレタシ。

5 最近國民保健に關する朗らかな報道は、醫療利用組合の全國的普及に就てである。(註29)

産業組合法に依る醫療利用組合は、最近著しく發展してゐるが、昭和七年五月、久しく醫師會と抗爭して來た東京醫療利用組合が許可されて以來、僅か一年に滿たぬに、全國に二十餘の組合が新設され、計畫中の組合三十餘を數ふるに至つた。中でも秋田縣下の如きは、右組合設置以來、僅々一ヶ年であるが、同縣下の開業醫にして、これがため門戸を閉鎖するもの少くない

(註29) 農林省の調査に依る和昭八年三月末現在の既設組合數は、三十二(内單營十四兼營十八)であるが、府縣別頒布状況は 四組合あるもの 青森、島根 三組合あるもの 秋田 二組合あるもの 岩手、高知、岡山、福岡、東京、山梨 一組合あるもの 神奈川、新潟、長野、奈良、鳥取、廣島、熊本、鹿兒島、岐阜。等である。この外に支部病院、支部診察所等が加はり、病院、診療所の數は、五十餘に達してゐる。更に計畫中の組合が三十餘と、産業組合法に依らざる非合法的組織の保健組合が、三十七組合あるが、これ等は近く何れも、産業組合法の組織に轉向すべく準

状態である。

次いで青森、岩手を初め農村における醫療利用組合の設立は踵をついでゐる。これは政府・産業組合中央會等の積極的援助にも依るが、一般の開業醫に對する報酬關係が、重大な原因となつて居ることは勿論である。と云ふのは、醫療利用組合は、五十錢乃至一圓の加入金を納めさへすれば組合員となつて、開業醫の半額に近い醫療費で済むからである。

これがため醫師會側は、訴訟或は總會の議決に依り醫療利用組合の發達を阻止しやうと努めてゐる。が、今回公布になつた改正醫師法は、此等の問題を略ぼ解決するものであらう。即ち醫療利用組合の施設に關する法律的關係は、從來は甚だ曖昧であつたが、改正法は

第四條ノ二 醫師ニ非ザル者(公共團體ヲ除ク)診療所ヲ開設セントスルトキハ、命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官(東京ニ在リテハ警視總監)ノ許可ヲ受クベシ

とあり、公共團體は、道府縣市區町村だけと限定され、醫療利用組合は、内務省の主張通り許可制度に依つて設立されることになつたが、醫療利用組合は、所謂公共團體には屬しないが、充分に優先權を附與され、赤十字社・濟生會等の慈善團體と同様に扱はれることになつた。而して基礎鞏固で、診療上危害のないものは、すべて許可され、更に助長されることになつたのである。

斯様に政府の積極的な援助を受くるに至つたことは、農漁山村更生の重要な對策に、産業組合の勃興獎勵が加はつてゐる結果であつて、更に今後益々發展する可能性がある。かくて多年

開業制度の弊害に悩まされてゐた中産・無産階級が、相互扶助的醫療組合に依つて救はるる機運を醸成さるるに至つたことは注目すべきことである。

6 深刻なさうして暗い社會面にも、かくして微かながらもしかし確實に、將來の社會立法の領野に、その翼を伸ばさんとしてゐるのは、一國の産業の上からも、國家の體面からも、人道の上からも輝かしい文化の過程である。

果あること。等の諸點を擧げてゐる。尙ほ組合の獎勵、助長を圖るとともに、充分監督すべく準備を進めてゐるが、近く同省に醫師技術官を二名乃至三名を設置することになつてゐる。

備中であり、ここ一二年の間に、百餘の組合が出来るであらうと云はれてゐる。産業組合組織に依る醫療組合に對する農林省の見解は、大體左の如くである。即ち
1、診療費を輕減し得ること。2、開業醫なき町村にも之が普及を齎すこと。3、中小産者に對し、醫療を受くる機會を得易からしめ、同時に疾病の豫防を期し得ること。4、産業組合としての指導監督を受け、國家の保護特典を享受し、且つ組合員組織なるを以て、經營堅實にして永續性あること。5、比較的専門的良醫を利用し得ること。6、一般開業醫をして、醫療報酬を低減せしむる等間接的效

第十三章 新警察機關

第一節 警察機關の擴張強化

1 暴力による直接行動は、いた太く社會人の心を刺激し、社會の安寧秩序を攪亂する反社會的害悪である。昭和七年の五・一五事件、續いて起るギヤングの銀行襲撃事件等は、その暴力的なると、犯罪手口の組織的計畫的なることを特色とし、これ等の暴力に對し、警察の機能を全ふるには、警察官の團體的行動と武装化が必然的に要求されて來る。曩に政府は、非常警備規程を創定して、これ等の反社會的罪惡を懲膺し、撲滅すべく、その陣容の整備へと急いだ。(註1)

2 社會革新をスローガンとして、殺人強盜の反社會の暴力を選択し、國體擁護の名に隠れて、暴力行爲の正當化を盲信する徒輩は、法の權威の上からも、社會生活の平和の爲からも、これを嚴に取締らなければなら

らない。最近政府に於ては、これ等の思想犯を中心とする對策として、左の計畫が進められた。

3 左右兩翼の取締方策

1 根本對策 左右兩翼の取締については、その因つて來る根源を極め、原因を除去する必要との見地から(イ)教育制度の改善、(ロ)古典思想の研究特に日本の精神の作興、(ハ)社會政策の徹底等が主張され、

2 應急對策 として、次のことが企圖されてゐる。

1 現行法の運用

A 國體の變革に関する罪を犯したる者には、その犯罪の性質に鑑み、現在より一層嚴罰を以て臨むこと。

B 治安維持法の運用を擴大し、所謂外廓團體には峻嚴な態度で臨むこと。

C 起訴留保・保釋等の行政處分は、その事情を究め、法の趣旨に添ふやう一層留意すること。現在轉向の眞實なき者、又は地下潜行の虞ある者等を、容易に起訴留保(起訴猶豫)を行つた傾向のあることに注意すること。

D 不穩出版物に関する法令の運用(註2) 出版法・新聞紙法等の違反者に對しては、嚴罰を以て臨み、殊に最近に見る怪文書については峻嚴な刑を科すること。

(註1) 非常警備規程運用=關スル件 災害騷擾其ノ他非常事變=臨ミ特別警備ノ完璧ヲ期スル爲、曩=非常警備規程ヲ創定シタルガ、非常警備計畫=就テハ、社會情勢ノ推移=伴ヒ、常=之ガ適切ナル改訂=意ヲ用フルト共ニ、時々演習ヲ實施シテ、平素克ク警察官吏ノ團體的訓練ヲ行ヒ、非常事變=處シテ最モ敏速且規律統制アル警察活動ヲ爲サシムルヤウ、本規程ノ運用上遺憾ナキヲ期セラレタシ。(昭和八年五月警察部長會議指示事項)

(註2) 遞信省では、遞信事項に関する思想取締參考案を、作成中であつたが、大體次の様に決定したので、近く政府の思想對策委員會に提示することとなつた。

- 1、郵便法により、内外發着の書籍印刷物等の小包につき嚴重なる検査を勵行すること。
- 2、検査の結果不穩と認むるものは、直ちに内務省に移牒するが、從來とかく内務省よりの指令回答が遅延して、時宜を失ふ場合が少なくなつたのに鑑み、内務遞信兩省で協議し、連絡を緊密ならしむるやう適當の方策を講ずること。

□ 取締法令の整備

- A 現行治安維持法は、國體變革に關する罪と、私有財産否認に關する罪とを一緒に規定してゐるが、これを區別して特別な立法を考慮すること。
- B 治安維持法違反に該當する犯罪及これに準ずる重大犯罪は、現に設置されてゐる裁判所以外に、特別裁判所を設けて審判を行ひ、審理の迅速と適正を期すべきである。右の特別高等裁判所の審判に當る者は、優秀にして思想問題に通曉せる判檢事中から選任し、特別高等裁判所の審判に付される事件は、一審にして終審とすべきであるが、被告の性情を見て、改悛の見込みある者に對しては、判決宣告猶豫等の方法を探り、一つの高等裁判所に於て處理することが不可能であれば、その支部を必要なる樞要地に置く。
- C 右翼不穩思想並に運動取締に關して、治安維持法は左翼にのみ適用され、右翼に對してはその適用を見ない。依つて右翼に對しては、特別法令を制定する必要がある。現在右翼に對しては、刑法・暴力行爲取締法等が適用されてゐるが、これは處分規定であり、従つて豫防警察の立場からすれば、右翼の犯罪は、豫備的犯罪が多く、従つて豫備的犯罪・陰謀等を嚴罰する法令の制定を特に考慮すること。
- D 右翼取締法令の整備として、右翼取締を目的とする法律を制定し、取締の規準を示すと、及び右翼の運動には、相當豊富なる資金を有する者がある。依つて右翼不穩行動に對し資金を提供する者は、これを嚴罰すること。

3、電信法により、内外發着の電報に嚴重なる檢閲を行ふこと。

E 結社、その他の取締に關しては、一結社の解散を命ぜられたとき、名前のみ變更して同一結社が組織された場合には、解散命令は再生團體にも及ぶこととする。(註3)

ハ 制度の改正

- A 特別高等警察網を充實し、現在の内務省保安課を擴大強化し、その組織を整備すること。特高機能を充實すると共に、これに従事する警察官の待遇を高むることとし、また府縣特高課長の交代頻繁なれば、特高専務の警視を府縣に設け、能力増進を計ること。
- B 出版警察の徹底方策として、現在の内務省圖書課を擴張し、新聞・雜誌・一般出版物に對する檢閲及び行政處分を有效適切ならしめ、その陣容を整備充實して、積極的に思想對策に關與する制度を作ること。

等の考慮が爲されてゐる。各大臣の訓示を見ても、如何に思想問題が、國民生活に脅威を與へ、社會の安寧を迫害しつつあるかを如實に語つてゐる。これが秩序整合への任務は、當然警察官に負はさる。

4 日本の軍隊組織と警察組織とは、世界に比類のないものと言はれてゐる。その制度・組織の多くは、外國からの移入またはその修正でありながらも、なぜ比類のない優秀な制度が生成したのであるか？ それは過去三千年の長い間に培^つかはれた日本精神の繚亂^{りょうらん}たる果實である。

(註3) 先年治安警察法に依り勞農黨の結黨を禁止したとき、同黨は、直ちに別の名を以て現れた事例がある。

日本民族の行くべき途は、この日本精神を體しての進軍である。

第二節 帝都の治安維持

1 犯罪対策 思想犯や刑事犯は、帝都に於ける特殊な社會悪ではない。しかし帝都に於て行はれることが、國の治安維持に重大な影響を持つ。世界の歴史を見ても、社會變革の多くは、首都にその端を發してゐる。地方の治安維持が輕視さるるのではない、國家的に社會的に最も大なる影響を持つ治安維持には、國家としては最大極限の設備と準備とに全力を傾倒するの必要からである。最近に於ても、帝都に於ける思想的犯罪に依つて、幾度か政機の轉換を見た。かくて警視廳特別警備隊は、帝都の治安維持上、緊急なものとして設置さるることになつた。(註4・5)

2 特別警備隊の組織 は、左の如く配置される。

イ 人員 特別警備隊の總員は警視二名、警部十名、警部補以下巡查五百名

ロ 配置 特別警備隊として警部六名、警部補以下巡查三百名を以て組織し、警戒警備の任に當る。

(註4) 昭和八年五月の警察部長會議に、大阪市に警視廳に倣ふ特別警察制度を置き度いとの意見が見えてゐる。東京は政治の中心なるに對し、大阪は商業の中心としての大都市である。従つて特別なる警察機關を要するであらうが、帝都の警備は、それとは特殊の機能を持つ。

(註5) 帝都警察官の警備に對する奉仕に感激して、最近在郷警察官團が組織された。警視廳を始め都下各警察署では、昨今毎夜のやうに管内の非常檢索を行つて、非常時警戒に當つてゐるので、警官は總て不眠不休の活動の状態を續けてゐるやうであ

ハ 特別配置 警部四名、警部補以下巡查二百名を大臣・朝野貴顯・大公使等警戒警備に當らしめ、現在所轄警察署派出の警察官全部を引き上げ、所轄警察署の警察力を充實す。

3 特別警備隊の編成

イ 特別警備大隊として(1)大隊長は警視二名とし、隔日二十四時間勤務とす。(2)大隊本部員は十四名とし、(3)一大隊は四個中隊に分ち、警部補以下巡查二百九十二名を以て組織す。

ロ 一個中隊の編成は、中隊長警部一名、隊員警部補三名、巡查部長六名、巡查六十三名とす。

4 勤務方法

イ 特別警備隊は、一個中隊を一部とし、四部制勤務となし、各部の勤務は、第一日は午前八時より午後六時まで十時間勤務。第二日は午後一時より十一時まで十時間勤務。第三日は、午後三時より翌日午前九時まで十八時間勤務。第四日は非番とす。

ロ 隔日に於ける勤務方法は、第一日は、午前八時より午後一時まで待機。午後一時より六時まで教養訓練。第二日は、午後一時より三時まで待機。午後三時より十一時まで教養訓練。第三日は、一時間毎に待機。休憩・豫備とする。

5 かくて警視廳特別警備隊は、整然たる陣營を作り、帝都の治安維持に遺漏なきを期してゐる。これに伴ふて、警視廳官制及び地方官々制の改正を見た。(註6)

るが、この状態を見た受恩給退職警官並に在郷警官中には、非常時に際して、これを傍觀することは忍びないのみならず、幾分の手助けをすることは、寧ろ義務であるとして受恩給者が會合した上、ここに愈々警視廳管下最初の在郷警察官の團體を結成することとなつた。

(註6) 警視廳官制 1、警務部長たる書記官を勅任とす。近時各種不穩行動の發生に伴ひ、警察事務は極めて繁劇多端となり、警視廳に於ける警察事故は、全國第一位にあり、又警察官の定員も全國を通じ最多數に上るが故に、總監の輔佐及び主管事

第三節 警察補助機關

1 世相の險惡に反映し、これに對する警察機能の擴大強化を圖るべく、警察補助機關(義勇警察)は、昭和八年五月警察部長會議の議題に移され、これが設置に計畫を進められ、昭和九年度から實施されんとする。戦時及び非常事變に於て、警備力の不足を感じたる場合は、補助機關の必要なるは論を待たない。現に東京市電爭議、その他の事變の場合には、在郷軍人の活躍した事例に富む。ただその組織を如何に定め、また如何なる活動を爲さしむるかが残された問題である。

2 その範圍は、正規警察官の三倍内外、即ち十五萬乃至二十萬とし、各警察署及び府縣を中心とする組織を作り、平素團體訓練を施し、非常時變もしくは戦時に際しては、正規警察官の指揮の下に、團體的活動を爲さしめんとするに在る。補助機關の組織は、適任者の登録制度を採る方針であるが、警保局としては、警察部長の答申に基き、警保局案に若

干の修正を加へ、その組織・活動方法・その他の具體案の輪廓を決定し、速かに地方長官をして、その施行準備を爲さしめんとしてゐる。

3 補助機關制度要綱 は、大體左の仕組みが考慮されてゐる。

- 一 組織 (イ) 退職警察官・消防組・青年團・その他一般公民中から心身共強健にして、本人の志望するものを選び、これを所轄警察署に登録すること。(ロ) 登録されたるものは、第一次に警察署長の指揮を受け、第二次に地方長官の統制に服すること。
 - 二 登記要件 年齢の制限は、四十歳若くは五十歳以下とし、直接に警察取締を受くる職業に従事する者、若くは住所一定せず、臨時召集に應じ難き者は登録せず。
 - 三 被登記者の訓練 訓練は團體訓練を主とし、當初の半年は一週一回日曜日を以て訓練日とし、所定の訓練を施した上は、月一回の訓練とす。
 - 四 服制 義勇警察官たることを明示すべき服制を定め、武器と共に警察署に備へ、出動並に訓練の時のみ使用せしめること。
 - 五 義勇警察官の義務 長途の旅行若くは轉居の際は、直ちに届出づること。
 - 六 報酬 訓練若くは非常事變により召集されたるときは、相當の手當を支給す。
 - 七 經費 府縣費支辨とし、國庫より相當の補助をなすこと。
- 4 著しく暴力化せる犯罪防衛及び警察機能の範圍が、益々擴大さる

増の傾向にあるが故に、直ちに警察力を發動し、鎮壓或は警戒に當らしむるため、警視廳に特別警備隊を設置し、これが隊長及び指揮監督者として、警視二名(大隊長)及び警部十名(中隊長)を増員す。

地方官制 一、現在警部を以て署長に充つる各府縣警察署中、市制施行地及び軍部所在地等樞要地を統轄する警察署にして、もつとも重要と認めらる十八署を警視に昇格せしめ、これに伴ひ警部十八名の減員を行ふ。

務執行に遺憾なきを期するため、警務部長を勅任に昇格せしめ、總監事故あるときは、その職務を代理せしむるものとす。

2、警視四名、警部八名を増員す。

(イ) 現に警部を以て署長に充つる東京市内警察署中、最も重要なるものと認めらるる荏原、世田谷の二署を選び、その署長を警視に昇格せしめ、同時に警部二名を減員す。

(ロ) 最近團體行動により、或は他の兇暴なる手段による警察事故の發生が、漸

ると共に、警察官の職責が愈々加重され、ことに最近の暴力犯の如きは、正に戦時に臨むの感がある。國家としても、これ等忠勇なる警察官に對しては、何等か酬ゆるところがなければならぬ。かくて警察官優遇案が講ぜられた。

5 全國六萬五千の警察官に對する待遇改善問題は、久しい懸案であつた。政府は第六十四議會に於ける貴衆兩院(註7)が、同様の主旨を以て速かに、これが實施を建議した主旨に基き、目下警保局に於て、その立案が進められてゐる。その實施に就ての待遇改善並に施設充實調査項目には、次の如き事項が擧げられてゐる。

- 第一 警察官の給與規定に關する勅令改正・巡査給與令・療治料・弔祭料等の勅令を改正して、左の待遇改善を行ふ。
 - (一)兇賊逮捕等の職務で死亡したる者の遺族扶助料弔祭料等を増額すること。(二)公傷病に依り職に堪へずして退職したる者の給與を厚くすること。(三)公傷病に依る救助料を増額すること。(四)特別賞與増額、即ち功勞拔群で特別徽章を受けたる者の功勞加俸を増額すると共に、右の功勞加俸は警部にも及ぼすこと。

第二 巡査の配置及勤務規則の改正。

- (一)巡査の配置を改善して、現行毎日勤務は八時間乃至十二時間、隔日勤務は十四時間乃至十八時間であるが、之を一日平均八時間勤務を原則とし、出来る限りその實現に努むること。
- (二)非常召集の勤務増額支給を爲すこと。

第三 警察直通電話網の完成。

第四 警察署の改廢及増設。

第五 自動車・オートバイ・防彈具・ピストル等警察機械器具の整備充實。(註8)

6 社會運動は、内外の情勢に刺激せられ、複雑深刻の度を増し、國民の一部には、矯激なる思想を抱懷して、その實行運動に加はるもの年を趁ふて益々滋く、視察取締の重職は愈々加はる。今や一切の陣容を張り、待機してこれ等不逞の徒に最後の制裁が下されんとしてゐる。苟くも國法を干犯し、社會の康安を害するが如き一切の行動は、その目的・動機の如何を問はず斷乎排撃され、かくてわが建國精神の意識は、國民の胸奥に力強く響き渡るであらう。

(註7) 警察官優遇=關スル建議 警察官=シテ國家ノ治安秩序ヲ保持スル爲、挺身克ク其ノ任ヲ全ウセル功績者=對シ、國家ノ待遇未ダ全カラザルノ憾アリ。政府ハ此ノ點=鑑ミ、速ニ適當ナル方途ヲ講ゼラレムコトヲ望ム。(第六十四議會貴族院提出)

(註8) 警察補機關の設置に就ては、英國では平素義勇警察官の名簿を作成して、これに備へ、一旦緩急あるときには、直ちにこの補助機關を活動せしめてゐる。

附・録
官吏身分保障令

文官分限令中改正ノ件(昭和七年勅令
第二百五十三號)

親任官其の他特に法令に規定あるものを除く一般文官に休職を命じ得べき場合に關し從來の文官分限令の規定は左の如くであつた。

- 第十一條 官吏左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命ズルコトヲ得
 - 一 懲戒令ノ規定ニ依リ懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ
 - 二 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ
 - 三 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生ジタルトキ
 - 四 官廳事務の都合ニ依リ必要ナルトキ

(第二項略)

此の規定に就き從來屢々論議の焦點となつてゐたのは第四號の規定であつた。「官廳事務の都合に依り」なる理

由の下に、何等其の都合の本質的な説明、理由を要せずして、其の任用に付ては一定の資格を必要とし、其の意に反して同等官以下に轉官せらるることのない官吏に政府は休職を命じ得たのである。之に依つて政府の恣意に、殊に政黨内閣に於ては政黨の有利に、官吏の更迭が行はれ、就中國會選舉の便宜の爲に地方長官、警察部長、内務部長等地方官の休職が行はるゝの勢を馴致した。地方官に於ては身分保障は轉官に就てのみで、肝要な點に何等の保障を與へられず、從て所謂政黨色なき單なる事務家の地方官たることが難いといふ弊風が隨所に見られるに至つた。斯點に處すべく知事公選論等をも生じたが、文官分限令を改正して、事務の都合により休職を命ずるに付、政府の恣意によらず原則として諮問機關に諮るべきものとしたのが本改正勅令である。而して保障の必要は理論上は判任官に就ても同様であるからは亦諮問機關の議を経べきものとした。

次に從來、告訴、告發せられたる事實のみを以て休職を命じ得べきものとせられたが、告訴、告發は何等犯罪

附 則

本令ハ公布ノ日(昭和七年九月二十二日)ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ第十一條第一項第二號ノ規定ニ依リ休職ヲ命ゼラレ本令施行ノ際現ニ休職中ナル者ニ付テハ同號ノ規定ノ改正ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

文官分限委員會官制(昭和七年勅令
第二百五十四號)

文官分限令の改正により兩種の文官分限委員會が諮問機關として定められたるを以て、同時に其の委員會の構成、權限、諮問手續に付て官制が勅令を以て定められた。文官高等分限委員會は全國に唯一であり、文官普通分限委員會は所定の十七種の官廳其の他に夫々一つ宛置かる

文官分限委員會官制

第一章 文官高等分限委員會

第一條 文官高等分限委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ高等文官ニ關スル文官分限令第十一條第三項ノ諮問ニ應ジ意見ヲ答申ス

事實の存在を示すものに非ず、又被害の事實と被害者の名義を虚構して告訴することも絶無とは言ひ難く、告發に至りては被害者よりするものでない故、更に容易に、善意にせよ、悪意にせよ虚構し得るので——之は政争よりの好手段として考へ得られる——以て休職理由なりとするのは地位の安全を保し難い。本勅令は之を起訴に改めた。檢事てふ訴追の裁量權を有し、其の行動に信頼し得る、且つ有權的な國家機關の行爲を以て休職の理由なりとする趣旨である。本勅令の全文は

文官分限令中左ノ通改正ス

第十一條第一項第二號中「告訴若ハ告發セラレタルトキ」ヲ「起訴セラレタルトキ」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ズルトキハ高等官ニ在リテハ文官高等分限委員會、判任官ニ在リテハ文官普通分限委員會ノ諮問ヲ經ルコトヲ要ス但シ其ノ諮問ヲ經ザルコトニ付本人ノ同意アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 委員會ハ會長一人委員七人ヲ以テ之ヲ組織ス
文官分限令第十一條第三項とは本官制と同時に公布施行せられた改正勅令に依り追加せられたる規定である。

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 樞密顧問官 一人
 - 二 大審院長タル判事 一人
 - 三 會計検査院長 一人
 - 四 行政裁判所長官 一人
 - 五 文官文限令ノ適用ヲ受クル勅任文官 三人
- 前項第一號及第五號ノ委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

樞密顧問官は多數中より壹名内閣に於て委員を命ずる。他の員數を示さざるは總て官制に於ては一人に限られたる者の員數を記さざる例であるからである。勅任文官ニ特ニ文官分限令ノ適用ヲ受クル」と規定せるは、各省政務次官、參與官、内務省警保局長、警視總監等自ら分限の保障なき者に他を律せしめることなからしめ、且

此等は概ね政治的職能を有する官故、政治勢力の介入を杜絶する意味である。委員七名の官職は夫々文官の各系統の長官を網羅し、諮問に對する答申の剴切適正ならむことを期してゐる。

第四條 委員會ニ豫備委員六人ヲ置ク

- 一 樞密顧問官 一人
 - 二 大審院部長タル判事 一人
 - 三 會計検査院部長 一人
 - 四 部長タル行政裁判所評定官 一人
 - 五 文官分限令ノ適用ヲ受クル勅任文官 二人
- 豫備委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

豫備委員は委員と同種の資格（規定各號對應）を有する委に次ぐ上席の官吏である。

第五條 會長事故アルトキハ上席ノ委員其ノ職務ヲ代理ス
委員中事故アルトキ又ハ闕員アルトキハ會長ハ同種

書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二章 文官普通分限委員會

第十條 文官普通分限委員會ハ左ノ各官廳ニ之ヲ置ク
當該官廳ノ長官ノ監督ニ屬シ判任文官ニ關スル文官分限令第十一條第三項ノ諮問ニ應ジ意見ヲ答申ス

- 一 内閣
- 二 樞密院
- 三 各省
- 四 朝鮮總督府
- 五 臺灣總督府
- 六 關東廳
- 七 樺太廳
- 八 南洋廳
- 九 會計検査院
- 十 行政裁判所
- 十一 警視廳
- 十二 北海道廳
- 十三 府縣

ノ資格ヲ有スル豫備委員ニ代理ヲ命ズ但シ同種ノ資格ヲ有スル豫備委員ニ代理ヲ命ズルコト能ハザル場合ニハ他ノ豫備委員ノ中ヨリ代理ヲ命ズ

第六條 委員會ハ會長及委員ヲ併セ六人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ
委員會ノ議事ハ出席委員ノ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

第七條 第三條第二項第一號及第五號ノ委員竝ニ豫備會長及委員の或者に付任期の定めがないのは、第三條に依り、其の資格たる官に在官することが會長、委員たる要件とされる故、其の任期は在官期間と合致するを以てである。

第八條 委員會ニ幹事ヲ置ク高等官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

第九條 委員會ニ書記ヲ置ク判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

- 十四 朝鮮總督府道
- 十五 臺灣總督府州
- 十六 貴族院事務局
- 十七 衆議院事務局

前項ノ外各省大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其所轄官廳ニ文官普通分限委員會ヲ置クコトヲ得

第十一條 委員會ハ會長一人委員五人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十二條 會長ハ當該官廳ノ長官ヲ以テ之ニ充ツ但シ内閣ニ在リテハ法制局長官、樞密院ニ在リテハ書記官長、各省ニ在リテハ次官、朝鮮總督府ニ在リテハ政務總監、臺灣總督府ニ在リテハ總務長官、關東廳ニ在リテハ内務局長ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ當該官廳ノ長官之ヲ命ズ

- 一 當該官廳部内ノ高等官 二人
 - 二 當該官廳部外ノ高等官 三人
- 特別ノ事情アル官廳ニ在リテハ當該官廳ノ長官ハ内

閣總理大臣ノ認可ヲ受ケ前項第二號ノ委員ニ代ヘ當該官廳部内ノ高等官ヲ委員ニ命ズルコトヲ得

第十三條 委員會ニ豫備委員三人ヲ置ク

豫備委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ當該官廳ノ長官之ヲ命ズ

- 一 當該官廳部内ノ高等官 一人
- 二 當該官廳部外ノ高等官 二人

前條第三項ノ規定ハ豫備委員ニ付之ヲ準用ス

委員及豫備委員共に當該官廳の内外に之を求め、「事務の都合」の適當なる認定及答申の公正を期するに資することは第一章に於けると同様である。但し例外を制限的に認めてゐる。

第十四條 會長事故アルトキハ上席ノ委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條第二項ノ規定ハ委員ノ代理ニ付之ヲ準用ス

第十五條 委員會ハ會長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

委員會ノ議事ハ出席委員ノ多數ニ依リ之ヲ決ス可否

同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

第十六條 委員及豫備委員ノ任期ハ三年トス

第十七條 委員會ニ書記ヲ置ク會長所屬官廳ノ判任官ノ中ヨリ其ノ官廳ノ長官之ヲ命ズ

書記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第三章 手續

第十八條 文官分限令第十一條第三項ノ諮問ハ勅令文官ニ在リテハ内閣總理大臣、奏任文官ニ在リテハ本廳長官ノ申請ニ依リ内閣總理大臣、判任文官ニ在リテハ本廳長官之ヲ行フ

第十九條 會長、委員及豫備委員ハ自己又ハ其ノ親族ニ關スル事件ノ會議ニ參與スルコトヲ得ズ

會議の公正と、公正に對する外部の信頼を維持するが爲である。

第二十條 委員會ノ審査手續ハ委員會之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

即ち(昭和七年九月二十二日)より施行せられたのである

巡査給與令中改正ノ件(昭和八年二月二十三日勅令第一七七號 同年三月二日施行)

巡査分限令公布に伴ひてなされたる改正である。即ち巡査給與令中左ノ通改正ス

第五條 巡査分限令第五條第一項第一號乃至第四號ニ依リ休職ヲ命ゼラレタル巡査ニハ其ノ休職中月俸ノ三分ノ一ヲ給ス

巡査分限令第五條第一項第五號ニ依リ休職ヲ命ゼラレタル者ニシテ陸海軍ヨリ受クル俸給又ハ給料ノ月額休職ヲ命ゼラレタル當時ノ月俸額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ニ相當スル金額以内ヲ給スルコトヲ得

第十條第一項第二號乃至第五號ヲ左ノ如ク改メ同條第二項ヲ削ル

- 二 廢職若ハ廢廳ノ爲退職シタル者又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生ジタル爲其ノ職ヲ免ゼラレタル者
- 三 不具癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ

職務ヲ執ルニ堪ヘザル爲其ノ職ヲ免ゼラレタル者
四 巡査分限令第五條第一項第五號ニ依リ休職ヲ命
ゼラレタル者

五 死亡シタル者

第十一條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第二項中「休職給」
ヲ「第五條第二項ノ給與」ニ改ム

第五條第一項ノ給與ハ休職ノ翌日ヨリ、同條第二項
ノ給與ハ休職ノ翌月ヨリ之ヲ給ス

第十三條 第五條、第十條及第十二條ノ月俸ニハ功勞
加俸及精勤加俸ヲ含ムモノトス

附 則

本令ハ昭和八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五條の改正は形式は全條改正であるが、内容は第一
項の増加である。分限令に依る休職者中同令第五條第五
號に依らざる者には休職中月俸の三分の一を給與する旨
を明定した。第五號即ち「戦時又は事變に際し陸海軍に
召集せられたるに依り」休職を命ぜられたる者には其月
分の全額を給する旨第十條に於て定めた。尤も之は從來

も第十條第二項第四號に全額を給する者として「休職ヲ
命ゼラレタル者」とあつて其の者に就ては何等の變更を
來してゐないのである。

次に分限令の規定が制定されたのに應じて第十條に於
て特に職を離れつゝ猶其の月分俸給の全額を受くる者と
して廢廳の爲の退職者の外新に（イ）廢職の爲の退職者
（ロ）定員改正に因り過員を生じたる爲の被免職者を加へ
た。退免職が本人の側に原因を存せざる場合故定に妥當
と云ふべきである。第三號の改正は分限令に應じた立言
法の變更に外ならない。仍「休職當月復職シタル者」の
月俸に關する從來の規定は、分限令が新に休職期間を定
め、當月の復職は事實上稀有である故廢止せられた。

第十一條に於ては從來の「休職給」なる術語を廢した
外、第五條の改正に依る三分の一の月俸額計算の日數に
就き、「休職の翌日より」と定めたるに止る。

第十三條に休職者、退職者、免職者へ給與する一時的
又は繼續的の金額の算出の基礎たる月俸は功勞加俸、精
勤加俸を加算したるものなる旨の規定を設けた。蓋し薄

(イ) 懲戒處分

(ロ) 不具癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職
務ヲ執ルニ堪ヘザルトキ

(ハ) 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘザルニ因
リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免職ヲ願出デタルトキ

(ニ) 定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生ジタルトキ
而して(ロ)の場合は虚構を強ひられることのない様、「文
官普通分限委員會ノ議決ヲ經ルコトヲ要」し、且つ該委
員會が免職の議決を爲すには、「廳府縣長官ノ指定シタル
醫師ノ意見ヲ徵スベ」きものと定められてゐる。(第九
條) 委員會の議事方法は普通の判任文官に付行はれる所
と何等異なる所はない。(第八條)

(二) 休職 休職者は職務に従事せず一時休止せる状
態であるが、其の他には唯「俸給ヲ減ゼラレ又ハ受ケザ
ルノ外」は總て在職者と異なることはない。休職を命じ得
べき場合は (第五條)

(イ) 巡査懲戒令ノ規定ニ依リ巡査懲戒委員會ノ審査ニ
付セラレタルトキ

資者に對し給與の多からむことの希はしき外、事實に於
て本人經濟上加俸は俸給と同性質の收入として豫定され
來りしものであり、又住宅料等と異り増俸の變形たるも
のと看做すべきものであるから、之を加算することは結
構寧ろ當然と謂はれるであらう。

本令及巡査懲戒令、巡査分限令は同時に公布、施行せ
られ、生命、身體の多分の危険を冒して奉仕する巡査の
地位は先づ適當に向上せしめられたのである。

巡査分限令(昭和八年勅令第十三號)
同年三月一日施行)

巡査の職務關係の變更、消滅を規定する勅令である。
文官分限令の改正及文官分限委員會官制發布に依つて一
般文官は政黨勢力に對する地位の保障を得たが、此の保
障を最も必要とする警察官吏中、巡査に就ては文官分限
令の適用なき爲、本令は定められたものである。巡査の
黜陟には免職、當然の退職、休職の三あり、本令は其の
行はれ得べき場合を定めてゐる。

(一) 免職 を爲し得べき場合は(第一條、第二條)

- (ロ) 刑事事件ニ關シ起訴セラレタルトキ
 - (ハ) 定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生ジタルトキ
 - (ニ) 事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ
 - (ホ) 戦時又ハ事變ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタルトキ
- 以上五つの場合に限る。休職期間は(イ)(ロ)の場合は事件が裁判所又は巡查懲戒委員會に繫屬中であり、(ハ)(ニ)の場合は一年、(ホ)の場合は召集中であると規定してゐる。

問題となるのは(ニ)の「事務ノ都合ニ依ル」場合である。休職を命ぜられて満期に至ると(一ヶ年)當然退職者となるのであるから、(第四條) 巡查の身分保障の爲には是非共此の休職を制限する必要がある。事務の都合が政治上の都合、政黨の都合たるものが往々にして考へられるからである。故に一般文官と同様に「文官普通分限委員會ノ諮問ヲ經ルコトヲ要ス」るものとし、唯「諮問ヲ經ザルコトニ付本人ノ同意アリタル場合」のみを除外するものと定めた。(第五條第三項) 本勅令中の核心を爲す規定である。

尙此の休職の場合は(ハ)の「定員改正ニ因ル過員ヲ生ジタル」場合と共に「事務ノ都合ニ依リ何時ニテモ復職ヲ命ズルコトヲ得」るものとし(第七條)、本人の側に何等休職理由なきものゝ救済を計つてゐる。

- (三) 當然の退職
- 「當然退職者」とは本勅令の用語であるが、當然の退職者とは、退職理由發生の事實に依り、何等他の手續を要せずして直ちに退職者となるといふ意味である。此の場合(第三條、第四條)
- (イ) 廢職若ハ廢廳ノ場合
- (ロ) 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合
- (現行法上は禁錮及懲役である)
- (ハ) 「定員改正ニ依ル過員」の爲、又は「事務ノ都合」に依り休職を命ぜられたる者の満期(一ヶ年)に至りたるとき

本令は消防手の中判任官の待遇を受くる消防手に準用

される。(附則)

朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳部内の巡查及判任官の待遇を受くる朝鮮總督府道及關東廳消防手の分限に關しては他に特別の勅令が本勅令と同時に制定施行されてゐる。(後出)

巡查懲戒令 (昭和八年勅令第十五號 同年三月一日施行)

本令は巡查の懲戒に關し其の詳細を規定してゐる。但し本令の規定は直接には、即ち本勅令直接の支配は内地の巡查に關してである。本令施行以前に於ては巡查に關しては巡查懲罰例があつたが本令施行と同時に廢止せられた。爰に懲戒なる術語の意義に關し略述する。倫理的な性質を有する特別の權力關係に於て、義務者の義務違反に對し權力者が權力關係の秩序維持の爲に科する制裁である。親權者の懲戒、司獄官の凶徒懲戒、學校理事者の生徒懲戒の如き之である。官吏の懲戒は官吏の義務違反に對し國家が其の使用主として有する權力——任官權——に基いて官規維持の爲に科する處罰である。更に刑

罰と比較して其の性質を見れば概念が明瞭になる。即ち刑罰との差は第一に其の基く所の權力を異にする。刑罰は國家の刑罰權の作用で、即ち一般臣民に對する權力の發動であり、巡查が犯罪を犯して刑罰を受くるとすればそれは一般臣民としてであるのである。懲戒は之に反し任官權の作用として、準官吏たる身分——巡查は判任官待遇である——に基いて行はれる。故に在官中の行爲に就て刑罰は退官後も行はれ得るが懲戒は退官後行はれ得ない。第二に處罰の對象が刑罰は犯罪であり、懲戒は官吏としての義務違反行爲である。第三に處罰の目的が一般社會の秩序維持と官規維持たる差違が存する。第四の差違、そして最も簡單に考へられる差違は刑罰は懲役、禁錮等の自由剝奪があり、財産制裁も職務に無關係な財産に及ぶが、懲戒は唯官規維持に必要な限度に止る故、官吏關係より排除するのが其の最大限度の處罰であることである。

巡查の懲戒は本勅令に依つてのみ行はれる。(第一條) 第二條には巡查の懲戒を受くべき場合として (一) 職務

上の義務に違背し又は職務を怠りたるを、(一)職務の内外を問はず警察官吏たるの威信を失ふべき所爲ありたるとき、(二)を規定する。職務上の義務は法令の規定から直接に生ずる場合と、上官の命令に依りて生ずる場合がある。「義務に違背し」と茲に謂ふのは、義務違反行爲を積極的に行つた場合を指し、「職務を怠り」とは義務に違反した不行爲を指稱するものと思はれるが、兩者合して職務上の義務違背の凡ゆる場合を示すべきもの故、敢て言葉に拘泥する要はない。威信失墜の所爲の範圍は健全なる判断と、懲戒の前例が之を示すであらう。

懲戒處分の種類は重きものより(一)免職、(二)減俸、(三)譴責の三種である。(第三條) 他の一般官吏——文官懲戒令の適用を受くる——と略同様、唯巡查は待遇官吏に過ぎず、法令上の「官」を有せぬから免官といふ處分の代りに免職があるのである。減俸は一月以上十月以下の間、月俸の百分の十以下を減ずる(第四條)もので一般官吏の一月以上一年以下月俸三分の一以下を減ずるのに比し軽い限度である。之は職務上危険率從て懲戒の確

率稍々大なることに原因するもので、又職務執行上經濟的な危惧——減俸への危惧の爲に適正敏速な行動を鈍らしめざらむが爲でもあらう。

第五條 免職及減俸は巡查懲戒委員會ノ議決ニ依リ廳府縣長官之ヲ行フ

譴責ハ廳府縣長官之ヲ行フ

譴責は警視總監、北海道廳長官、府縣知事が専行し、減俸、免職は特に巡查懲戒委員會なる合議機關の議決に依つて——議決を経、且其の議決に何等の變更を加へずして——行ふ。何等の變更なくしてとは言へ、廳府縣長官は本則として自ら該委員會の委員長であるから、其の意見が加味されるのが常である。府縣知事中東京府知事のみは含まぬこと勿論である。

第六條 廳府縣長官ハ懲戒ニ當ルベキ所爲アリト思料スル者ニ付テハ情狀ニ因リ六月以上一年以下ノ期間内其ノ懲戒ヲ猶豫スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ懲戒ヲ猶豫セラレタル者改悛ノ狀

ナキトキハ廳府縣長官ハ猶豫ヲ取消シ其ノ懲戒ヲ行フコトヲ得

猶豫ヲ取消サルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ其ノ懲戒ハ之ヲ行ハズ

巡查の懲戒に就ては特に懲戒の猶豫と謂ふことが規定せられてゐる。恰も刑事法の起訴猶豫の如きものである。

第七條 懲戒ニ付セラルベキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ對シ巡查懲戒委員會ヲ開クコトヲ得ズ

巡查懲戒委員會ノ議決前懲戒ニ付スベキ者ニ對シ同一事件ニ付刑事訴訟ノ始マリタルトキハ其ノ事件ノ裁判確定ニ至ル迄巡查懲戒委員會ノ開會ヲ停止ス

刑事裁判所に繫屬するといふのは、懲戒の原因たる義務違背行爲が同時に犯罪なりとされて檢事に起訴せられてより、其の判決が確定——最早や争ひ得ざるに至るを謂ふ——する迄の間を言ふ。其の間は其の刑事被告事件

は裁判所の審理可能の状態にあるのである。懲戒委員會を其の間開き得ざるものと定めたのは、刑事裁判所は事

實審理に依て事實を獨立に認定し、認定の精確さは他の如何なる審理機關に勝るといふ實質的理由と、行政權を以て裁判權の認定に働きかけることを避ける形式的理由から所謂「刑事訴訟先行の原則」が承認されるからである。同一事件とは行爲事實の同一と行爲者の同一とで劃された範圍である。故に普通には同一事實と考へられる場合でも、例へば數人の巡查の分擔した事實に付て、或者のみ起訴され他は訴追されなかつた場合、起訴されない者の關係では委員會を開くことも出来るであらう。巡查懲戒委員會は刑事裁判確定後に決議をなすけれども、其の決議は必しも裁判と其の軌を一にしない。禁錮以上の刑が確定すれば當然退職となり(巡查分限令第三條)決議をなすも無効であるが、其れ以外の有罪の場合にも輕き程度の懲戒をなし、無罪の場合にも懲戒を決議することは自由である。處罰の標準が異なるからである。

巡查懲戒委員會の構成、決議方法に關しては第八條乃至第十三條に委曲を悉してゐる。

第八條 巡查懲戒委員會ハ警視廳、北海道廳及府縣ニ

之ヲ置ク廳府縣長官ノ監督ニ屬シ第五條第一項ノ議決ヲ爲ス

第九條 委員會ハ委員長一人及委員五人ヲ以テ之ヲ組織ス

即ち六人が其の構成員である。

第十條 委員長ハ廳府縣長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ノ各號ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 警務部長タル警視廳書記官又ハ警察部長タル北海道廳部長若ハ府縣書記官

- 二 警視廳警視、北海道廳警視、地方警視又ハ廳府縣警部 二人

- 三 前各號ニ掲グル者以外ノ廳府縣高等官 二人

前項第二號及第三號ノ委員ハ廳府縣長官之ヲ命ズ

委員會ニ豫備委員四人ヲ置ク第二項第二號及第三號ニ掲グル者ノ中ヨリ廳府縣長官之ヲ命ズ

第十一條 委員會ハ委員長及委員ヲ併セ四人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

委員會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルト

和八年勅令第十六號)がある。其の條文は次の通である。

前項ノ要求アリタルトキハ委員長ハ速ニ委員會ヲ召集スベシ

本屬長官としての總監、長官、知事の請求に基き委員長としての同一人が招集する。書面審理が原則で本人の辯明は必要に應じ求められるのみ(第十五條)。議決は長官に覆申される(第十六條)。委員長及委員は其の親族に關する事件の會議には參與出來ない(第十七條)。公正と公正に對する外部の信頼とを保たんが爲である。

第十八條に委員會の審査手續は委員會が、第十九條に巡查の懲戒一般に關する本令に規定せざる事項は廳府縣長官が定める旨規定してゐる。

尙本令は判任官待遇の消防手に準用される(第二十條)但し其の委員會は別個の構成(同條)を有する消防手懲戒委員會である。

内地以外に付ては「朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳樺太廳及南洋廳部内ノ巡查並ニ判任官ノ待遇ヲ受クル朝鮮總督府道及關東廳消防手ノ分限及懲戒ニ關スル件」(昭

キハ委員長ノ決スル所ニ依ル

委員會免職ヲ議決スル場合ニ於テハ委員長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

「多數に依り」とは無論出席委員の比較的多數のことである。

第十二條 委員長事故アルトキハ第十條第二項第一號ノ委員之ヲ代理ス其ノ委員モ亦事故アルトキハ他ノ

上席委員之ヲ代理ス

委員中事故アルトキ又ハ闕員アルトキハ委員長ハ豫備委員ノ中ヨリ代理ヲ命ズ

第十三條 委員會ニ書記ヲ置ク廳府縣判任官ノ中ヨリ廳府縣長官之ヲ命ズ

書記ハ委員長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

懲戒手續に關シ

第十四條 廳府縣長官ハ巡查懲戒ニ當ルベキ所爲アリト思料スルトキハ證據ヲ具シ書面ヲ以テ委員會ノ審査ヲ要求スベシ

和八年勅令第十六號)がある。其の條文は次の通である。

第一條 朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳部内ノ巡查並ニ判任官ノ待遇ヲ受クル朝鮮總督府道及關東廳消防手ノ分限及懲戒ニ關シテハ巡查及分限令及巡查懲戒令ニ依ル

第二條 巡查分限令及巡查懲戒令中廳府縣トアルハ朝鮮總督府、朝鮮總督府道、臺灣總督府、臺灣總督府州、關東廳、樺太廳及南洋廳トシ、廳府縣長官トアルハ朝鮮總督、朝鮮總督府道知事、臺灣總督、臺灣總督府州知事、關東長官、樺太廳長官及南洋廳長官トス但シ巡查懲戒令第十條第一項中廳府縣長官トアルハ、朝鮮總督府、臺灣總督府及關東廳ニ在リテハ警務局長トス

第三條 巡查懲戒委員會令ハ朝鮮總督府、朝鮮總督府道、臺灣總督府、臺灣總督府州、關東廳、樺太廳及南洋廳ニ之ヲ置ク

第四條 委員ハ巡查懲戒令第十條第二項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 朝鮮總督府
- 一 警務局勤務ノ朝鮮總督府事務官 一人

- 二 朝鮮總督府警察官講習所教授助教又ハ書記 二人
- 三 前各號ニ掲グル者以外ノ朝鮮總督府高等官 二人
- 朝鮮總督府道
 - 一 警察部長タル朝鮮總督府道事務官 二人
 - 二 朝鮮總督府道警視又ハ道警部 二人
 - 三 前各號ニ掲グル者以外ノ道高等官 二人
- 臺灣總督府
 - 一 警務局勤務ノ臺灣總督府事務官 一人
 - 二 臺灣總督府警察官又司獄官練習所教官若ハ書記 二人
 - 又ハ臺灣總督府屬
 - 三 前各號ニ掲グル者以外ノ臺灣總督府高等官 二人
- 臺灣總督府州
 - 一 警務部長タル臺灣總督府州事務官 二人
 - 二 臺灣總督府地方警視又ハ州警部 二人
 - 三 前各號ニ掲グル者以外ノ州高等官 二人
- 關東廳
 - 一 警務局勤務ノ關東廳事務官 一人
 - 二 關東廳警視又ハ警部 二人
 - 三 前各號ニ掲グル者以外ノ關東廳高等官 二人

- 樺太廳
 - 一 樺太廳警察部長 二人
 - 二 樺太廳警視又ハ警部 二人
 - 三 前各號ニ掲グル者以外ノ樺太廳高等官 二人
 - 南洋廳
 - 一 南洋廳書記官 一人
 - 二 南洋廳警視又ハ警部 二人
 - 三 前各號ニ掲グル者以外ノ南洋廳高等官 二人
 - 前項ノ委員ハ警察部長タル朝鮮總督府道事務官、警務部長タル臺灣總督府州事務官及樺太廳警察部長ヲ除クノ外委員會所屬官廳ノ長官之ヲ命ズ
 - 關東廳ニ在リテハ巡查懲戒令第十條第四項ノ規定ニ拘ラズ
 - 第二號ノ豫備委員ニ代ヘ警務勤務ノ關東廳事務官ヲ豫備委員ニ命ズルコトヲ得
- 附 則
- 本令ハ昭和八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 大正九年勅令第三百六十二號ハ之ヲ廢止ス但シ判任官待遇監獄職員ノ懲戒ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ
- 昭和八年五月十日校了

昭和八年五月二十五日發行

第二警察讀本 金一圓五十錢

著者 法制時報社編著

右代表者 發行兼印刷者 小池 則之

印刷所 友文社印刷所 東京市神田區三崎町三丁目三十六番地 電話九段三一四八番

發行所 法制時報社

東京市牛込區矢來町二十五番地 振替東京一八六六八番 電話牛込一〇五五・一〇五六番

く響に朗明はに胸の人會社もついは命生の書良

著名四の社報時制法

丸山警視總監題字

社會常識讀本

千差萬別の諸相も、手繰つてみれば、それは諸相間に於ける一つの連りである。社會に起伏する複雑な出來事も、盡きつめてみれば、輒くその根源を發見し得て、吾々のこれに對する態度を決定し得るであらう。本書は、あらゆる現下の社會問題を捉へ、一々これに對する明快な解決を與へたもので、需要限りない。

【三十九版】

菊判並製二四七頁
特價一圓・送料十錢

警察讀本

安達 内務大臣題字
丸山 警視總監題字
水野前 内務大臣題字

法の制定は、その適用によつて完成される。それだから司法では裁判官・行政では警察官の法適用の如何が重大性を帶ぶ。本書は、法運用の態度と法の精神とを克明に解説し、全國警察官から溢れるような歡迎を受けた良書！

【二十八版】

菊判並製二五〇頁
特價一圓・送料十錢

【三十六版】

山本内務大臣題字
牧野大審院長題字
藤沼警視總監題字
鳩山文部大臣題字
原樞密顧問官題字

第二社會常識讀本

附錄 社會思想辭典
菊判並製三一八頁
特價一圓・送料十二錢

理論と言つてもそれは、いろいろな事實に現れた共通性を抽象して、その上に體系づけられたものだ。總ての理論づけは、事實に對する認識によつて完成される。本書は、現代人の常識に、豊かな土臺を提示したものととして、洛陽の紙價を高からしめた快著！

【最新刊】

藤沼警視總監題字
林 檢事總長題字
秦憲兵司令官題字

第二警察讀本

別冊 關係法令集七〇
附錄

菊判並製三一四頁
特價一圓・送料十二錢

今や法秩序は、人權自由の名の下に侵され、警察官の職務執行が、國家安危に懸る非常時だ。本書は警察官が法執行の聖典として、全警察官諸賢の机上に置かれ、複雑な難問題を解決すべく大きな役割を持つであらうことを確信する。

Small decorative label or stamp on the left edge of the left page.

12

5
2

1.50

572
234

